

第3部

東日本大震災への各分野における対応状況

第1章 初動対応

① 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

平成23年3月11日午後2時46分の地震発生と同時に、市役所本庁舎内に市災害対策本部を設置した。本庁舎は、高台に位置していたため、津波による被害を受けなかった。また、地震に

よる被害も小さかったことから、停電時でも使用可能な通信機器がある防災管理室内に本部を設置した。

2. 情報収集等

市災害対策本部では、通信インフラが途絶していたため、Jアラートや移動系防災行政無線、消防救急無線、消防団無線、県防災行政情報通信ネットワーク、庁内各部等から情報を収集し、その情報をホワイトボードに書き出して情報の共有を図るとともに、報道機関、防災関係機関等へ情報を提供した。

また、把握した被災状況や避難者数は、県防災行政情報通信ネットワークを使用して、県災害対策本部へ報告するとともに、救助や物資の支援要請を行った。

通信手段を複数確保するため、大船渡地区消防組合が保有する衛星携帯電話を1台借用し、県等との通信に活用した。



情報収集に追われる職員



集められた情報はホワイトボードと模造紙にまとめられた（3/11）



12日未明には県立大船渡病院の医師が、市内の避難場所や避難者数の情報を求めて、市災害対策本部を訪れた。市災害対策本部で集約した情報を提供することで、市内の救援・医療活動に役立てられた。市災害対策本部は情報集約の要として、各機関からの情報が収集され、取りまとめが行われた。

3. 本部員会議及び記者会見

市災害対策本部員会議は3月11日午後6時に第1回が行われ、その終了後に記者会見が行われた。11日はそれぞれ計4回、12日は計9回行い、25日以降は基本的には1日各1回の開催とし、午後3時から本部員会議を、午後5時から記者会見を行った。

本部員会議では、収集された情報（被害状況、避難者の状況、インフラの復旧状況等）の共有や対応方針の協議などを行った。



記者会見（3/11）（右から市長、副市長、教育長）

図表 本部員会議及び記者会見開催状況
（3/11～3/18）

	本部員会議		記者会見		場 所
	回	時 間	回	時 間	
3/11	1	18:00～	1	18:30～	応接室
	2	19:30～	2	20:00～	
	3	21:00～	3	21:30～	
	4	22:30～	4	23:00～	
3/12	5	0:00～	5	0:30～	
	6	1:30～	6	2:00～	
	7	4:00～	7	4:30～	
	8	5:30～	8	6:00～	
	9	9:00～	9	9:30～	
	10	11:00～	10	11:30～	
	11	13:00～	11	13:30～	
	12	16:00～	12	16:30～	
	13	20:00～	13	20:30～	
3/13	14	8:00～	14	9:00～	議員控室
	15	10:30～	15	11:00～	
	16	13:30～	16	14:00～	
3/14	17	16:00～	17	17:00～	
	18	中止(津波発生)	18	11:00～	
	19	中止	19	16:00～	
3/15	20	17:00～	20	19:00～	
	21	9:00～	21	11:00～	
3/16	22	17:00～	22	16:00～	
	23	9:00～	23	19:00～	
3/17	24	17:00～	24	11:00～	
	25	9:00～	25	19:00～	
3/18	26	16:00～	26	11:00～	
	27	9:00～	27	18:00～	
	28	16:00～	28	11:00～	
			29	18:00～	

4. 災害対策の総合調整

市災害対策本部では、各所から様々な情報が入ってくる中で、職員がそれらの連絡調整を行った。発災当初は、市防災行政無線と県防災行政情報ネットワークが唯一の連絡手段であったため、市災害対策本部では、消防、自衛隊、警察、病院、避難所等の人命救助を中心とした個別の連絡調整への対応を優先した。応急復旧活動が膨大で、多岐にわたることから、市災害対策本部の活動は、情報共有に努めながら、各部

の自主的な活動によることが多かった。

また、NTT局舎等の被災によりインターネットが利用できないため、復旧活動の参考とするための情報収集を行うことが困難であった。

このため、避難所の廃止時期や被災者救済、行政の体制、応急・復旧活動の状況等、発災後の時系列での対応について、チリ地震津波や新潟県中越地震等の災害誌を参考としながら取組を行った。

5. 被災者の要望等の把握

発災直後から市長自ら市内を巡回し、被災状況を確認するとともに、3月中に70余りの避難所の多くを訪問し、被災者への激励や不足している物資等の把握に努めた。その際は、市秘書広聴課の職員も同行し、逐次その状況等について市災害対策本部に報告、指示するなどの対応

を図った。

また、被災事業所を訪問し、今後の再建等について意見交換するなど、産業再生のために精力的に対応した。さらに、応急仮設住宅入居者との懇談を行い、要望等の把握に努めた。

2 地区本部

1. 盛地区本部

①地区本部の設置

地域防災計画上は、盛地区は津波浸水区域ではなかったため、津波災害での地区本部の設置は想定されていなかった。しかし、今回の震災では、盛地区も津波によって浸水し、盛小学校などに避難所が開設されたことから、地区内の情報伝達をより円滑に行うことを目的として4月25日に盛地区本部を設置した。本部長及び事務局長1名の2名体制でカメラアホール内の盛地区公民館内に設置した。

②地区本部における対応

地区本部の主な業務は、避難所の運営及び盛地区住民への情報提供であった。盛地区では地区本部設置前の3月18日から、毎日午後4時から午後5時まで盛地区対策本部として連絡会議を開催していた。4月11日からは週3回、5月からは週2回の頻度で開催された。地区本部設置後は、地区本部員もこの会議に参加し、市からの情報を伝達した。

③避難所運営

カメラアホールには、4月末時点で50人を超える避難者がいた。避難所の運営は、発災直後

から中央公民館長の統率の元、まとまりがとれた運営が行われていたため、地区本部はこの館長を補佐する形で運営に携わった。館長の負担が大きかったため、中央公民館の職員と地区本部員との共通の勤務表を作成し、負担軽減に配慮した運営が行えるよう対応した。

④地域内の情報収集

地区本部を設置したことで、それまでは避難所では市からの情報を周知することができなかったが、地域公民館長を通じて、在宅避難者への情報提供も行うことができるようになった。全住民に周知が必要な情報は、地区本部員が資料を作成し、連絡会議の際に地域公民館長に渡すなどした。また、地域内の避難所の情報も直接出向いて収集した。

⑤盛地区本部における教訓

盛地区は津波浸水地区の想定がなかったことから、地区本部が設置されなかった。しかし、発災直後から地区内に避難所が開設されたため、もっと早い時期に地区本部を設置すべきであった。

2. 大船渡地区本部

①地区本部の設置

地震発生後、ある大船渡地区本部員は市役所から大船渡地区本部（大船渡地区公民館）へ車で向かおうとしたが、信号の停電等により、国道が渋滞していたため、徒歩で地区本部に向かった。また、別の地区本部員は、国道を迂回し、地区本部に向かった。

地区本部員等が到着すると、多くの住民等が隣接する公園に集まっており、津波の状況を注視していた。午後4時30分頃になって、地区公

民館内に避難者が入り始めたことから、数名の地区本部員と大船渡地区公民館の管理人が協力して、避難者の受入準備（ゴザ敷きや毛布の準備等）を行った。

地区本部には、31名の本部員が在籍していたが、3月11日に地区本部の活動に従事できた者は7～8名で、翌日以降も、地区本部の活動に従事できたのは在籍職員の半数以下であった。

②地区本部における対応

発災直後、地区本部の移動系防災行政無線の通信状況が悪く、さらに、電話等も使用できなかったため、市災害対策本部への連絡は、消防団無線で行った。また、情報は、消防団無線や携帯ラジオから得た。

時間の経過とともに大船渡地区公民館は避難者で一杯になり、近隣の地域公民館や隣接する団地の集会所等を緊急の避難所として開放してもらった。震災当日から、ノートに避難者の氏名と行政区を記入し、避難者名簿を作成した。安否確認等その後の対応に大変有効であった。

地区本部員と大船渡地区公民館職員等が朝夕方ミーティングを行い、情報の共有を図った。4月に入ると市役所の業務へ復帰する職員が多くなり、地区本部の体制が手薄となったため、応援の職員派遣を要請した。5月になると、臨時職員が配置され、さらに6月下旬からは、夜間は警備員が常駐し、職員による宿直を終了した。

市災害対策本部の指示により、地区本部における物資・食料の配布は、当初は避難者であるかどうかに関わらず、全ての被災者を対象に配布していた。しかし、市内店舗での物資の購入が可能となってきた6月からは、在宅避難者に対する配布は行わないこととした。

③避難所運営

地区本部のある大船渡地区公民館には、3月11日に推定800人以上の避難者がいた。夜になって市災害対策本部から届いたおにぎりや近隣



地区本部となった大船渡地区公民館

地域の炊き出しなどを、消防団の協力を得て、避難者に配布したが、数が不足していたため、子どもや高齢者を優先とした。乳幼児を連れた避難者からは、ミルクを求められたが、備蓄もなかったため配布することができなかった。

大船渡地区公民館は、拠点的な避難所としての性格があったため、避難所の整理・集約に伴う避難者の新たな受入れ等にも対応しやすいよう、パーティション等による仕切りを設けずに対応した。避難者の中には、自主的に清掃する避難者もいた。一方で、長期化する避難生活に対して、地区本部員への苦情等もあった。また、外国人の避難者もあり、言葉や生活習慣の違い等から対応に苦慮する場面もあった。さらに、インフルエンザに罹患した避難者が病院から避難所に戻った際には、隔離する場所もなく一時的に倉庫で生活してもらうことで対応した。避難者の居場所について、見取図を作成して、地区本部員等で運営を行いやすいよう工夫した。

④地域内の情報収集

地区本部員は、地区公民館の避難所対応に追われたため、大船渡地区内の避難所の情報収集や在宅避難者の状況等の確認を行うことができなかった。

⑤大船渡地区本部における教訓

地区本部では、移動系防災行政無線の通信状況が悪く、市災害対策本部との連絡が困難であった。また、多くの避難者がいたにもかかわらず、備蓄品が毛布しかなく食料の備蓄もなかった。ミルクや水等も含めて、避難所には災害時の備蓄を行っておく必要がある。

地区本部員の半数以上が、本庁における災害対応業務に従事したため、地区本部は少ない人数での対応を余儀なくされた。このため、地区内の他の避難所の状況把握や対応まで地区本部で行うことが困難であった。こうしたことから、災害時の人員配置についても検討を行っていく必要がある。

3. 末崎地区本部

①地区本部の設置

末崎地区本部（ふるさとセンター）では、津波で道路が浸水したため、発災直後に地区本部へ参集できた職員は6～7名であった。地区本部を設置し、すぐに避難者の受入準備にあたった。ふるさとセンターの体育館ステージにあった座布団をおろし、避難者を和室に収容したが、すぐに満員となったため、末崎中学校の体育館を使用することとし、毛布等を出して、避難者の受入準備を行った。末崎中学校の体育館は避難所として指定されていたが、これまで、ふるさとセンターの和室だけで対応できていたため、末崎中学校体育館を避難所として開設する訓練等は実施していなかった。

深夜、地区本部長が市役所から住田町及び陸前高田市を經由して地区本部に到着した。発災当初は、停電の影響で地区本部の移動系防災行政無線が使用できなかったため、消防団無線を活用して、消防本部を經由し、市災害対策本部に被害状況等の報告を行った。地区内は停電していたが、ふるさとセンターの事務室は地元の業者から発電機を借りて、電気を使うことができ、テレビなども見ることができた。

②地区本部における対応

地区本部では、朝晩ミーティングを行い、当日の予定等の情報共有を図るとともに、食糧班、救援物資班、衛生医療班、ボランティア対応班等の役割分担を行って対応にあたった。市災害対策本部との連絡は、移動系防災行政無線を活用していた。

時間が経過すると、地区本部員は本庁業務に招集され、数名の職員での対応となった。

③避難所運営

地区本部が設置されたふるさとセンターでは、末崎地区内で最も大きい避難所として7月1日の閉鎖まで運営が行われ、最も多い時で約500人が避難していた。

ふるさとセンターの和室には、主に高齢者や



避難所となった末崎中学校体育館

病人を避難させ、その他の避難者は末崎中学校体育館等に収容した。地区本部の隣家では上水道の利用が可能で、3月12日にこの民家から水を確保するとともに、被災していない店舗から米を確保して女性が中心となっておにぎりを作った。また、同日は本市の銘菓である「かもめの玉子」が届き、食事代わりとして配布した。

入浴は近隣のデイサービスや碁石にある民宿の支援があったため、これらを活用した。避難者の中には自主的に掃除をする方やインフルエンザ患者の対応をする看護師がいた。インフルエンザ患者は、2階に隔離室を設けて対応をした。

ふるさとセンターは、通常時は土足禁止の施設であるが、災害発生後は土足での出入りを黙認していた。しかし、インフルエンザ患者が発生した頃から、衛生管理の観点から床掃除を行って土足禁止とした。

避難所では、パーティションとして卓球台を活用したり、女性の更衣室としてテントを活用するなどした。また、末崎中学校体育館では、班編成をして代表者による情報伝達を行った。日が経つにつれ、日中は仕事に出かける方もおり、避難者の把握等が困難となっていたが、こうした班を活用して取りまとめを行った。

④地域内の情報収集

末崎町内の情報収集は、ふるさとセンター体育館の救援物資を各避難所に運んでもらう際

に、各避難所の情報を地区本部に報告してもらうことで行われた。また、3月13日からは、末崎地区内の避難所の状況や要望等を取りまとめるため、地区本部員が細浦方面と碁石方面に分かれ、2名体制で聞き取り調査を行った。独居高齢者等の世帯については、地域公民館長や民生委員が確認を行った。

地区本部ではこうした情報をもとに、個人宅世帯も避難所とみなして、物資の支援等を行った。

⑤末崎地区本部における教訓

末崎地区では、在宅避難者も多く、この方々への物資の配布が困難であったが、地域公民館長や自主防災組織の協力を得ながら配布を行った。日頃から、地区内の組織と地区本部との情報の伝達や協力体制の構築について取り組んでおく必要がある。

また、碁石海岸を訪れていた観光客が、震災により一時帰れなくなったこともあったため、災害時の観光客への対応についても検討が必要である。

4. 赤崎地区本部

①地区本部の設置

地震発生後、地区本部長及び地区本部員1名が直ちに漁村センターへ向かい、津波襲来前に地区本部を設置した。午後3時10分頃、移動系防災行政無線で地区本部の設置を市災害対策本部へ報告した。その後は、無線機のバッテリーが充電されていないため、3月13日に発電機が調達されるまで、市災害対策本部との通信ができない状況になった。

赤崎地区本部のある漁村センターには、300人を超える地域住民や保育園児、小学生等が避難してきた。津波が隣接する公園の高さにまでせまってきたため、施設の2階や屋根へ避難させる等の対応をした。幸いにも施設内への津波浸水は免れた。

その後、地区本部長と地区公民館長等とで話し合い、甚大な災害のため地区本部と地区公民館が連携して被災住民を支援すること、地区公民館を主体とし、地区本部が事務局機能を担う

体制とすることを確認した。午後5時頃に避難者全員を1階大広間に集めて、地区公民館長及び地区本部長それぞれから訓示を行い、「避難者皆で力を合わせて、この難局を乗り切ろう」ということが伝えられた。

②地区本部における対応

地区本部は、3月11日は地区本部長及び地区本部員1名の計2名で対応し、12日には新たに2名が参集して4名での対応となった。避難者名簿や居場所見取り図、安否情報など様々な情報を取りまとめるとともに、津波襲来後、市災害対策本部との連絡が途絶えていたため、市災害対策本部へ足を運び地区本部の状況を報告した。12日は市役所との間を3往復し、飲料水等の物資の運搬も行った。避難所の対応は、地区公民館役員が中心となって行っていたため、地区本部員は、情報収集や市災害対策本部への報告にあたる事が可能であった。17日には地区本部員が1名増員され、18日にはさらに県職員が4名配置されたため、物資の受入・管理・仕分、各地域への配布等が順調に行われるようになった。赤崎保育園の教室（3教室）、遊戯室（約50畳）、被災したJAおおふなと赤崎支店（2階全面と1階の一部）を借用し、物資の集配場所とした。

赤崎地区では、毎日午後7時頃から、地区公民館長、地区本部員、漁村センター避難所の各



赤崎地区本部

係（避難者自らが食事係、清掃係、衛生係、物資係等の役割を担っていた）の代表者、消防団員等によるミーティングで、情報共有や課題の検討を行った。そこで話し合った内容を翌日の午前7時からの朝礼で毎日避難者に情報伝達を行うとともに、パソコンが利用可能となつてからは、伝達事項の貼り出しや、朝礼に参加する他の避難所や地域公民館の代表者等へ配布などを行った。こうして、地区内の情報の共有や課題に対する検討が行われるとともに、朝礼の実施によってその情報が赤崎地区全体に周知できるような体制を構築した。

③避難所運営

※第2章避難所 ②避難所の運営 2. 避難所の取組：漁村センターを参照。

④地域内の情報収集

3月11日に地区公民館長と地区本部長との間で、地区本部のある漁村センターだけでなく、赤崎地区全体の避難者に対応していく必要があるということを確認していたため、円滑に赤崎地区内の各避難所との連携を図ることができた。震災発生から2、3日後からは地区全体の

避難者名簿等の作成を行い、また、毎日の朝礼には、漁村センターの避難者だけでなく、各地域公民館代表者も出席した。朝礼後は各地域公民館代表者との打合せを行い、地域からの要望や疑問点等を把握することができた。それらについては、市災害対策本部や関係機関との連携を図り、解決に向けて取組むとともに、その結果を各地域に伝達した。

⑤赤崎地区本部における教訓

赤崎地区本部のある漁村センターの周辺が津波によって壊滅的な状況となり、道路もがれきによって通行不可能となったため、一時、陸の孤島と化した。こうしたことから、3日分程度は、毛布や食料等の物資を備蓄しておく必要がある。

また、地区本部では、地区本部員は地区公民館をバックアップする体制としたことで住民からの理解が得られ、地区本部や避難所の運営が円滑に行うことができた。さらに、毎朝、地域の関係者が集まって、情報の共有や課題に対する協議を行ったことも、円滑に運営を行うための有効な手段となった。

5. 蛸ノ浦地区本部

①地区本部の設置

3月11日の地震発生後、地区本部員は蛸ノ浦地区本部（蛸ノ浦漁村厚生施設）へ向かったが、津波によってたどり着くことができなかった。13日になって地区本部員2名が地区本部に到着した。地区本部は、地震発生後から2日間は地区本部員である市職員がいなかったが、消防団や地域住民（自主防災組織）が中心となって避難所の運営等を行っていた。

②地区本部における対応

蛸ノ浦地区本部の移動系防災行政無線は、震災前から地理的な影響等により、市災害対策本部との通信状態が悪かったため、消防団無線から情報を得ていた。

13日に地区本部員が到着してから、物資の手配を行ったり、15日までは、夜間も対応したが、蛸ノ浦地区では契約会等の地域住民の方々の協力体制が整っていたため、それ以降は、地



蛸ノ浦地区本部となった蛸ノ浦漁村厚生施設

区本部員は日中の対応となった。当初、地区本部に届く物資を2名の地区本部員で仕分けを行い、各地域に届けていたが、途中からは各地域の代表者に地区本部に取りに来てもらう対応とした。地区本部員は毎日のミーティングの後に、市災害対策本部に出向いて蛸ノ浦地区の状況報告や必要な物資の依頼等を行っていた。

このように、蛸ノ浦地区においては、地域住民が中心となった運営が行われており、14日にトイレが壊れた際には、地元業者が、蛸ノ浦漁村厚生施設の近くに大きな穴を掘り、水槽を入れて臨時のトイレをつくった。また、発電機によって蛸ノ浦漁村厚生施設の電気を復旧させたりした。こうしたことは、地区本部から依頼しなくても地域の方々が自発的に対応しており、地域の中で非常時の協力体制がとれていた。

③避難所運営

地区本部のある蛸ノ浦漁村厚生施設には、当初250人程度の避難者が避難していた。蛸ノ浦地区の4つの地域のうち、長崎地区は津波で被災した世帯がほとんどなかったため、数名が担い手センターに避難していた。清水地区と合足地区は公民館が被災したため、被災した住民らは親戚等に身を寄せていた。蛸ノ浦地区は、当初、蛸ノ浦小学校体育館に避難した者もいたが、暖房がないため、夜になって全員が蛸ノ浦漁村厚生施設に避難した。ここでは、地域住民らによる避難所の運営が行われていた。

地域の婦人会の方が、当番を決めて炊き出しをし、自宅が被災していない方も、当初は避難所で一緒に食事をしていた。蛸ノ浦漁村厚生施設の避難所は、6月10日まで運営された。

④地域内の情報収集

蛸ノ浦地区では4地域（清水、蛸ノ浦、長崎、合足）の各代表者や消防団、地区本部員と毎日夕方にミーティングを行った。ここでは、各地域の状況報告や今後の対応についての協議が行われた。

⑤蛸ノ浦地区本部における教訓

蛸ノ浦地区本部では、発災から2日間は地区本部員が到着することができなかった。この間、地域住民や消防団が中心となって災害対応を行っていた。さらに、移動系防災行政無線の通信状況が悪く、3月23日に衛星携帯電話が配備されるまで、情報伝達がしにくい状況であり、この間、消防団無線によって情報を得ていた。このため、災害時における通信手段の確保は重要な課題である。

また、蛸ノ浦地区では地域住民が中心となった災害対応や地元業者による協力等、通常時の地域のつながりが災害時に力を発揮したことから、日頃から地域で連携を図り、災害時における対応などを決めておくことが必要である。



蛸ノ浦漁村厚生施設

6. 綾里地区本部

①地区本部の設置

発災直後から綾里地区コミュニティ施設（以下「綾姫ホール」という。）に綾里地区本部を設置した。地区本部では、男性2名、女性10名（幼稚園の先生等）で情報収集を行った。また、地元市議会議員にも情報収集等に協力していた

だった。避難者も多く、地区本部の人員が不足し、対応に苦慮した。

地区本部を設置した綾姫ホールは、綾里地区の拠点施設でもあることから、消防団、消防署、警察、地元建設業者、婦人会も綾姫ホールに集まった。

②地区本部における対応

地区本部では、これらの関係機関と連携するために、3月12日に地区連絡協議会を設置した。ここでは、部落会長にも集まっていたが、地区本部、関係機関、地域が一体となって災害対応を行うこととした。さらに、避難所となっていた綾里中学校の代表者にも集まっていたが、避難者と行方不明者の情報について確認を行った。この日の午後には市災害対策本部に出向き、綾里地区の生存者についてラジオ放送を行ってもらうよう依頼をした。

船を所有している人は地震発生後、沖へ避難しており、これらの方々の状況を把握するために、漁協経由で海上保安庁に確認を依頼するなどした。

また、当初遺体安置所を綾姫ホールに設けたが、避難所として使用することになったため、遺体安置所を宮野地区活動センターに移した。

移動系防災行政無線が使用できなかったため、市災害対策本部との連絡がとれず対応に苦慮した。建設業者が持参した発電機が3台あったが、燃料がなかったため、船を流失した人たちが持っていた重油を使うなどした。その他、必要なものは地域の議員などに依頼して確保を図った。

③避難所運営

綾里地区は人口が約4,000人だったが、震災当日はその5分の1にあたる約800人が避難した。綾里中学校には、約700人が避難していた。避難者たちは自ら自治会をつくり、運営が行われた。3月12日からは綾姫ホールの調理室で婦

人会による炊き出しが開始された。調理室が狭かったため、この後13日に綾里中学校家庭科室に移動した。米等は近隣住民からすぐに集まったが、停電していたため夜間は明かりの確保が必要であった。このため、消防団等から投光器を借用し対応した。

23日には避難所を1カ所に集約することとなり、避難者を綾里中学校体育館から綾姫ホールに移動した。

④地域内の情報収集

地域内の情報は、地区連絡協議会に部落会長が参加することなどにより収集した。また、市災害対策本部等からの情報は、地域回覧や全戸配布によって広く周知を図った。

⑤綾里地区本部における教訓

地区本部では、移動系防災行政無線が市災害対策本部とつながらず、また、発災後に設置された衛星携帯電話も、衛星との通信の関係で設置できる場所が限定されたため、情報伝達に支障があった。災害時における通信の確保は大きな課題である。

地区本部では本庁の災害対応業務で参集できない地区本部員もいたため、限られた人員の中で対応できるようにするため、地域住民には何かあった際には直接地区本部に来るのではなく、地域の自治会や行政連絡員に確認をしてももらうようにするなどの工夫をしたが、大規模災害時の対応については不安が残るため、災害時の体制について検討する必要がある。



避難所となった綾里中学校体育館

7. 越喜来地区本部

①地区本部の設置

三陸支所は2階の床上1mまで津波で浸水したため、越喜来地区本部を設置することができなかった。このため、県の施設（空中消火等補給基地）に設置しようとしたが、暖房設備がなかったことから、旧花菱縫製三陸工場に午後5時30分頃、消防署、消防団、地区本部合同の対策本部を設置した。その後、情報収集、行方不明者の搜索等の対応にあたった。



越喜来地区本部

②地区本部における対応

三陸支所には、備蓄物資として圧縮毛布、使い捨てカイロ、簡易トイレ等があり1階に保管していた。津波により、浸水してしまったが、数日後に利用可能なものを運び出した。発災から3日間程は様々な地区等から情報を収集した。

また、浄霊苑の火葬炉を修理に来た業者が、新潟県中越地震を経験していることから、ワゴン車1台に燃料、食料、乾電池、ストーブ等を積んで運んできてくれた。

移動系防災行政無線については、業者が修理を行い、3月13日から使用できるようになった。

発災後1週間程経過してから、警察、自衛隊、消防、越喜来地区行政連絡員との合同会議を開催した。また、この頃から三陸支所の片付けを開始し、がれき撤去、流出書類、机等の回収を行った。また、残存書類、資料等は全国労働組合総連合のボランティアの支援を受けて、旧崎浜小学校体育館へ搬入した。

③避難所運営

東区の避難所は、東区公民館となっていたが、庭まで津波がきたため、旧花菱縫製三陸工場の工場部分を東区の避難所とした。

地区本部では、浦浜地区で被災を免れたローソン大船渡越喜来店の食料を避難炊き出し用に確保するとともに、各地域で炊き出しができるようになる3月20日頃まで、地域住民が持ち寄

った食料や燃料、井戸水を使って仲区公民館で越喜来地区全体の炊き出しを行った。北里大学の学生も大学の体育館に約200人が避難していたため、炊き出しの食料の配布や備蓄していた圧縮毛布を運ぶなどした。地元の婦人会は炊き出しを行ったり、公民館が主体となって独居高齢者宅に食料や水を運んだり、地域の見回りを行ったりした。

夏虫のお湯っこは、電気が1週間程で復旧したため、バスを手配して3月18日から6月13日まで入浴支援が行われた。

④地域内の情報収集

越喜来地区では、区長や行政連絡員等が各地区の安否確認を行っていたため、これらの方々から情報を収集した。さらに、発災から1週間経過した頃から、行政連絡員を交えたミーティングを行い情報共有を図った。

⑤越喜来地区本部における教訓

災害に備えて、地区本部には食料、飲料水、暖房器、発電機等の備蓄品を常備しておくことが必要である。また、地域住民に対しても3日程度の生活ができる物資を備蓄することを周知することが必要である。越喜来地区本部では、本庁業務が再開されるにつれ、地区本部の人員が減っていき、被災地域及び被災者への対応が十分にできなくなった。災害対応が長引く場合の地区本部の位置付けや人員配置等について体制の再構築が必要である。

8. 吉浜地区本部

①地区本部の設置

吉浜出張所には地震発生時、2名の職員が勤務していた。津波の到達点や状況の確認を行うとともに、地区本部が設置される吉浜地区拠点センターから、さらに高台へ避難するよう呼びかけた。

消防団の分団本部は、12分団1部の屯所に設置することとなっていたが、床下まで浸水したため、分団本部も吉浜地区拠点センターに設置された。

②地区本部における対応

3月12日に地区公民館長や地域の代表者、消防団、地区本部員2名による地区本部会議を開催した。この日以降、原則として毎日午後4時頃から地区本部会議を開催することとした。ここでは主に地域内の行方不明者と被災状況を本部のホワイトボードに書き出して確認を行った。そのほか、道路の通行状況や在宅避難者への食料確保等について話し合いが行われた。

行方不明者が全て確認できてからは、ガソリン不足等から不定期による開催とした（4月29日、5月25日、6月15日に開催）。吉浜地区の避難者は4月4日になくなったが、80人ほどいた在宅避難者への物資配布は引き続き行うこととして6月末まで対応した。

地区本部の移動系防災行政無線は使えなかったため、電話が復旧するまでの間、緊急通報や救急要請は消防団無線等を活用した。また、市災害対策本部行きの連絡事項用紙等を活用した。

③避難所運営

吉浜地区拠点センターの避難者は約65人であった。地区内で津波により流失等したのは、2軒であったが、停電や余震、津波を警戒して避難してきた人が多く、特に高齢者世帯が多かった。備蓄毛布が何枚かあったが、避難者は自分たちの家から寝具を持ってきた。消防団等の発電機により電気を確保し、不安を減らすため消防車のライトで外から照らすなどした。停電のため自宅や商店の冷蔵庫が使えなかったことから、近隣住民で食料を持ち寄り、女性が中心となって炊き出しを行った。食料の不足はなく、簡易水道の給水も継続していた。

④地域内の情報収集

地域内の情報は、地域役員らとの打合せ会を開催することで得ていた。その場で、話し合いが行われ、対応について協議した。

⑤吉浜地区本部における教訓

吉浜地区本部の地区本部員は女性が多く、男性は消防団活動を優先したため、発災直後は3名で対応を行った。このため、地区本部の宿泊当直のシフトを組むのが特に困難だった。消防団の業務の見通しがついてからは、市職員の消防団員は、地区本部の業務を優先してよいこととなり対応が可能となった。初動体制では、職員が大幅に不足した中で、避難所運営や地区本部等の対応を行わなければならない、地域の役員等を含めた地区本部体制の検討が必要である。



吉浜地区本部

3 避難広報

1. 防災行政無線による広報

地震発生後、防災行政無線を通して、気象庁等からの津波情報を住民に知らせるとともに、避難指示を発令し、高台への避難及び警戒を呼びかけた。通常、第1報は消防署から行うこととしており、警報等の発表、避難勧告等の発令、消防団の招集や活動指示を広報することとしていたが、消防署から放送することができなかったため、午後2時52分に市役所の親局から津波警報（大津波）の発表、避難指示の発令等の放送を行った。消防署の放送設備（防災行政無線の遠隔制御装置）は、バッテリーを搭載しており、電源は入っていたものの、地震等の影響で市役所の親局を起動することができなかった。その後も、しばらくの間は消防署からの防災行政無線による放送はできなかった。

また、三陸町越喜来地区、三陸町綾里地区、三陸町吉浜地区については、旧三陸町で整備した防災行政無線を市役所本庁舎から遠隔制御装置により操作して放送を行っていたが、三陸支所に設置していた親卓が津波で浸水したため、津波到達後は、防災行政無線の放送はできなかった。このため、住民への周知は消防団に依頼し、車を使用して周知を図った。

津波等に関する情報については、潮位観測装置、気象庁のホームページ、J-ALERT、携帯電話のワンセグ放送等可能な限りの手段を使って入手し、放送内容に反映させていたが、市役所から沿岸部の状況は確認できないため、そのような状況下で避難広報を行わざるを得なかった。

2. 潮位変化の監視

大船渡港津波・高潮防災ステーション（消防署内に設置）では、モニターで監視しながら水門等の遠隔操作ができるシステムを導入していた。須崎川と茶屋前の大船渡商工会議所付近の水門等7基は遠隔操作が可能であり、周辺の安全を確認するためのカメラが設置されていた。午後3時23分にモニターで津波が陸にあがったことを確認すると、その後、午後3時26分にモニター映像が遮断された。カメラの発電設備は大津波を想定したものでなく、堤防の下方に設

置されていたため、大津波によりカメラと発電設備が破壊されたものと考えられる。これによって、沿岸部の津波の状況の確認ができなくなった。

市災害対策本部では、国が設置したGPS波浪計や市が設置した潮位観測装置から潮位情報を入手していたが、津波襲来後、通信の途絶や潮位観測装置の水没により、観測情報を入手することができなくなった。

3. 消防団による避難広報

地震発生後、直ちに消防団員によって避難誘導や避難指示の広報が行われた。155カ所の水門・ひ門の閉鎖や遠隔操作による閉鎖が行われた。遠隔操作ができる水門は7基あったが、3～4基は故障していたことから、消防団員が閉鎖し、午後3時20分に全ての水門閉鎖が完了し

た。

通常であれば、水門・ひ門閉鎖完了と避難状況について防災部指揮本部に消防団無線で報告を行うこととなっているが、報告前に大津波が襲来したため、消防団無線の流失、携帯電話等の通信途絶により、報告ができなかった。ま

た、消防団車両で避難指示の広報を行ったが、津波によって被災地区には進入できず、被害状況の把握も困難であった。水門・ひ門の閉鎖は、後日行われた聞き取り調査によって、全て

が閉鎖されたことが確認できた。しかし、避難誘導中に2名、水門・ひ門の閉鎖活動中に1名の消防団員が津波に襲われ殉職した。

図表 水門の閉鎖状況

	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第10分団	第11分団	第12分団
管 轄 水 門 数	11	25	24	31	12	20	23	5
水門閉鎖開始時間	14:50	14:55	14:55	14:50	14:50	14:50	14:57	14:50
水門閉鎖終了時間	15:20	15:10	15:10	15:00	14:58	15:06	15:05	15:05
水門閉鎖所要時間	0:30	0:15	0:15	0:10	0:08	0:16	0:08	0:15
操 作 団 員 数	11	20	48	20	20	16	50	4
閉鎖状況	全て閉鎖	11	25	24	31	12	23	5
	閉鎖不能	0	0	0	0	0	0	0

(出典:「大船渡市消防団 東日本大震災活動記録誌 不屈の消防魂」)

4 救助・搜索活動

1. 救助活動

①消防署による救助活動

地震発生後の第1報としてリアスホールの楽器庫にいた調律師が停電によって閉じ込められてしまったとの救助要請が消防署に入り、出動後、救助活動にあたった。それ以降は、津波が襲来し、NTT基地局も被災し電話回線が遮断されたため、救助要請はほとんど入らなかった。

②防災ヘリコプターの出動

市災害対策本部では、3月11日に商業施設で

あるマイヤ本店（大船渡町茶屋前）に取り残された方の救出を行うために、県防災行政無線を使って県災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動要請を行った。同時にヘリポートの確保として、大船渡東高校萱中校舎のグラウンドを予定したが、結局この日は防災ヘリによる避難者の救出は行われなかった。翌12日に、マイヤ本店から避難者1名と川原薬局（大船渡町茶屋前）にいた避難者、太平洋セメントの船からの救出が行われた。その他、病院間の広域搬送の要請が多く、消防署では県立大船渡病院に連絡

図表 救急出動状況(3月11日～4月10日)

	出動件数(件)	搬送人員(人)
自 然 災 害	7	9
交 通	11	9
一 般 負 傷	35	30
加 害	1	1
自 損 行 為	5	4
急 病	270	263
そ の 他	転 院 搬 送	52
	資 器 材 搬 送	1
	そ の 他	7
合 計	390	376

(出典:「大船渡市消防団 東日本大震災活動記録誌 不屈の消防魂」)



災害対策本部に詰める自衛隊

要員として隊員を1名常駐させた。

消防署では、現場からの要請を受けて県に対して防災ヘリコプターの出動要請を行ったが、

到着前にケガ人がいなくなったり、場所が分からず到着できなかったりするなど、連携がうまくとれないことが度々生じた。

2. 応援の要請と受入

①緊急消防援助隊

地震発生後、消防署では、衛星携帯電話を2階の防災部に設置した。その後、津波の情報が続々と入り、その被害状況から消防本部では対応しきれないと判断した。このため、午後3時45分に岩手県総合防災室に対して、「緊急消防援助隊」の出動を要請した。併せて、盛岡消防本部（岩手県の代表消防本部）にも同じ内容で県内の応援要請を行った。本来であれば、部隊の規模等も要請するが、本市以外の地域も津波による被害が大きいことが予想されたため、派遣規模は県に任せることとした。

野営場所の確保のために、いくつかの候補をあたった中で、大船渡東高校に出向き、校長先生から了承を得て、同校を野営地とすることとした。3月11日夜には、奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部、12日朝には山形県隊が到着した。山形県隊は2隊に分かれて、大船渡と陸前高田の救助を行うこととなった。その後、14日には大阪指揮支援隊、16日には高知県隊が到着し活動を開始した。大阪指揮支援隊や高知県隊などは防寒着や雪用タイヤの装備が無かったため、貸与するなどして対応した。

②自衛隊

自衛隊の災害派遣要請は、電話回線が不通となったため、県防災行政情報ネットワークを使用して県に行った。

3月11日夜に陸上自衛隊第9特科連隊第2大隊が到着、12日には陸上自衛隊第39普通科連隊も到着した。野営地は当初、総合公園予定地だったが、14日からは大船渡東高校萱中校舎へ移動した。その後到着した陸上自衛隊第9施設大隊第3中隊は大船渡東高校萱中校舎、陸上自衛隊第6施設群は遠野運動公園を野営地とした。

自衛隊は、搜索活動だけでなく、炊事支援、

給水活動、物資の輸送等多くの業務に携わることとなった。また、5月21日には、自衛隊のヘリコプターに市長の他、市民等が搭乗し空から市内の被災状況を確認する「ふるさと確認」や6月4日及び5日には、自衛隊音楽隊による激励演奏が行われるなどした。

③国際救助隊と指揮支援隊

3月12日以降になると、県や外務省等からの連絡により、国際救助隊として中国隊、アメリカ隊、イギリス隊の3隊が入ってくることとなった。これらすべてを本市で対応するのは困難であると判断し、県に指揮支援隊1隊の派遣を要請した。これにより、14日に大阪市及び堺市から指揮支援隊が派遣された。

国際救助隊が入ることから、野営地が大船渡東高校だけでは狭くなると考え、新たな野営地として、住田町の世田米小学校にも設置することとなった。これにより、アメリカ隊及びイギリス隊は世田米小学校、中国隊は大船渡東高校を野営地とした。中国隊は移動手段がなかったため、市のバスで野営地から搜索場所までの送迎を行った。アメリカ隊及びイギリス隊は自分たちで車両を確保していたが、不足していたため、バスをチャーターして対応した。また、国

図表 国際救助隊による活動

アメリカ隊	
人 数	2 隊148人、救助犬14匹
期 間	3 月14日19：15到着（3/16終了）
野営地	住田町世田米小学校 校庭・体育館
イギリス隊	
人 数	62人
期 間	3 月14日19：15到着（3/16終了）
野営地	住田町世田米小学校 校庭・体育館
中 国 隊	
人 数	15人
期 間	3 月13日22：30到着（3/19終了）
野営地	大船渡東高校 校庭

際救助隊には、外務省の事務官が各隊に1名ずつ通訳として同行した。

④海外ボランティア等

3月16日から17日まで、台湾NGO隊35人が



国際救助隊（中国隊）の活動（3/14）

搜索活動に参加した。また、3月21日から3月25日まで、オランダの民間災害ボランティア組織「sign」4人が救助犬4頭を連れて搜索活動に参加した。



台湾NGO隊の活動（3/17）

3. 合同による搜索活動

①搜索方針の決定

自衛隊と消防本部等によって、行方不明者の搜索方法について合同会議が行われた。これにより、自衛隊、緊急消防援助隊、警察と地元で詳しい消防署、消防団がそれぞれ搜索を行うのではなく、これら機関が連携して搜索活動を行うことが話し合われた。搜索方針については、12日の調整会議で正式に決定された。

②搜索活動

3月12日午前7時に猪川小学校に自衛隊、緊急消防援助隊、消防署、消防団、警察等が集結し、班編成等が行われ、合同搜索が開始された。消防団は、沿岸分団が、地元で人命救助にあたり、山手分団は住田町消防団や自衛隊と合同で沿岸分団の応援にまわった。現地には大船渡駅裏付近に現地指揮本部を設置し、その周辺の搜索活動から開始された。一定エリアの搜索が終了すると、加茂神社付近やおさかなセンターなど大船渡町南部へと移動していった。

搜索活動と合わせて12日早朝から市建設課が手配した重機7台によって国道45号の道路啓開作業も行われた。この作業では、重機で道路のがれき撤去を行う際、要救助者がいないか確認をとりながら進める必要があったため、自衛隊

及び消防が通常の搜索活動とは別の部隊を編成した。市が手配する重機を扱う建設業者と搜索を行う消防や自衛隊との連携が必要となるが、当初は、携帯電話が通じず通信手段がないこともあって、道路啓開を行う予定の場所に重機が来なかったり、搜索を行う搜索隊が来なかったりして、連携が困難な中での対応であった。また、搜索活動中には、がれきの中をかき分けながら生存者の発見や遺体の搜索等を行うため、釘の踏み抜きによるケガ等も発生した。特に消防団員は安全靴の装備がない場合があったため、負傷することがあった。

搜索はこうして毎日の搜索範囲が示されて活動を行い、順次状況に応じて移動して行われた。



搜索活動の様子

図表 公務災害の認定を受けた消防団員の状況(負傷別)

傷病名	団員数(人)
釘の踏み抜き	12
捻挫	1
目に異物	1
手のひらの負傷	2
合計	16

(出典:「大船渡市消防団 東日本大震災活動記録誌 不屈の消防魂」)

③調整会議

3月12日夜から市役所において、自衛隊、警察、消防、消防団、市建設課、市防災管理室等による調整会議が開催された。自衛隊からの提案により行われたもので、その日の道路啓開、搜索活動の振り返りと翌日の計画が話し合われた。消防の進行により進められ、行方不明者の搜索、遺体の収容、道路等のがれき処理について関係者での連携が図られ、円滑な作業が進められるよう、情報共有が行われた。

国際救助隊とは、調整会議の後に大阪指揮支援隊の指揮で、通訳を交えて翌日の計画の打合せが行われた。

このようにして毎日、関係者が一堂に会して



国際救助隊と指揮支援隊による国際救助隊調整会議

搜索活動についての協議が行われた。行方不明者の搜索に一区切りがついたあとは、この調整会議は自衛隊活動全般に係る定期的な連絡調整の場として有効に機能した。

④海上の搜索活動

3月11日から海上保安庁の巡視船艇、航空機による海上の搜索が行われたほか、22日からは潜水士による潜水搜索が行われた。また、3月28日からは、海上自衛隊による搜索も行われた。

4. 火災への対応

3月11日から12日に市内で発生した火災の覚知件数は3件で、消防団と消防署が消火活動を行った。このほかにも、船舶や車両の火災が発生していたが、津波のため消火活動を行うことができなかった。

このうち、住宅から出火した火災では、付近の消火栓が使用不能となり、防火水槽から中継送水にて消火活動を実施して鎮火した。水産加工工場付近からの火災は、がれき等によって近づくことができず、火点への直接放水は行わず、

周囲への延焼防止の警戒を実施した。倉庫火災は、消防署隊、消防団による市民プール、河川からの中継送水によって鎮火させた。

図表 震災による火災出動状況

	出動場所	出火原因等
3/11	盛町字内ノ目地内	地震津波による
3/11	大船渡町字砂子前地内	地震津波による
3/12	大船渡町字中道下地内	地震津波による

(出典:「大船渡市消防団 東日本大震災活動記録誌 不屈の消防魂」)

5 非常通信手段

■事実経過

H23/3/11	防災行政無線による気象庁等からの津波情報の周知 通信回線の確保 旧大船渡市分の防災行政無線について、来庁していた保守業者に子局の被災状況等の調査を依頼
発災翌日 ～1週間	県防災行政無線による被災状況報告 移動系防災行政無線の確保（避難所の無線機のバッテリー交換） 支援用災害時優先携帯電話の各課・地区本部配布先の決定 旧三陸町分の防災行政無線の修繕依頼 保守業者に対して、防災行政無線子局のバッテリー提供依頼
発災後1週間 ～1カ月	防災行政無線子局の被災状況確認 防災行政無線子局のバッテリー交換 アマチュア無線の設置・活用（情報収集・連絡） 各地区本部へ衛星携帯電話の貸与

1. 通信手段の確保

①県防災行政情報通信ネットワークの活用

市災害対策本部では、県等との連絡をとるために、県防災行政情報通信ネットワークを確保した。これによって発災当日の午後4時前には県や他自治体等へ連絡をとることが可能であった。

また、同システムのFAX通信を活用して、必要な物品等を県に対して要望した。

その後、4階の無線広報室にあった、J-ALE RT情報表示端末も市防災管理室内でも受信できるようにパソコンを設置した。

J-ALERTについては、防災行政無線システムと連動させることにより緊急情報の自動放送が可能ではあったが、当時は、気象庁から発表された津波警報等の周知と消防署から消防団への活動指示を1つの放送で行うこととしており、また、消防署通信室には消防職員が常駐していたことから、緊急時の広報体制は確保できていたため、津波警報等については、J-ALERT連携はさせていなかった。

②防災行政無線の状況

同報系防災行政無線については、市役所本庁舎に設置してある親卓は、非常用発電機により電源を確保し、発災直後から住民に避難広報や災害情報の伝達を行った。また、三陸支所に設置してある親卓が津波により被災したため、三

陸町越喜来、三陸町綾里、三陸町吉浜については、津波到達後放送することができなくなったが、親卓の基盤の交換修理を行い、3月16日から三陸支所の親卓を操作することにより放送ができるようになった。4月下旬には、三陸支所の親卓を市役所本庁舎に移設し、市役所本庁舎から放送を行った。

防災行政無線子局については、停電によりバッテリーで稼働している状態であった。発災から1週間後には、防災行政無線子局の被災状況の調査を開始するとともに、バッテリー交換を随時実施した。

移動系防災行政無線については、地震後に通じたのは赤崎地区本部（その後すぐに不通）、大船渡地区本部であり、翌日に通じたのが末崎地区本部であった。また、越喜来地区本部（三陸支所）は津波で被災したため、発災直後は使用できなかったが、3月13日には業者による修理が完了し、使用できるようになった。その他の地区本部は、消防団無線を活用し、市災害対策本部との通信を確保した。

③衛星携帯電話・災害時優先携帯電話の配付

発災からしばらくして、各地区本部へ衛星携帯電話や災害時優先携帯電話を貸与した。番号を公表しないことや、緊急時以外は住民の利用は避けるよう指示した。

また、各部に衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配付し、各部署の現場などとの通信手段の確保を図った。

地区本部に対する衛星携帯電話や災害時優先携帯電話の配付後は、移動系防災行政無線を避難所等に貸与した。

④携帯電話の活用

auの移動中継局（車両）が市役所駐車場に設置され、災害対策本部にauの災害時優先携帯電話が貸与された。

また、NTTドコモの中継局が復旧後、災害対策本部にNTTドコモの携帯電話が貸与された。

⑤国土交通省の支援



国土交通省の衛星通信車

国土交通省の支援車の衛星通信を活用して、国・県とのホットラインが開設されたことから、同回線を活用して国及び県に対して必要事項を連絡することができた。

また、赤崎地区本部と三陸縦貫自動車道丸森地域に海上監視用カメラを設置し、災害対策本部内においても監視できる体制を確保できた。

⑥JAXAの人工衛星を活用したインターネット回線接続

3月24日からJAXAの人工衛星「きく8号」を活用した可搬型通信実験用端末を市役所に設置し、市職員によるインターネット接続での関係機関への連絡や情報収集を開始した（4月11日まで）。

⑦警報等の情報伝達

屋外拡声子局が被災して防災行政無線が使用できない地区については、移動系防災行政無線、衛星携帯電話、消防団車両広報により情報の伝達を行った。

屋外拡声子局が被災した地域で救出活動を行う自衛隊等に対して、防災ラジオ（防災行政無線広報を受信できるラジオ）を携帯させた。

2. アマチュア無線の活用

3月14日に、相模原市からアマチュア無線通信機器とアマチュア無線クラブに所属する職員派遣の支援を受け、越喜来地区本部、綾里地区本部及び市役所本庁舎にアマチュア無線設備を設置し、地区本部と市災害対策本部間の通信を

確保した。越喜来地区本部と綾里地区本部には、アマチュア無線技士の免許を保有する職員がいたため、円滑に通信を行うことができた。この支援は、3月23日まで行われた。

6 安否情報

1. 避難者名簿の作成及び情報更新

停電及び情報インフラの不通の中、安否情報については次の方法で情報集約した。

・来庁した市民からの情報の収集及び提供

・各地区本部において地域公民館長等からの情報を収集

・避難所における避難者名簿を確認

発災当日から、市保健福祉課において避難者名簿を作成し、避難所及び各家庭等への避難状況を確認しながら情報更新を行った。

漁村センター内の避難者については、1週間で情報更新を実施した。赤崎地区については、1カ月で避難者名簿を作成し、被災住民の異動先（避難所・親戚・市外等）を把握することで、各種照会に対応した。

避難者名簿は、各避難所で作成された名簿を

とりまとめ、市民ホールで公開した。また、地元新聞社及び県（振興局）に安否情報を提供した。

避難者名簿の情報更新では、各地域に住んでいる職員の見聞きした情報が非常に役に立った。

避難者名簿は庁内の共有フォルダに登録して、他課でも利用できるようにしたが、問い合わせの電話対応は全て市企画調整課で行った。

2. 死者・行方不明者名簿の作成及び情報更新

発災直後は、様々な情報が集まる市総務課において、市市民生活環境課、消防、警察からの情報を受けて死者・行方不明者をリストアップ

し、情報の公表及び更新を行った。市市民生活環境課窓口や避難所への貼り出しの他、新聞への掲載により公表してきた。

3. 名簿に基づく安否確認等の照会対応

市企画調整課では、安否確認に関する調査及び電話照会等の対応を行った。電話による安否確認対応に関して、避難者名簿では確認できない照会が多数あったが、近隣とのつながりが強い地域性などが幸いし、市職員や知人、避難所の担当者などを通じて所在不明者に関する情報

を入手することができ、ほとんどの照会に対応することができた。問い合わせは、被災場所や避難者の確認が多かった。

安否確認の対応は、4月から避難所が閉鎖された8月末まで行った。24時間対応は4月初めまで行い、土日開庁は7月まで行った。

7 災害救助法の適用

東日本大震災に伴う被害の発生に鑑み、本市でも3月11日から災害救助法の適用を受けた。

台風、地震等の自然災害や、大規模な火災、爆発等による災害が発生し、被害が一定程度で救助を必要とする場合には災害救助法が適用され、各種の救助活動が行われる。

法適用による救助は、県知事が法定受託事務として実施に当たるもので、市町村は個別の災害ごとに県知事の委任を受け、又は県知事を補助して救助に当たることとなる。

災害救助法では、避難所にいる避難者だけでなく地域全体にいる被災者を救助することとな

っている。しかし、市民の中には、自宅がある方は救助を受ける対象ではないと考えている方もいたため、こうした誤解を事前に解いておく必要があった。

今回の災害では、食料費に関しては、県から支給されたものが多く、また、全国・海外からの援助物資により賄われたため、供給期間や供給規模に比べて負担が少なかった。

自主防災組織を通じて、災害救助法についての説明を行ったり、職員に対する研修も必要である。

震災の記憶



(当時役職)
大船渡市消防団長
今野 武義 氏

——3月11日の地震発生後の動きから教えてください。

地震発生時、私は、仕事で末崎町にいました。大津波警報が発令されたので、会社に戻ろうと盛町に向かいました。そして、渋滞に巻き込まれながらもなんとか、会社に到着し、社員全員が避難していることを確認して、消防署に向かいました。消防署に到着すると、サンリア前まで津波が来たと聞き、非常に驚きました。

私は、消防団本部に集まってきた団本部の団員2名に徒歩で市役所までの状況を確認するように指示するとともに、各分団との連絡をどのように行うか協議しました。消防団ではデジタル無線を導入していたのですが、その時はつながらなかったため、旧式のアナログ無線で連絡をとりましたが、分団も体制が整うまでに時間がかかったということもあり、夜になるまで情報は全く入ってきませんでした。

——その後は、どのような状況だったのでしょうか。

消防団では、分団が水門閉鎖や避難誘導等を行い、団本部はそれらに対する指揮を行います。このため、情報が入らないと指示が出せませんので、安全確保を図りつつも実際に現場に行って情報収集を行うようにしました。夜中までには無線や団員等から情報が入ってくるようになりました。山手の立根町、日頃市町は津波被害がないので、翌朝からはこれらを中心に動

かそうと考えていました。

そのような中、消防長から明日自衛隊が入るという情報が入りました。“消防団と一緒に活動をしたいと言っているが団長いかがでしょうか。”ということでした。“願ってもないことです。是非ともお願いします。”と回答しました。それまで自分の中ではどのように展開すればいいのか分からない状況だったのですが、そういった情報が入ったことで、これを一つの起点として進めようと思いました。とにかく最初は、自衛隊、消防署とともに、消防団は山手分団と吉浜、盛の分団で活動しようと考えました。

翌朝6時に、集合場所である猪川小学校に行くと、自衛隊の他、警察や住田町の消防団も応援に来ていました。消防団が地域の状況を把握しているので、各機関がそれぞれのチームで活動するのではなく、混成チームで活動することとなりました。初日は、8カ所に振り分けて活動を開始しました。途中から沿岸分団もメンバーに入れてくれという連絡が入ったため、現場で合流してもらいました。翌日からはチームとして組み込んで体制をつくって活動しました。

——搜索活動はどのように行ったのですか。

はじめは、徒歩で声をかけながらの活動でした。その後は、重機を入れて、がれきを少しずつ取り除きながらの搜索活動を行いました。2、3日経過すると道路啓開が進んで活動しやすくなりました。がれきの中での活動でした

が、団員たちは安全靴を履いているわけではありませんので、釘の踏み抜き等により負傷する団員もいました。

——**搜索活動の現場での指揮は誰が執っていたのですか。**

最初の指揮は、消防団でやらせてもらいました。初日は朝6時に集合したのですが、翌日からは最初に消防署に自衛隊、警察、消防緊急援助隊等の幹部が集まり、消防団員が地図で現場の説明をしてから、猪川小学校に集合して活動するようにしました。1日の搜索活動が終わると、市役所で調整会議としてその日の反省と翌日の計画について話し合いました。

——**調整会議はどのように進められたのですか。**

調整会議には、消防団、消防署、自衛隊、警察、市の防災管理室、建設課等が出席して行われました。司会進行は消防次長が担当して、消防団からは団長と本部長、記録係の団員が出席しました。

調整会議ではみんなが協力的でした。例えば、我々消防団が、人員や場所の関係で搜索活動が難しいなと思う場所でも、自衛隊から積極的な協力や提案があって、とにかく前向きに進めようとしてくれました。市の建設課も重機を臨機応変に手配してくれて、調整は大変だったと思いますが、協力的な体制で活動を進めることが出来ました。

——**搜索活動のほかにどのような活動を行いましたか。**

遺体搬送も行いました。遺体搬送は、警察の仕事ですが、人手が足りないということで要請がありました。各分団は精一杯の状況でしたから、団本部で行うこととし、軽トラック2台を使用して遺体安置所まで搬送しました。

また、電気も水道も止まっている状況でしたので、地域の人が困っていることがあれば全て聞いてくるよう団員に指示しました。

このほかにも、避難所対応への協力や夜間の警備等を行いました。

——**今回の災害を受けて消防団の活動可能時間を20分とするルールをつくったと聞いていま**

すが。

宮城県沖地震がくるとずっと言われていたので、警戒していました。宮城県沖地震が発生した場合、津波が大船渡に到達するのは30分後くらいだと聞いていましたので、震災の前年に、水門閉鎖の所要時間と昼夜の出動時間を確認し、これらを勘案して、30分を経過したら水門閉鎖は必要ないということを口頭では各分団に伝えていました。そして、今回の震災で3名の団員が犠牲になったことを踏まえ、二度と犠牲者を出さないためにも、消防団活動の安全管理マニュアルを策定し、地震・津波災害時の消防団員の活動時間を、津波注意報等の発表から20分間と定め、消防団員の安全確保の徹底を図っています。

——**今回の震災を通してうまく活動できたことや反省としてはどのようなことがありますか。**

うまく活動できた点としては、まずは、各分団の結束が素晴らしかったと思います。各分団がまとまっていて、これらが団本部の命令で動いてくれました。

そして、警察や自衛隊等と連携もできていました。これはお互いの信頼関係がすぐに構築できたということが大きいと思います。さらに、消防署と消防団との関係も極めて良い状況であったため、うまく連携を取りながら活動することができたと思います。

また、これまで代々、先輩方から教えられてきたことはほぼできたのではないかと思います。「常に冷静に状況を掌握して行動しなさい。現場を見なさい、自分で見るができなければ部下に確認させなさい。そして、できるだけ早く命令を下しなさい。間違えたら訂正をかければいい、何もしないでいるのが一番悪い」ということを言われてきました。なんとかこうしたことはできたのかなと思っています。

反省点としては、3名の消防団員を亡くしてしまったことです。あとは、普段の活動のあり方を見直すことで、もっと被害者数を少なくできなかったのかということを今でも思っています。

震災の記憶



佐々木俊哉氏

(当時役職)
陸上自衛隊第39普通科連隊長
一等陸佐

——3月11日の大船渡市へ派遣された際の様子から教えてください。

大規模な災害が発生した際の計画に基づいて、地震発生後、準備を整えてすぐに大船渡市へ前進しなさいという命令を受け、準備を整えた部隊から前進しました。

部隊が大船渡市に到着したのは、3月12日午前4時くらいだったと思います。始めに先遣隊を出して、予定していた展開地（猪川町の総合公園予定地）に入れることを大船渡に向かう途中で確認しました。私自身は12日未明に到着しました。前進の途中に12日午前7時から対策会議を市役所で行うことを聞いていましたので、まずは市役所に向かいました。

——捜索活動は各機関が共同で行うことを提案したと聞いていますが。

そうです。対策会議の場で提案しました。阪神淡路大震災の救助活動に参加した隊員から自衛隊だけでは災害派遣の活動には限界があると聞いていました。市、消防、警察、自衛隊にはそれぞれ役割があります。自衛隊は一気に動くマンパワーがありますし、警察はご遺体の扱いといった法的なパワーがあります。消防団員は、地域の情報をたくさん知っています。市の職員は救助活動で家を壊さないと救えない時に、所有者や地域の代表の方と交渉をしてくれます。こういったことを阪神淡路大震災の現場にいた隊員から聞いていましたので、災害が起

きた際には、各機関をコラボレーションさせることが必要だと、弘前から大船渡市へ向かう車の中で考えながら来ました。しかし、現地に入ったら警察がいない、市の職員がいないということも想定できたので、そうした際は自衛隊が中心に活動する必要があるとも考えていました。

——実際に到着するとどのような状況でしたか。

午前7時の会議に行ったところ、市職員は自らも被災されながら献身的に対応していました。警察、消防組合・消防団もいました。市、警察、消防組合・消防団、自衛隊の4つのプレイヤーがそのまま生きていたので、当初想定していたことができると感じました。消防長が司会をしていたこともあって、ここは消防の考えに乗って、消防団のエリアを活かして自衛隊、警察、市も振り分けようと考えました。

大船渡市の場合は、地形も影響していると思いますが、市も消防も警察も残っていたことが幸いして、大変良く機能しました。また、三陸町越喜来などに行く三陸縦貫自動車道が利用できたことで、我々の活動も全然違いました。

——この会議の場では、関係機関による捜索活動等について話し合う調整会議を開くことも提案されたのですか。

そうですね。毎日夕方にその日の進捗や明日の計画を決めましょうということで提案しまし

た。人員の運用と搜索地域の継続性について毎日確認しましょうということを行いました。

——調整会議では、どういったことを話し合ったのですか。

第一にお願いしたのは、必ず各地域に人数の過多はあっても4者の機能を配置させることを依頼しました。二つ目は、大船渡市に不案内な人もいるため、地図を準備してもらうことも依頼しました。これを元に、地域を区切り、ここは消防の何分団の担当、自衛隊は何部隊が担当する等を分かるようにしました。

また、余震も多かったので、余震による津波が来れば二次災害の発生にもつながります。この地域の活動ではどちら側の山に逃げるとよいかということも確認しました。

この調整会議があったおかげで、各機関が顔を合わせて話し合うことで連携がとれていったということもあったと思います。

——現場の被害状況はどのようなものでしたか。

夜明けとともに一面のがれきの町が見えてきました。それを見たときには映画のセットかなというような、なんだこれはという思いで見えていました。市役所に行って、皆さんが生きることが逆に驚きでした。災害業務は、基本的に自治体の業務ですので、自治体が被災して残っていないければ、自衛隊の活動の仕方も随分違ったと思います。

——搜索活動中においてはどのようなことに留意されましたか。

余震が多くありましたので、津波が来た場合に救助活動をしている部隊にいかに早く伝えるのかということが最も大変でした。散らばって活動している隊員に周知させて、車に乗せて逃げるとするのは時間もかかります。

また、ご遺体を扱うため、隊員は心にショックを受けます。これまでご遺体を扱うことはありませんでしたから、一人ひとりショックを受けるのです。このため、夜には、車座になって辛さを吐き出して共有するようにしました。こうした、活動する際の隊員の安全確保と心の配慮が必要でした。

——人命救助・行方不明者搜索から、次第に生活支援の方へ移行していったと思いますが。

この災害は、長期の支援になると当初からわかっていましたので、全ての資機材（食事の炊き出し用の資機材や給水に必要なもの等）を持っていきました。毎日の調整会議でも自衛隊ができることを色々と伝え、どこに展開すればいいのか市から指示をもらっていました。市役所にも自衛隊の連絡員を置いて調整をしていました。

当初は人命救助、行方不明者の搜索を行い、次第に避難所の支援に軸足を移していきました。市で荷分けと配布リストを作成してくれたので、これに基づいて物資集積所や避難所等への配送を行いました。物資配送は、次第に民間事業者が行いましたが、入浴支援については最後まで行いました。

——隊員さん達の活動環境について野営地の状況を教えてください。

最初に野営地となった総合公園予定地から数日で大船渡東高校萱中校舎に移動しました。萱中校舎では、校舎の中を使用させてもらいました。水や電気等のインフラが整っていたのはありがたかったです。最初の1、2週間は風呂もなく、食事もパックご飯でしたが、被災者の方に給食支援や入浴支援を始めた頃から、校舎の中に浴場を作って入ることが出来ました。持参した食料がなくなると弘前に戻ったり、遠野にロジスティクスを担当する部隊がいたので、ここから入手したりしていました。

食事については、カロリーはあってもビタミン等偏りが出てしまいますので、ビタミンやアミノ酸等のサプリメントを隊員に配布したりしていました。

——消防組合や消防団との活動はいかがでしたか。

消防の方々には本当によくやっていただいたと思います。最初に消防長が仕切っていて、これだけ色々な機能も残っているなら、自衛隊が全面に出るよりも、消防の区分けに乗って、そこに市も警察も自衛隊も入っていった方がよいだろうなと感じました。最初の段階で、人命救

助・行方不明者の搜索をうまくできたのは、消防組合・消防団の方たちのお陰だと思います。消防団の方たちは、地域のことをよく知っていますし、自分達の住んでいるところなので、やはり気合が違います。そういう気持ちが一番大事ですからね。

——帰隊のセレモニーでは多くの市民の見送りがありましたが。

市民の方々の感謝の気持ちはとても伝わってきました。私は立場上、笑顔でいましたが、隣のドライバーはずっと泣きっぱなしでしたから。野営地である高校でも我々の車が通ると高校生が敬礼してくれたりしました。

——今回の震災を通して自衛隊として教訓として得たこと等がありますか。

災害派遣活動における根本は、被災者の皆さんの目線で活動することだということが一番の教訓です。また、やはり我々自衛隊だけではできないということも教訓になりました。日頃から県市町村との連携が大切だということですね。実際には計画どおりにいかないこともあるので、そうしたことも踏まえ対応する必要があります。さらに、災害はいつ発生するか分かりませんので、隊員の健康管理を含めてしっかりと日々の準備をしておくということが大切だと思います。

第2章 避難所

1 避難所の開設

■事実経過

H23/3/11	各避難所で開設準備・避難者の受入
3/15	避難所60カ所、避難者8,737人
3/18	避難者の入浴支援開始（～8/31）
4/26	県立福祉の里センターに福祉避難所を開設（～7/25）
8/28	全ての避難所を閉鎖

1. 避難所の開設

本市では地域防災計画において、第一避難場所（津波によるもの）として58カ所を指定していたが、このうち6カ所が津波によって浸水した。第一避難場所の一つである大船渡小学校は、校庭や校舎が津波で浸水したが、校庭に避難していた児童らは、土手を登るなどして全員無事に避難することができた。

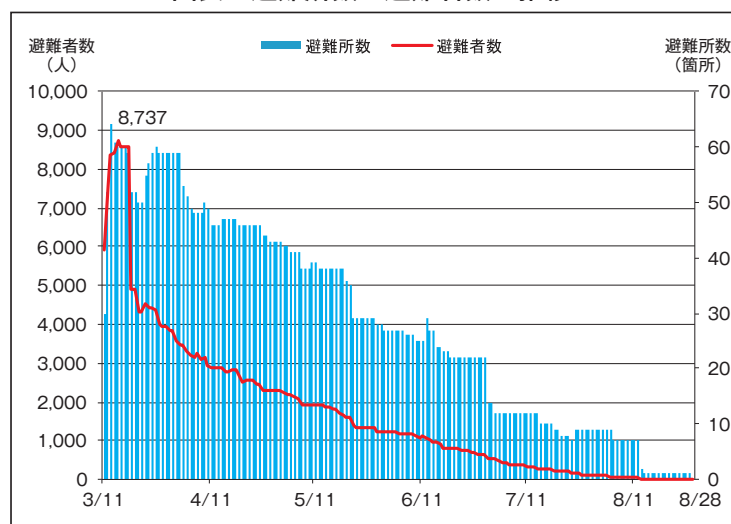
第二避難場所（収容所）は68カ所が指定されており、このうち8カ所が津波の浸水により使用できなかった。また、第二避難場所に指定されていないリアスホール、末崎小学校体育館、県立福祉の里センター、旧花菱縫製三陸工場なども、避難所として開設した。

2. 避難者の収容

各避難所では、周辺の住民らが避難し、避難所への避難者数のピークは3月15日、8,737人

（食事支援のみの方も含む）、避難所の開設数のピークは3月13日の64カ所であった。

図表 避難所数と避難者数の推移



	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/19	4/11	5/11	6/11	7/11	8/11	8/28
避難所数	30	52	64	61	60	60	52	46	39	25	12	7	0
避難者数	5,960	7,545	8,353	8,437	8,737	8,572	5,169	2,831	1,907	1,102	335	54	0

2 避難所の運営

1. 避難所の運営形態

避難所の運営形態は、避難所ごとに異なり、自主防災組織や地域公民館役員を中心に、自主的な運営が行われた避難所や、常駐した市職員が中心となって運営が行われた避難所など様々

であった。主な避難所運営の例として、赤崎地区の「漁村センター」と盛地区の「リアスホール（大船渡市民文化会館・市立図書館）」の運営について紹介する。

2. 避難所の取組：漁村センター

■事実経過

H23/3/11	赤崎地区本部の設置及び避難所の開設 地区公民館長及び地区本部長から避難者全員に対して今後の避難生活等について説明
3/12	避難者全員による朝礼（情報の伝達）（以降、避難所閉鎖まで行う） 避難者名簿の作成、物資・食料の確保
3/13	ストーブ及び灯油が市災害対策本部から届く。 漁村センター内を土足禁止とする。
3/14	米軍ヘリコプターにより救援物資が届く。
3/15	ラジオ体操開始 災害派遣医療チーム（DMAT）が漁村センターで診療開始 避難者外出時の入退室管理開始（手書き用紙）
3/17	衛星電話を設置 避難者外出時のパソコン入力による入退室管理開始
3/19	五葉温泉入浴者の取りまとめ開始
3/20	9時から17時まで大広間のテレビの放映を開始 避難所の夜間施錠を開始
3/23	漁村センターの電気復旧 地元業者の申し出によりシャワー室設置
3/25	シャワー室の利用を利用者名簿管理で実施（1人20分以内、13時～20時）
4/22	入浴施設設置
4/24	漁村センター津波避難検証訓練を実施
5/2	漁村センターの上水道復旧
6/1	夜間警備員を配置（市委託）
7/25	避難所の閉鎖準備（借用物品の返却等）を開始
7/30	漁村センターの大掃除・避難所閉鎖

①避難所の開設・避難者の収容

漁村センターは、赤崎地区本部の設置場所となっており、地震発生後、津波が襲来する前に地区本部長及び地区本部員1名が参集することができ、地区本部を設置するとともに、避難所を開設し、避難者の受入れ体制を整えた。漁村センターには、児童や保育園児、近隣事業所の従業員、近隣住民等300人を超える人が避難してきた。その後、隣接する公園まで津波がせまってきたため、避難者を施設の2階や屋根に避難させた。漁村センター玄関前まで津波によって浸水したものの、施設内への津波の浸水は免れた。

漁村センターには備蓄していた毛布が200枚あり、さらに、敷地内で隣接する赤崎保育園から幼児用の毛布や布団を調達し、避難者におおむね1人1枚の毛布を配ることができた。暖房器具はほとんどが電気を使用するものであったが、ダルマ式ストーブが2台あり、重宝した。

避難者は、1階の大広間（80畳）と2階の中会議室（40畳）、小会議室（27畳）に分かれ、身を寄せ合って一夜を過ごした。

②避難所の運営

発災当日、午後5時頃に避難者を1階の大広

間に集め、地区公民館長と地区本部長から今後の避難生活等について説明を行った。地区公民館長は「前代未聞の未曾有の事態である。皆で助け合ってこの難局を乗り切っていくなくてはならない。非常に大変だと思うが、諦めずに頑張っていこう。」、地区本部長は「想像を絶する状況であり、ここでの避難生活がどのくらいに及ぶか分からない。長期の避難を覚悟せざるを得ない状況と考えている。いずれ、皆で協力し合って頑張っていくしかない。なお、今夜のうちに避難者名簿を作成するので、回覧する用紙に住所・氏名を記入願いたい。」という内容を伝えた。

その後、地区公民館長と地区本部長との間で話し合い、赤崎地区全体の支援を行っていくこと、支援の体制は地区公民館を主体とし、地区本部は事務局の役割として後方支援を行うこと等を確認しあった。住民への対応は、住民に身近な地区公民館が担うことで住民の理解も得られやすく、円滑な運営を行うことができるということ考えた上での判断であった。避難者は食事係、清掃係、衛生係、物資係等の役割を分担するとともに、手製の黄色い腕章を付けることにより識別を行った。そして、毎晩、地区公民館長、地区本部員、各係の代表者、地区消防団代表等でミーティングを開き、様々な課題について協議を行った。

12日には午前8時から、13日には午前7時から、施設の玄関口で避難者全員を集めて朝礼を行った。この朝礼は、避難所が閉鎖されるまで毎朝行い、地区公民館長のあいさつの後に、地区本部長からの諸連絡やそれに対する質疑応答等を継続して実施した。朝礼には、赤崎地区内の地域公民館代表者も出席し、赤崎地区全体で情報共有が図られる体制を構築した。朝礼後は地域公民館代表者との打合せを行い、各地域からの要望や課題等を聴き、現状の把握に努めた。地区本部では、ここで出た内容について市災害対策本部から情報を得たり、関係機関への伝達を行うなどして、課題等の解決を図った。朝礼前には、避難者による館内清掃が毎朝行われた。こうして漁村センターでは、地区公民館



漁村センター

長を中心とした運営体制が構築され、避難者はともに助け合いながら、規律ある避難生活を送った。

12日以降は、ばらばらに避難していた家族の再会などにより、避難者の出入りが多くなり、避難者名簿もこれに応じて更新された。安否確認を求める人が多く、避難者名簿の管理は重要な役割であった。

漁村センターにおける通信環境については、11日の地震発生後、移動系防災行政無線で市災害対策本部に地区本部設置の報告を行ったものの、津波襲来後は、移動系防災行政無線や携帯電話も利用できなくなり、市災害対策本部との連絡手段がなくなった。このため、市災害対策本部へ直接出向いて赤崎地区の情報を報告するとともに、必要な情報の収集に努めた。その後、13日に消防団が小型発電機を調達して、移動系防災行政無線の使用が可能となった。

③物資・食料の供給

漁村センターには、米10kgと500mlペットボトルの水が200本備蓄されていた。プロパンガスが利用できたため、3月11日には女性が中心となってご飯を炊き、小さいおにぎりをつくって避難者に1個ずつ支給することができた。津波によって漁村センター周辺にはがれきが山積みになり、陸の孤島と化していた。12日早朝に市役所から地区本部員が到着したことで、後ノ入まで行けば、山田林道から車で赤崎町外に行けることが分かり、消防団員2名と地区本部員1名が物資・食料の調達に向かった。これにより、午後には、ホームセンターから調達したローソクや粉ミルク、おむつ、食料品が届き、さらに市役所からは200個程度のパンや飲料水

が届いた。こうして、13日の朝食分までの食料を確保することができた。その後は、地元業者等の重機による道路の啓開が急速に進み、県道の開通により食料の車両輸送が可能となったことで、13日以降は毎日食料が届くようになった。

飲料水は、大洞地域の湧水をポリ容器を使って確保した。トイレ用水は、漁村センター東側階段下の店舗内のタンクに大量の海水が貯まっていることが分かり、数十名でバケツリレーをして当面の必要量を確保した。

14日になると米軍のヘリコプターが隣接する公園に着陸し、水、食料、日用品等大量の救援物資が提供された。その後も、米軍のヘリコプターは1週間にわたって20回程、救援物資を提供した。そして、時間が経過するにつれ、市災害対策本部や各所から大量の救援物資が届くようになった。3月末頃からは、ボランティアによる炊き出し支援等も行われた。こうして、震災当初数日間、食料・物資確保に奔走したものの、救援物資が多くなるにつれて、赤崎保育園やJ Aおおふなど赤崎支店も借りて物資を保管するようになった。

④保健・衛生・防犯

漁村センターは、普段は土足禁止であるが、震災後は畳の部屋を除いて、土足利用としていたため、衛生状態に不安が残った。このため、3月13日から施設内を土足禁止に戻すこととし、施設内の清掃を行った。

15日には、長野県佐久市の医療チーム（医師2名、保健師・看護師等7名）が到着し、10畳ほどの応接室を診察室として午前8時頃から診療を行った。前日、あらかじめ赤崎地区全域に連絡をしていたことから、多くの住民が訪れた。震災以降、体調を崩す方が多く、また、処方薬を流失してしまった方も大勢いたため、医療活動の開始は、避難者や住民に安心感を与えた。この日以降、継続して様々な医療チームによる医療活動が行われた。また、こころのケアチームによる活動も行われ、避難者の話し相手となり心のケアも行われた。

避難者は市災害対策本部が手配するバスに乗って週2回程度、五葉温泉での入浴が可能となった。さらに、漁村センターには23日に地元業者からの提供でシャワー室が設置され、4月には同じく支援で薪の循環風呂が設置された。個室シャワーは、仕事勤めの方を中心に利用され、風呂は五葉温泉の入浴支援が行われない日に沸かすこととして、裏手の民家の井戸水を利用し、薪集め、薪割、薪焚きをして対応した。入浴は衛生面だけでなく、心身に安らぎをもたらす上でも非常に有効であった。

漁村センターには多くの被災者が避難していたが、地元住民ではない方の出入りが目立つようになったため、3月20日から夜間施錠を開始した。また、6月1日からは、夜間警備員を配置した。

4月7日には、震度6弱の地震が発生し、津波注意報が発表されたことから、夜のミーティングで協議を重ねた結果、津波警報以上が発表された場合にはさらなる避難が必要であるとの結論に至り、避難訓練を実施することとなった。4月24日午前10時、震度6強の地震が発生し、大津波警報が発表、15分後に10m以上の津波が来襲するという想定のもと、津波避難検証訓練を実施した。高齢の方も多数参加したが、14分で全員が避難所から400m先の山口高台に到着することができた。避難生活を送る中でこうした取組は、被災者の団結心を培う上でも有効であった。

6月を過ぎて気温が高くなってくると、浸水した地域を中心に被災した冷蔵庫から流出した魚類の悪臭が漂うようになり、ハエも大量に発生した。このため手製ハエ捕り器を用いて駆除を図る等、衛生面での対応を行った。



津波避難検証訓練の様子（4/24）

3. 避難所の取組：リアスホール

■事実経過

H23/3/11	来館者、施設利用者等を職員が手分けして屋外（玄関前駐車場）へ避難させた。 停電のため電動シャッターが開かず、ピアノ楽器庫に閉じ込められた調律師が消防署のレスキュー隊により救出される 非常灯のバッテリー切れにより全館消灯。リアスホール前駐車場に避難者が集まる。 避難所の準備及び避難者の受入れ開始 災害用仮設トイレ設置
3/12	発電機設置完了（2基）。各避難スペースにストーブ設置
3/13	災害派遣医療チーム（DMAT）到着 電気が復旧
3/14	エントランス等にテレビ設置
3/15	節電のため館内照明を一部消灯
3/16	NTTドコモから衛星電話を提供され正面入口外に設置 レストランで市内ボランティアグループが炊き出し活動開始
3/17	避難者居住スペースを土足禁止とする
3/19	ラジオ体操を開始（午前と午後の2回）
3/21	避難者の入浴支援開始（バスでの送迎開始）
3/22	水道が復旧
8/18	避難所閉鎖

①避難所の開設・避難者の収容

リアスホールは、避難所に指定されていなかったが、周辺事業所の従業員や住民等多くの人々がリアスホール駐車場に避難してきたため、午後4時頃から避難所の開設準備を開始した。

大ホールは、天井の破損が確認されたため、使用を禁止した。マルチスペースは天井裏のネジの緩み等の確認を行った上で、使用可能と判断した。これにより、マルチスペース、ホワイエ、アトリエの床にスタイロ畳や地絨、ブルーシート等を敷き、避難スペースを確保した。午後4時40分頃に受入準備が完了し、これと前後して避難者が館内に入り始め、その数は470人に上った。避難者は、和室やマルチスペース、ホワイエに避難させた。県立大船渡病院に近いこともあり、医療を必要とする避難者が多く、

自宅からの通院が困難な透析患者なども避難していた。

館内は、停電により照明が使用できなかったため、夕方に救援物資として届いたろうそくを階段等に設置して館内の明かりを確保した。また、市災害対策本部から配布された移動系防災行政無線を事務室に設置して、市災害対策本部との通信手段を確保した。

このほかにも、屋外への災害用仮設トイレの設置や、発電機、ストーブの設置を行った。

避難者の把握は、発災当日は数取り器による避難者数の把握と避難者の氏名、住所等の聞き取りを夜10時過ぎまで行い、翌12日の早朝からは、避難者名簿の作成にとりかかった。安否確認のために、多くの人の出入りがあることから、エントランスに掲示スペースを設けて、伝



地震発生直後のリアスホールの様子（3/11）



正面入口に設置された受付

言メモを貼ることができるようにした。さらに、受付を設置して、避難者の入退室の記録を行い、安否情報を求めて来る人への対応ができるようにした。避難者名簿は、電気が復旧してからはパソコンで作成し、避難者や職員だけでなく、家族や知人を訪ねて来る人の問い合わせに対応した。

②避難所の運営

リアスホールには、市内外から様々な地域の避難者が避難していたこともあり、8月18日に避難所が閉鎖されるまでの間、避難者による主体的な運営は行われず、リアスホールの職員や常駐している施設維持管理等業者により避難所の運営が行われた。当初の対応は、市職員15名（臨時職員を含む。）と施設維持管理等業者4名で行った。

3月13日に電気が復旧したため、14日からはエントランスに設置されたモニターでテレビを見ることができるようにした。さらに、避難者の居住スペースとなっていたマルチスペース、会議室、和室にもテレビを設置した。16日にはNTTドコモから提供された衛星電話を正面入口外に設置し、避難者の連絡手段を確保した。

また、避難している子供たちの学習スペースの確保が必要となり、警察が常駐している場所に近い図書館のエントランス付近を開放した。

図表 リアスホールでの標準的な1日の記録

時 間	内 容
7：00	館内点灯、新聞配達（物資配付所）
7：30	朝のあいさつ及び連絡事項の放送
7：30～8：00	保健師及び医師チームが館内医療ミーティング
8：30	事務局朝礼
9：00	トイレ清掃・床拭き（職員・委託業者）
9：20	市災害対策本部への連絡事項等の交換（自衛隊連絡班）
11：00	職員による生ごみ処理
12：00	昼食配布
13：00～	夕方にかけて入浴出発の放送
17：30	夕食、朝食配布
18：30	郵便物の配布
21：00	館内消灯、学習スペース点灯
22：00	学習スペース消灯

こうして施設の使用方法を、避難者の生活様態の変化に対応させた。

③物資・食料の供給

食料は、炊き出しのおにぎりなどが、発災当日の夜から継続して届けられた。

16日からはリアスホール内のレストランで市内のボランティアグループによる炊き出し活動が開始された。物資及び食料の要請は、職員が必要な物資や食料の数量を把握し、市災害対策本部に報告することにより行った。食事の配布については、1階と2階に配布場所を設け、館内放送により周知し、避難者に取りに来てもらった。

生活必需品等の物資については、随時、避難者に配布を行った。

図表 リアスホールにおける食料の供給

H23/3/11	夜 おにぎり100個程度
3/12	日中～夕方 おにぎり到着
3/13	9：00 おにぎり到着 かもめの玉子到着
3/16	牛井・牛乳到着 夕食に初めてバナナを配布
3/31～	食料の配布回数を昼1回、夜2回に変更 （昼に昼食、夜に夕食と翌日の朝食を配布）
4/20～	牛乳が月・水・金・日に届くこととなる。
6/12	食料の配布対象について告知掲示（仮設住宅居住者、自宅や避難先の水道等が復旧している方は食料の配布対象にならない。）
6/13	レトルト惣菜配布開始
7/11	市の食料の配布が弁当に変更（昼・夜が弁当、朝はパン・牛乳等）

④保健・衛生・防犯

リアスホールでは、発災当日の夜から市保健師が宿泊し、館内の要支援者の見回りなどに従事し、その後も、市保健師や支援自治体等の保健師、看護師、医師が医療・保健活動を行った。特にリアスホールには、医務室が設置され、市内の避難所を巡回する医師の拠点としても活用された。ここでは、民間の医療チームが診療等を担当した。

当初土足で出入りしていたが、支援自治体の保健師の指導で感染症予防のために、3月17日



避難者居住スペース（3/16）

に、敷いていた地氈を回収し、細かくちぎった新聞紙を水で濡らし、床にまいて回収することで土埃等を掃除した。この後、避難者居住スペースを土足禁止として、土足エリアとの区分けを行った。また、19日からは、午前10時と午後3時にラジオ体操を行って避難者の健康管理に努めた。また、他の避難所と違って部屋が多くあることから、インフルエンザや水痘などに感染した方を隔離することが容易であった。

楽屋付近に公演者用のシャワー室があったが、施設内の死角となる場所にあり安全性を確保できないことから、使用しないこととした。また、21日から市の入浴支援が開始され、入浴希望者を募って名簿によって取りまとめを行い、入浴施設までバスによる送迎を行った。

発災当初から断水と停電によって水道が使用できなかった。13日に電気が復旧してからは、トイレの清掃の際にのみ通水して清掃に使用した。15日から17日までは、受水槽にポリ容器を用いて手作業で給水作業を行い、18日以降は給



土足禁止エリアのための床掃除の様子（3/17）

水車から直接受水槽に給水を行うことができるようになった。この作業は水道が復旧する22日まで続けられた。

4月になると長期化する避難生活に対するストレスの影響からか避難者によるトラブル（暴力、物を投げる、精神不安定による大声等）が相次いで発生したため、避難者全員に防犯ブザーを配布するとともに、更衣室にも設置した。

また、警察官の常駐や夜間の警備員の配置により、避難所における治安の維持を図った。



2階に設置された物資配付所（3/16）

③ 物資・食料の供給

発災当初は、各避難所において備蓄物資等の配布やそれぞれ可能な方法での物資・食料の調達を試みられた。同時に、市災害対策本部からおにぎりの配給や物資の供給が開始された。これらの配達と同時に各避難所の避難者数の確認

と必要な物資の確認が行われた。

調理場がある避難所では、炊き出しが行われ、市から届くおにぎりに加えて、支援物資の中から味噌汁等を一緒に配給するなどした。

4 入浴支援

市の入浴支援は3月18日から避難所毎に順次開始された。各避難所では、入浴希望者の取りまとめが行われ、入浴施設までは市が手配する

バスで送迎を行い、1人40分の入浴が可能となった。

5 避難所における保健・衛生活動

停電・断水が発生し、手洗いができなくなったことに加え、避難所では集団生活となったため、インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症の集団発生が懸念された。このため、3月12日から市の保健師等で編成したチームで各避難所を巡回し、避難者の健康状態のチェック、マスク・手指消毒剤の設置及び利用の呼びかけ、健康相談等の保健活動を開始した。14日以降は、全国の支援チームの保健師も含め、市内を5カ所のブロックに分けて行われた。中心となる避難所を拠点として、ブロック内の避難所を医療チーム及び保健チームが巡回するとともに、必要に応じて医師や看護師が自宅に往診に向かう体制で活動を行った。避難所では、保健師は健康相談のほか避難所の衛生面の指導（土足禁止

等）等を行った。

避難所におけるインフルエンザ等の集団発生はなかったものの、散発的にインフルエンザが発生し、り患者の隔離を行うための部屋の確保に苦慮した。感染性胃腸炎についても下痢症状を呈する者が確認されたが、集団発生には至らなかった。

また、食事の改善については、4月3日に栄養士が避難所を巡回して、炊き出し状況の確認をし、11日には岩手県栄養士会、大船渡保健所、市栄養士で市内全避難所の栄養調査を開始した。この結果を受けて、5月11日から避難所へ献立表を配布するとともに、自衛隊の炊き出しに強化米の混入を開始し、避難者の栄養改善に努めた。

6 福祉避難所

本市では福祉避難所を指定していなかったが、発災直後から高齢者施設と連携して福祉避難所を13カ所開設したほか、県立福祉の里セン

ターにも福祉避難所を開設した。

開設期間は、最長で8月25日まで開設し、344人（実人員）を受け入れた。

7 避難所の閉鎖

ライフラインの復旧や応急仮設住宅への入居開始等に伴い、徐々に各避難所の避難者は減少

していき、8月28日に全ての避難所を閉鎖した。

震災の記憶



(当時役職)
赤崎地区公民館長
吉田 忠雄 氏

——3月11日の地震発生後の動きから教えてください。

この日は午後4時から漁村センター（赤崎地区公民館）で会議の予定でしたので、赤崎町の自宅にいました。地震が発生して、津波が来るというのがすぐにわかりましたから、ヘルメットと漁村センターの鍵だけ持って外に出ました。私が住んでいた生形地域では、災害時に誰が誰を避難させるかということを決めていたので、私は、担当していた2人を避難させて漁村センターに向かいました。

漁村センターに到着すると既に赤崎小学校の児童等が避難してきていました。私は高齢者等を畳の部屋に避難させ、津波の様子を見ていました。そのうち、津波が漁村センターの周辺を襲い、漁村センターはあっという間に孤立してしまいました。

津波は、漁村センターに隣接する赤崎公園にも上がってきたので、消防団員に女性や子供等をもっと上に避難させるようお願いし、梯子を使って建物2階のベランダから更に屋根へ上らせました。津波は玄関前でなんとか止まってくれたのでほっとしましたが、多くの避難者とともに完全に孤立してしまいました。

——避難所となった漁村センターでは、吉田館長さんが避難所のリーダーとして避難者のまとめ役となり、行政はバックアップするという役割になったようですが。

生形地域では訓練を行政と一緒にやっていたこともあり、市職員である赤崎地区本部長ら地区本部の職員は、私のこともこの地域のこともよく知っていました。私が住民の先頭に立つ方が、避難者の理解と協力が得られると判断したのだと思います。

漁村センターは300人を超える避難者がいて、避難生活が長引くことが予想され、完全に孤立していたので、みんなを不安にさせないようにしなければならぬと思いました。避難者の中には、リーダーになれそうな人が7人いました。そこで、炊事班、衛生班、掃除班等のリーダーを選んで、3月12日に地区本部の人達に相談をしました。

そしてこの日、全員を集めて朝礼をしました。そこでは、「我々は孤立したため、当分の間、ここで共同生活をしなければならぬ。事故なく秩序を保ち安全に過ごすために、これらの人をリーダーとしてそれぞれ担当してもらいます。私は避難している方々の総責任を負い、バックアップは行政がしてくれます」。ということ全員の前で話しました。13日の朝礼では、お祭りで使った黄色い手ぬぐいで女性の避難者の方々に腕章をつくってもらい、それを渡しました。この腕章には、マジックで衛生担当等と書き、リーダーには横線を書いたものをつけてもらいました。さらに、リーダーには自分の班になる方を5人選んでももらいました。パソ

コンが利用できるようになってからは赤崎地区公民館の緊急対策要員として辞令交付もしました。こうすることでリーダーとしての責任ができてきたと思います。

朝礼は4カ月間、閉鎖するまで1日も欠かさず開催しました。また、午後7時からは消防団の代表者も入り、ミーティングも行いました。朝礼と夜のミーティングを行うことは12日のうちに話し合って決めていました。大人数の避難所を運営していくには組織的に動かしていく必要があると考えていました。

——朝礼と夜のミーティングではどのようなメンバーでどういった内容を話し合ったのですか。

朝礼は、当初、漁村センターの避難者だけで実施していましたが、4日目からは孤立していた地域との往来ができるようになったので、赤崎町の9地域の公民館代表全員に参加してもらいました。救援物資が多く入っていたので、赤崎町内にどんな物資があり、どのように配分するかを9地域の公民館長立会いのもと、伝える必要があったことが朝礼を行う理由の一つでした。

朝礼では、まず自分が訓話をしますが、みんなを安心させるために必ず一つ冗談を言うようにしました。そして、行政サイドからイベントや物資配給などの伝達事項を連絡しました。各地区からも共有すべきこと等の連絡がありました。パソコンが使えるようになってからは、朝礼の伝達事項をまとめて掲示し、記録が残るようにしました。こうして、赤崎地域全体で情報共有を図る体制を構築しました。朝礼を行う大きな理由は、この地域全体での情報共有でした。

一方、夜のミーティングは、漁村センターの各班リーダー、地区本部、消防関係、警察関係に入ってもらいました。今日の出来事の共有と問題点の協議、翌日以降の予定の確認を行うとともに、翌朝の朝礼で伝達することの確認等も行いました。夜は街灯もなく危険だったので、各地区の代表には朝礼だけ集まってもらうようにしました。

——市防災対策本部から届く救援物資の他に、直接漁村センターに届いた物資もあったと思いますが、独自に情報発信を行っていたのですか。

3月12日の夕方からマスコミが漁村センターに来てテレビ中継をしていました。当時ラジオを聞いていると、全国で安否を心配する人がたくさんいることが分かりました。ここで生きていることを伝えたいけれど、知らせる術がなかったのが、このマスコミに取材を受けることを条件にテレビ中継で避難者の顔をゆっくり映してくれないかとお願いしました。これにより、14日朝に避難者を映してもらい、全国に安否を知らせるとともに、私から救援を依頼するために、米を必要としていることを伝えました。この放送を見た方などが、すぐに米を届けてくれ、たくさんの米が集まりました。15、16日頃からはおかずになるものも届くようになりました。

——避難所運営においては、吉田館長さんのように地域の方でリーダーになる方はなかなかいらっしゃらないと思うのですが、なぜまとめ役として活動できたのでしょうか。

私は、太平洋セメントに勤めていて、リーダーシップや人の動かし方を会社の中で学びました。避難所ではリーダーとなる方が必要だと思いますので、私は講演の際にリーダーとしての心構えのようなこともお話しています。

——漁村センターでは4月24日に避難訓練を実施していますがどういった経緯で実施したのですか。

漁村センターは、庭の海拔が10m、建物が11mでした。今回の津波は10.5mでしたから次にどのような津波がくるか分からないと思っていました。特に防波堤も破壊されていたため、余震による津波が発生すれば、漁村センターも危険だということで避難訓練を実施することとなりました。訓練では今回浸水した10mの高さを基準に状況に応じてさらに高い場所へと避難できる地点を避難場所として選び、漁村センターの避難者みんなが歩いて避難行動を検証し、その場所を確認できるようにしました。

避難訓練では漁村センターから避難する際、道路を横断する必要がありますが、事故が発生しないように道路の渡り方も夜のミーティングで検討しました。一列に並んで順に渡るのではなく、20人が道路に沿って並んで一斉に渡らせる方法をとりました。渡り終わったら、車を通してまた20人そろったら渡らせるというやり方です。みんなで議論すると色んな知恵が出るなと思いました。

——漁村センターのある赤崎町生形地域では普段から避難訓練の参加率が高いのではないかと思いますか、いかがですか。

普段の訓練では、参加者数を向上させるために、参加した人に防災グッズを配布したりして、参加した人が得するようにする等、色々と工夫をしています。

今回の震災では、訓練の効果が出た出来事がありました。それは火災発生を想定した訓練でバケツリレーをしていましたが、今回これが役

立ちました。米軍のヘリコプターが救援物資を届けるために漁村センターに隣接する赤崎公園に1日に何度も着陸しました。その際、避難者が一列に並んでバケツリレー方式で米軍のヘリコプターから物資を運び出しました。こうした動きには米軍も驚いていました。

——今回の震災からの教訓はどのようなことがありますか。

まずは、この経験を活かすことが大切だと思います。赤崎地区自主防災組織連合会の記録誌のタイトルも「3. 11の記憶～東日本大震災から学ぶ～」としました。生きた者の責任としてこの教訓を活かすことを考えなければなりません。そういった意味でも我々の体験を他のところで活かすことが我々の役目だと思います。

また、今回の災害では人脈がいかに大切かということも学びました。常日頃のコミュニケーションを大切にしていかなければならないと感じています。

第3章 住宅支援

① 応急仮設住宅

■ 事実経過

H23/3/12	応急仮設住宅の建設地選定開始
3/14	県に対する応急仮設住宅建設の要請
3/18～21	応急仮設住宅の地区別入居希望状況アンケート調査の実施
3/25	応急仮設住宅の建設着工
4/6～18	応急仮設住宅の入居者募集
4/25	応急仮設住宅への入居開始（旧県立大船渡病院跡地から）

1. 建設準備

① 建設候補地の選定等

被災世帯が相当数に上っていたことから、被災者の住居の確保を最優先で行うべく、震災翌日から応急仮設住宅の建設候補地の選定に取り組んだ。建設用地の確保や建設戸数のシミュレーション等は事前に行っていなかったため、市の地理情報システムを活用して建設候補地の選定を行うとともに、応急仮設住宅の必要戸数を把握するため、3月18日から避難所を中心に被災者に対する入居希望アンケートを実施した。この結果では、入居希望者は1,439世帯であったが、その後、市外に避難していた被災者が戻ってくるケース等もあり、この時期での入居希望者は2,000世帯以上となった。その後の入居申込においては、第3希望の団地まで申請出来たが、それでも入居に至らなかった被災者もあり、それらの人向けに再アンケートも実施し

た。応急仮設住宅の建設にあたっては、被災した方々が可能な限り被災前に居住していた地域に住むことができるよう配慮に努めた。

② 用地確保

建設用地については、当初は被災地周辺の浸水を免れた小・中学校の校庭を中心に検討したが、それだけでは建設用地が不足したことから、市内陸部の小・中学校の校庭や都市公園、民有地なども建設用地として確保した。

また、建設用地の選定にあたっては、支援自治体の浜松市が応急仮設住宅建設シミュレーションを実施していたことが、本市の応急仮設住宅建設における建設用地の絞り込み及び確定に役立ち、建設工事の早期着工に結びつけることができた。

2. 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、旧県立大船渡病院跡地の建設から着手し、37団地1,801戸を建設した。規模の大きな団地には、集会所も建設された。複数の建設業者により建設されたため、団地によって外観や内装、設備等に違いが生じた。



建設中の応急仮設住宅

図表 応急仮設住宅の建設状況

場 所	戸数	着工	完成
旧県立大船渡病院跡地	72	3/25	4/20
大船渡北小学校	88	3/30	4/26
大船渡中学校	138	4/5	5/9
市営球場	134	4/8	5/11
末崎小学校	58	4/11	5/11
末崎中学校	70	4/11	5/11
蛸ノ浦小学校	47	4/13	5/13
大立地域	65	4/15	5/13
綾里中学校	90	4/16	5/24
山村広場	84	4/21	5/18
後ノ入地域	64	4/22	5/24
総合公園予定地	308	4/22	6/26
上平地域	41	5/2	5/27
清水地域	19	4/29	5/24
崎浜小学校	35	5/6	5/31
県営長谷堂団地跡地	21	5/6	6/16
東町公園	13	5/6	6/7
小中井地域	27	5/6	6/13
大豆沢地域	24	5/6	6/16
後ノ入北地域	14	5/6	6/13
山口地域	27	5/6	7/11
甫嶺地域	27	5/17	6/29
盛小学校	50	5/20	7/28
第一中学校	120	5/27	7/7
下館下地域	16	6/10	7/7

場 所	戸数	着工	完成
大船渡高校教員住宅跡地	8	6/3	7/7
猪川小学校	50	6/3	7/22
久名畑東地域	16	6/10	7/14
吉浜駅近接ゲートボール場	5	6/10	7/11
富沢公園	8	6/10	7/11
下権現堂公園	12	6/10	7/11
前田公園	12	6/10	7/19
猪川公園	12	6/10	7/19
下船渡公園	10	6/10	7/15
佐倉里公園	6	6/10	7/16
館下公園	6	6/10	7/16
合足地域	4	6/17	7/12
計	1,801		



応急仮設住宅

3. 入居者の募集及び入居

応急仮設住宅については、4月6日から6月24日まで入居申込みを受け付け、次の条件で募集を行った。

なお、当初は、被災住宅の修理・補修に伴う一時的な入居は出来なかったが、修理・補修を行う建設業者等の対応が追いつかず、被災者が避難所での長期避難を余儀なくされる状況となったことから、入居要件が緩和され、被災住宅の修理・補修が長期にわたる場合に限り入居が認められた。

ア 入居できる人は次のいずれか

- ・居住する住宅が半壊以上の被害を受け、その住宅に住めなくなった人
- ・住宅が損傷を受け、取り壊して再建するまで仮住居を必要とする人
- ・二次災害の恐れがあり、その場所に引き続き居住できない人

イ 入居期間は原則2年間で限度

ウ 家賃は無料、光熱費は自己負担

募集にあたっては、「大船渡市応急仮設住宅入居要領」を各避難所等を通じて被災者に配布するとともに、広報おおふなと臨時号やおおふなとさいがいエフエムなどにより被災者への周知に努めた。

入居者の決定は、抽選によらず、被災前の居住地区や行政区、小中学校区の継続を重視した。同じ学区の住民については重度障害者（1、2級）や要介護者がいる世帯、80歳以上の高齢者がいる世帯、6歳以下の子供がいる世帯などの優先順位付けを行い、入居世帯を決定した。

応急仮設住宅の入居にあたっては、完成時期と日本赤十字社等による家電や生活用品の搬入時期等との日程調整に非常に苦慮した。

応急仮設住宅入居者に対しては、日本赤十字社から生活家電セット（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、電気ポットの6点）が提供されたほか、全国の自治体や団体等から寄せられた生活用品や米などの食品類も配布した。

4. 応急仮設住宅の入居者管理

入居者管理については、入退居手続きのほか、入居者の生活状況の変化等による団地間の転居にも対応した。

応急仮設住宅の入居者情報については、入居申込み時の情報（住所等の個人情報、入居希望団地、家族構成など）をベースとして、入退居

等の住民異動情報も併せて管理した。そのため、膨大な情報量となり、その複雑さから管理には苦慮した。これらの情報については、被災者の支援漏れを防ぐことを目的として導入された被災者台帳システムに登載することで、他の被災者支援関連部署との情報連携を図った。

5. 応急仮設住宅の環境の改善と維持

応急仮設住宅の環境については、入居後、さまざまな要望が寄せられた。国・県では、居住環境の改善策として、風除室の設置、二重サッシ化、お風呂への追い炊き機能追加、物置設置などを随時実施した。市としては、各団地において、路面舗装やゴミステーションの追加のほか、悪臭に伴う浄化槽排水路変更など周辺住民からの要望についても、県と協議しながら随時対応した。

また、入居者の見回り等の必要性が当初から考えられており、平成23年8月以降、被災地支

援の一環として、北上市の緊急雇用創出事業により約100人の支援員が各団地に配置された。支援員は、入居者の見回り業務や入居者に対する支援物資の窓口となったほか、入居者と市等との橋渡し役も担った。事業実施にあたっては、事前に事業運営会社と本市において、人数や業務内容について協議し決定した。また、支援にかかる関係者会議を定期的に行き、入居者の現状や支援内容について情報交換を行い、入居環境の改善と維持を図った。

2 民間賃貸住宅の借り上げ

この制度は、民間賃貸住宅を県が貸主から借り上げ、被災者に応急仮設住宅として提供し、家賃等の負担は国が行うものである。市では、県からの委託により、平成23年5月12日から被

災者からの申込受付と契約事務（貸主・県・被災者の3者契約）の仲介を行った。

この制度による入居者に対しても、生活家電セットやその他生活用品の配布を行った。

3 その他の住宅の活用

発災直後、市営住宅の空室や使用を休止していた母子生活支援施設つばき荘（以下「つばき荘」という。）の使用を決定し、一定の条件のもと、入居希望者を募集し、入居者を決定した。

申込み条件は、次の3点を満たすこととし

た。

- ア 避難所に避難していること
- イ 世帯に75歳以上の方又は重度障がい者の方がいること
- ウ 健康状態を考え、避難所での生活が困難であると避難所管理者等が認めること

募集にあたっては、市職員が直接避難所を回って募集要領を避難所管理者等に説明するとともに、各避難所に提出された申込書を回収して回った。

市営住宅（9室）とつばき荘（11室）の入居申込みは100世帯以上あり、高齢者や重度障がい者等がいる世帯など、避難所での生活が困難な世帯を優先して入居者を決定した。

県職員の公舎については、立根町「中野宿舎」の空室であった5室と、末崎町「栽培漁業センター公舎」の9室を確保した。どちらも大きな改修等の必要性は見受けられなかったため、入居募集まで時間をかけず、応急仮設住宅

と合わせて入居者募集を行った。

雇用促進住宅については、元々廃止が予定されていたため、しばらく空室となっていた未修繕の部屋が多く、また、建物の設備等が老朽化していたことから、入居者からの苦情が相次いだ。そのため、市では、入居後の畳替えや鍵、照明器具、風呂釜の付け替え等を行うこととなり、対応に苦慮した。

このほかにも、被災者の入居支援として、北里大学職員宿舎など民間施設の提供（無償貸与）の申出があったことから、早期に被災者の住居を確保することができた。

4 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、募集を開始する前に市内建設業者と実施要領について協議し、住宅再建支援制度よりも早く、4月から申込の受付を開始した。

この制度は、半壊以上の被害を受けた住宅について、屋根、外壁、基礎等の修理、ドア、窓

等の開口部の修理、上下水道や電気などの配管・配線の修理、衛生設備の修理等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもので、限度額は1世帯当たり52万円とし、300件以上の申込みがあった。

第4章 生活支援

1 食料の供給

■ 事実経過

H23/3/11	食料の確保及び炊き出しの開始
3/20	朝食用のパンの提供開始
4/3	栄養士による避難所の炊き出し状況の確認
4/11	市内全避難所を対象とした栄養摂取状況調査の実施（岩手県栄養士会、大船渡保健所、市栄養士）
4/18	炊飯米の提供開始（昼・夕）
5/11	避難所に献立表・強化米配布 自衛隊の炊き出しに強化米の混入開始
5/17	第2回避難所における栄養摂取状況調査実施（～5/20）
5/24	食中毒防止のため自衛隊の炊き出し時間を変更
5/30	避難所でサイクルメニュー導入
6/3	第3回避難所における栄養摂取状況調査実施→避難所へサプリメント・強化米配布
6/7	避難所の個別栄養相談開始
6/13	避難所のレトルト食品（惣菜）配布開始（～7/8 大船渡中学校、リアスホールのみ週3回）
6/16	第4回避難所における栄養摂取状況調査実施
6/29	栄養士会への支援依頼終了
7/10	自衛隊による炊き出し終了
7/11	避難所への弁当の提供開始（昼・夕）

1. 食料の調達

災害時における食料の調達については、流通備蓄から調達することを想定していたため、食料や飲料水の備蓄は行っていなかった。発災直後は、津波により市内の各店舗で甚大な被害が発生し、災害時応援協定の締結先である市内のスーパーも沿岸部の店舗が被災したため、市災害対策本部からの要請に十分対応できるような状況ではなかった。このため、津波の浸水被害を受けなかった市内の各店舗を回って、米や粉ミルクなどの食料や飲料水等の確保に努めた。炊き出し用の米は、学校給食で使用するものや

市内の事業者等から調達するなどしたが、避難者の数が多く、避難生活も長期化することが見込まれ、食料等の不足が懸念されたことから、奥州市などにも出かけて調達するなどして確保した。また、これと並行して、県に食料等の物資の救援要請を行った。

発災から数日後には、岩手県を始め、他の自治体や関係団体等からも食料等の支援物資が届くようになり、食料等の供給を継続して行うことができた。

2. 炊き出しの実施

① 発災直後の対応

発災当日は、盛保育園と立根学校給食共同調理場で市内の避難所に配布するための炊き出しが行われた。また、地震と津波の影響で断水になることが想定されたため、市役所内で水が出るうちに炊き出し用の水を確保し、盛保育園と立根学校給食共同調理場に搬送した。盛保育園

では、プロパンガスが使用できたため、災害用の炊飯袋を使用した炊き出しが、夕方と深夜にそれぞれ1回ずつ行われ、立根学校給食共同調理場では、発電機を確保して調理員らが米を炊き、調理場に参集した生活福祉部の職員によりおにぎりづくりが午前4時頃まで行われた。また、立根小学校の校庭では、自衛隊による炊き

出しも開始された。発災当日の夜には、炊き出しのおにぎりやパンなどを盛小学校やリアスホール、大船渡地区公民館、大船渡中学校などに配送した。

一部の避難所では、近隣住民が食材を持ち寄るなどして、自主的な炊き出しも行われた。

発災翌日以降には、津波の浸水被害のなかった日頃市地区の地域住民や近隣自治体などから市災害対策本部に炊き出しのおにぎりが届けられ、市内の食品製造業者からは弁当が提供されるなど継続した支援があり、避難者への食料を確保することができた。

②おにぎりづくり

市災害対策本部による炊き出しは、立根学校給食共同調理場、立根小学校校庭（自衛隊車両）、猪川小学校調理場、大船渡学校給食共同調理場を拠点に行われ、最初の10日間くらいは、調理員や自衛隊などが炊いたご飯を市役所に運び、おにぎりを作り、1個ずつラップに包んで各避難所に配送した。その後は、地域住民等の協力のもと、調理場でおにぎりを作り、それを市役所に搬送し、市役所（第4会議室）で1個ずつラップに包む作業を行った。

当初は、1日当たり18,800個のおにぎりを作っていたが、4月中旬頃になると、朝食をおにぎりからパンに変更したことや炊き出しを行う避難所が増えてきたことに伴い、1日当たり6,000個にまで減少した。おにぎりは、当初は、ご飯だけで握られた味のないものだったが、徐々に支援物資で届いた梅干し、海苔等を使っ



市役所でのおにぎりづくり（3/13）

て提供できるようになった。また、4月になると気温が上昇してきたため、翌日まで保存しないよう避難所に注意を促した。

③おにぎり等の配送

おにぎりは、主に公用車で朝・昼・晩の3回にわたって配送した。基本的におにぎりと集積所からの物資は別の配送で行っていた。1日3回のおにぎり配送を行うために、翌朝配送するおにぎりづくりを深夜まで行い、朝5時に集合して配送対応を行った。

併せて、調理が可能な避難所には、支援物資の青果や生肉・豆腐等を配送し、調理ができない避難所には、レトルト食品等を配送した。

避難所と食料供給の必要数量は、各地区本部や地域住民等から寄せられる情報をもとに把握した。また、連絡用紙を作成し、毎日、各避難所から食料供給の必要数等を報告してもらった。3月18日頃からは、避難所に避難している方と食料支援を必要としている方とを分けて把握した。食料の供給は、指定避難所に指定されていない避難所にも実施した。

災害救助法では、避難所に避難している方以外でも、自力での物資・食料の調達が災害によって困難である方は、食料供給の対象であったが、配布場所が避難所であったため、食料を受け取りに行きにくい面もあり、在宅避難者等に食料が届きにくい地域もあった。



避難所へのおにぎりの配送（3/13）

④朝食用のパンの提供開始

1日3回の避難所へのおにぎりの炊き出しは、職員の負担が大きいことから、3月20からは朝食用に民間業者からパンを購入して提供

を開始した。4月4日からは県の体制が整ったため、県からパンの支給を受けて提供した。

朝食用のパンを前日の夕食と一緒に配布することによって、職員が朝5時に集合して朝食の配送に備える必要がなくなり、作業負担の軽減を図ることができた。

⑤炊飯米・弁当の提供開始

4月18日からは、昼と夜に提供していたおにぎりを炊飯米に変更した。これは、おにぎりでは衛生面に不安がでてきたことや、栄養士による調査で、栄養面に配慮することとなったこと

によるものである。この頃になると、ほぼ各避難所で炊き出しを行っており、おかずとなるものも作られていた。

炊飯米の提供に変更したことに伴い、炊き出しの拠点を保健介護センター1カ所とし、自衛隊車両により炊飯を行い、保健介護センターの調理実習室で各避難所への配分を行うこととした。その後も、栄養の偏りが指摘され、7月11日からは昼、夜ともに弁当の提供に切り替えた。弁当は、避難所からの注文数を2日前に報告してもらって業者へ注文することとしたが、数の変更が多く調整に手間取った。

3. 栄養改善

4月3日に市栄養士が避難所を巡回し、炊き出しの状況を確認し、11日には岩手県栄養士会、大船渡保健所、市栄養士で市内全避難所の栄養摂取状況調査を実施した。その後、計4回にわたって、調査が実施された。

それまでの食事がカップ麺や白米等、栄養の偏りがみられたため、5月11日には食材の在庫を見ながら市栄養士が作成した献立表を避難所

へ配布した。また、この日から自衛隊の炊き出しに強化米の混入が開始された。28日には避難所にサイクルメニューが提案され、30日に導入された。29日には避難所に野菜ジュースが毎日届くように手配された。6月3日には第3回避難所における栄養摂取状況調査が行われ、サプリメント及び強化米が配布された。

4. 衛生管理

おにぎりづくりでは、衛生面に配慮して、おにぎりを一つ一つラップやホイルに包んで対応した。ラップやホイル等の個数には制限があっ

たため、少ない量で包めるように工夫をしながら対応した。また、できるだけ暖房を使用しないでおにぎりづくりを行う等の配慮をした。

2 物資の集配

■事実経過

H23/3/11	市役所第4会議室を物資集積所として集積
3/12	市役所地階大会議室に物資を集積
3/13	総合福祉センターに物資を集積
3/15	自衛隊による配送開始
3/18	市内学校体育館を順次、物資集積所として活用
3/21	ヤマト運輸による配送開始
3/28	在宅避難者等の状況把握
4/1	緊急雇用創出事業により採用した臨時職員による公用車での配送開始
4/16	大船渡東高校体育館の物資集積所を閉鎖
6/20～29	学校体育館の集積場所を市民体育館、立根小学校及び保健介護センターの3カ所に集約
7/1	物資の受入を停止（ホームページへ掲載）

1. 物資の調達・受入れ

発災直後に、市職員は、市内ドラッグストアやコンビニエンスストア等に直接出向いて物資提供を要請した。店舗が閉まっている場合には、貼紙により要請内容を伝えた。市役所の倉庫からは、備蓄していた簡易トイレ、毛布等を盛小学校等に搬送した。地震発生の3日後には、奥州市などにも出かけて、避難所から特に要請の多かった乳児用の粉ミルク、紙おむつ、女性用衛生用品などを調達した。

県にも物資の救援要請を行ったほか、支援自治体からの申出を受け、必要な物資の提供をお願いし、調達に努めた。また、4月4日からは、必要な物資に関する問い合わせがNHKから定期的にあり、それに回答することにより、

市で必要としている物資の情報がNHKのテレビ放送で流れ、全国から続々と物資が寄せられた。特に布団は、県に要請しても届くまでにかかなりの時間を要したが、テレビで情報を発信することにより、早期に必要な物資を調達することができた。

生鮮食品は、栄養面からは必要な食料であるが、保管を行うことが難しかった。生鮮食品の保管場所となった市役所の地階大会議室は、薬品を使って毎日消毒して室内を清潔に保つようにするとともに、すぐに仕分けをして配送することにより集積所に保管する時間の短縮を図った。また、支援により提供いただいた大型冷凍冷蔵庫1台を活用した。



続々と届く支援物資（3/18）

2. 物資集積所

①物資集積所の設置

物資の集積場所として想定していた市民体育館は、津波による被害を受けたため、当初は使用することができなかった。このため、震災当日から届いた物資は、まず、市役所第4会議室で保管した。12日には、そこでも保管しきれなくなり、地階大会議室へ保管した。13日からは、支援物資も次々と届くようになり、総合福祉センターやカメラホール、学校体育館、地区公民館などを物資の集積所として開設した。その後、学校の再開や集積所の管理上の関係で、6月下旬から市民体育館などに集積所を集約した。物資は、米や水等の重量があるものも多かったため、集積所となった体育館などでは床が抜けるといった事態も発生した。

図表 物資集積所となった施設

施設	設置時期
市役所（第4会議室）	3/11
市役所（地階大会議室）	3/12
総合福祉センター	3/13
盛小学校	4/12
カメラホール	3/15
大船渡小学校体育館	3/19
立根小学校体育館	3/19頃
猪川地区公民館	3/19
大船渡東高校	3/28頃
日頃市小学校体育館	3/28頃
日頃市中学校体育館	3/28
国土交通省テント（岸壁）	5/7
市民体育館	6/27



物資集積所となった市役所地階大会議室（3/16）

②物資の管理

震災当初からしばらくの間は停電のため、パソコンが使用できなかった。このため、物資の在庫管理は手作業で行い、在庫の情報共有ができなかった。しかし、パソコンが使用できるようになってからは、各物資集積所の在庫状況をパソコンで管理した。各集積所には、物資の受払いを管理する職員を配置し、物資の内容及び数量について、毎日報告させることにより、在庫状況を管理した。

支援自治体の職員に集積所の管理・運営を担っていただいたことで、大量に届く物資の受払いに対応することができた。また、地元中高生もボランティアで集積所の管理・運営に参加した。

③物資の受入れ

物資の受入れは、一箇所に集積できるような大規模な施設がないことから、物資の種類に応じて集積所を分けて受け入れるようにした。集積所では、届いた物資を更に品目別に分別して保管した。配送頻度が低いものは奥に入れ、頻度が高いものは前に置くようにレイアウト変更を行いながら対応した。重量物（米や水等）は入口付近等の手前に置き、軽量物（カップ麺等）や季節が限定されるものは奥に置くことを基本とした。また、ニーズの高い缶詰やお菓子、電池、懐中電灯、ラジオ等は手前や集積所の管理者のそばに置くことで集積の効率化を図ることができた。

個人から届く物資は、様々な種類のものが一つの箱に入れられていることが多く、その仕分けに時間を要した。

集積所への物資の搬入に当たっては、提供された台車や水産加工場から持ち込まれたベルトコンベアを有効に活用して行われた。物資の搬入は、ボランティアや自衛隊、支援自治体の職員等の手渡しによるリレー方式で行うことが多かったため、集積所で必要となる人員について、毎日ボランティアセンターと市災害対策本

部で調整を行った。朝早い時間や遅い時間にトラックが到着する際には、職員をその時間に合わせて参集させ対応するなどした。



物資の受入れ（3/17）

④物資の仕分け

避難所への物資の配送は、生活福祉部において、物資の在庫状況と避難所から届く物資の要請情報から、配送表（配送先避難所情報、物資の種類、数量）を作成し、これにより、配送を行った。物資集積所では、配送表をもとに、避難所毎の物資の仕分けを行った。当初の配送表は、手書きで作成されていたが、パソコンが使

用できるようになってからは、食品の賞味期限の欄を設けて管理するなど、様式を改善しながら使用した。

⑤物資の配布会

被災者個々のニーズに対応した物資の配布を行うため、6月に市民テニスコートで物資の配布会を実施した。また、8月と9月にも市民体育館や各地区公民館で物資の配布会を実施した。

なお、7月1日以降は物資の受入れを停止することとして、市ホームページ等に掲載して周知した。



物資の配布会（6/18）

3. 物資ニーズの把握

避難所で必要とされている物資は、当初は各避難所へ物資を運んだ際に、聞き取りにより対応していた。3月15日頃からは、連絡用の用紙を作成し、避難所から必要な物資の種類や数量を記入してもらうこととした。その後、衣類等の細かいサイズを記入する欄を設けるなどの改善を図っていった。例えば、避難所からおむつ

の依頼があってもサイズや種類が分からなかったため、サイズの欄を設けたり、粉ミルクでも新生児用かフォローアップミルクなのか記入できるようにした。さらに、物資の充足状況を記入する欄を設けるなどした。これらを考慮しながら、避難所へ配送する物資を決定した。

4. 物資の配送

物資の配送は、震災直後は公用車や支援に来ていた地元運送業者等によって行われた。3月15日頃からは自衛隊による配送が開始され、21日からは県から派遣された運送業者による配送



物資の配送（3/16）

も行われた。自衛隊と運送業者とはエリアを分担して配送を行った。4月1日からは市の緊急雇用創出事業で雇用された臨時職員による公用車での配送が開始された。



物資の配送（3/18）

5. 在宅避難者等への物資供給

発災以降、市内店舗でも物流が滞ったことから、物資を購入することが困難な状況となったため、物資を求めて市役所に来る市民も多く、正面玄関前に生活物資の配布受付窓口を設置し、必要な物資を配布した。

在宅避難者等の状況の把握がなかなかできないことが課題であったため、3月28日には民生

委員に、4月4日には地区公民館長に対して、高齢者世帯や避難者を受け入れている世帯など避難所以外で生活している世帯で、生活物資等の支援が必要と考えられる世帯の生活状況の把握を依頼した。これにより、支援が必要な世帯を把握し、民生委員を通じて必要な物資を配布した。



市役所正面玄関前での生活物資の配布受付（3/16）



6. 地区本部における物資供給

地区本部には、市災害対策本部から配布される物資のほかに、支援者から直接届けられる物資もあり、物資の保管場所を確保するため、独自に物資の集積所を設けて物資を保管する地区本部もあった。地区本部には、全て避難所が併

設されていたため、併設されている避難所の避難者への物資供給を行ったほか、地区内の各避難所等の物資ニーズを取りまとめ、物資供給を行っていた地区本部もあった。

避難所から対策本部への連絡(要望)事項

◎記入時点の避難者数等の状況（変更がない場合でも必ず記入願います。）

※ 毎日の食事の必要数については、速やかに対応するため、食事の配送時に生活福祉部の配送班に伝えてください。

◎その他の要望・課題・生活等の問題点や情報提供すること（自由記載欄）

氏名	年齢	住所	備考
		盛立大末赤綾猪字	
		盛立大末赤綾猪字	
		盛立大末赤綾猪字	
		盛立大末赤綾猪字	
		盛立大末赤綾猪字	

氏 名	年 齢	住 所
※避難所に初めて来た方は下記に氏名、年齢、住所を記入してください(他の避難所ですでに記入等した方は不要です)		

3 入浴支援

■事実経過

H23/3/12	入浴支援準備（入浴施設及び送迎用のバスの手配、重油等燃料調達等）
3/18	五葉温泉と遊・YOU・亭夏虫で避難者の入浴支援開始
3/20	自衛隊入浴施設を盛小学校に設置
4/8	民宿海楽荘の入浴支援開始
4/15	フレアイランド尾崎岬の入浴支援開始（～6/10）
5/27	自衛隊入浴施設をリアスホールに移設
6/13	遊・YOU・亭夏虫の入浴支援終了
6/16	五葉温泉、民宿海楽荘の入浴支援終了
7/20	自衛隊入浴施設の入浴支援終了
7/21	YSセンターの入浴支援開始（～8/31）

1. 入浴支援の実施に向けた準備

市内の入浴施設のうち、利用可能な施設の確認を行ったところ、五葉温泉（日頃市町）と遊・YOU・亭夏虫（三陸町越喜来）で入浴が可能であったため、これらの施設で入浴支援を実施することとした。

五葉温泉は、源泉温度が低いため、加温する必要がある、そのための燃料（重油）の手配等について、衛星電話で県や地元業者に依頼するなどして確保した。

避難所から入浴施設までの送迎は、バスで行うこととし、送迎をバス会社に依頼して2、3台で対応した。避難所毎に入浴日の割り当てを行い、各避難所の入浴希望者を募る作業と、避難所と入浴施設を往復するバスのダイヤ作成の作業を並行して行った。五葉温泉は1回当たりの利用者数を男女各20人、遊・YOU・亭夏虫は男女各10人として避難所にいる全ての方が入

浴できるようスケジュールを作成した。当初は避難所毎に3日に1回入浴ができる計画で、避難所からバスによるピストン輸送を行って実施した。こうした調整は、電話が通じなかったため、入浴施設、避難所、バス会社に直接出向いて行った。

その後、3月20日から陸上自衛隊入浴施設を盛小学校に設置した。この施設の風呂の水を確保する必要があるため、給水担当を設けて、1日10回程度の水のくみ上げを実施した。

また、4月15日から6月10日まで、フレアイランド尾崎岬での入浴支援を1日4回実施した。市から送迎用のワゴン車1台と職員1名を運転手として配置し、風呂の水は民間運送会社から1日1、2回給水して対応した。風呂の燃料は、指定管理者が契約に基づいて灯油を確保して対応した。

2. 入浴支援の実施

避難所の避難者に対する入浴支援は、3月18日から五葉温泉と遊・YOU・亭夏虫で開始された。五葉温泉は主に旧大船渡市地域の避難者、遊・YOU・亭夏虫は主に旧三陸町地域の避難者を対象とした。五葉温泉利用者には、市が発行する入浴券をバス乗車時に渡し、入浴施設での受付時に回収して対応した。遊・YOU・亭夏虫は、1回の入浴可能者数が少な

いため、入浴券の配布は行わなかった。移動や入浴を円滑に実施するため、バスに市職員を乗車させるとともに、入浴施設にも職員を配置した。当初は、タオル持参としたが、途中から支援物資のタオルやシャンプー等を入浴施設に設置した。

3月20日から始まった陸上自衛隊入浴施設は、自由入浴として誰もが無料で入ることがで

きるお風呂として活用された。この施設は、盛小学校校庭に応急仮設住宅を建設することに伴い、5月27日からリアスホールに移設した。4月8日からは末崎町の民宿海楽荘でも入浴の受入れを行い、好意により無料で実施された。

市内で入浴可能な施設が増えたことや、水道の復旧作業も進んだことで、入浴希望者が減少したことから、避難所に避難している方の入浴頻度を増やしていった。入浴支援については、規模を縮小しながら、最終的には市災害対策本部が廃止される8月31日まで実施された。

図表 入浴支援実績

	利用者数（人）	実施期間
五葉温泉	8,445	3/18～6/16
遊・YOU・亭夏虫	3,050	3/18～6/13
自衛隊入浴施設	33,265	3/21～7/20
民宿「海楽荘」	15,472	4/8～6/30
フレアイランド尾崎岬	873	4/15～6/10
YSセンター	1,707	7/21～8/31
福祉の里センター	12,829	3/21～8/12
計	75,641	

4 罹災証明書等の交付

1. 罹災証明書の交付

①被害認定調査

＜津波被害の調査対応＞

津波被害については、3月12日から17日まで初動の家屋被害調査を実施した。

消防団や地区本部に行かなければならない職員もいたが、市税務課職員は、内陸部の居住者が多く、残っていた男性職員で、津波の浸水範囲とともに、家屋の被害状況を全壊（全流失）と半壊の2区分で判断し、家屋修正図等に記載し、被害家屋棟数を把握した。

車の通行が可能などところまでは乗り合わせて移動し、後は徒歩で調査した。

県からも、仮設住宅をどの程度設置する必要があるかを把握するため、早々に被害家屋の棟数報告を求められた。

その後、市税務課職員は、避難所対応や入浴支援、給水業務など他の業務を行うことになり、家屋被害調査や罹災証明書に係る業務は一旦休止した。

27日に内閣府の被害認定基準に係る説明会が庁内で開催された。この説明会では、通常の家屋被害調査マニュアルで被害認定すると非常に時間がかかることから、簡便な調査で、4区分（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）に認定する

方法が示された。この調査方法を踏まえ、28日から家屋被害認定の再調査を行った。

＜地震被害の調査対応＞

当初、市民の中には、地震被害が罹災証明書の対象になることを知らなかった方もいたため、地震被害の調査件数は少なかったが、4月下旬からは、多くなっていった。

地震被害については、市職員が立ち合い調査を実施した。被害調査は、内閣府のマニュアルとチェックシートにより被害認定を行った。

なお、調査にあたっては、全国の自治体職員の支援を得ながら対応した。調査は、2人1組（市職員と応援職員）を基本として、計3組で対応した。最初の1カ月程度は休み無く対応が必要であった。

この業務は7月以降になると落ち着いた。

＜認定結果に対する苦情＞

地震調査の立ち合いは、市民への説明も含め、1件当たり3時間かかる場合もあり、対応時間は様々だった。特に、経年劣化なのか地震被害なのか分かりにくいものもあり、判定に納得してもらうのに時間を要する場合もあった。

また、岩手県建築士協会の応急危険度判定士による基準や保険会社の支払基準など、それぞれ異なる基準で、同じ家屋を調査している場合、罹災証明書の被害認定基準との違いを理解してもらうことが困難であり、苦情に繋がった。

<情報管理の方法>

市地理情報システムに被害家屋情報を入力し、住所、現地調査の実施有無、4区分の認定結果を登録管理した。

②罹災証明書の交付

罹災証明書とは応急的・一時的に被災者の救済を行うため、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するにあたって必要な家屋の被害等について地方自治体が被害程度の証明を行うものである。

<情報周知について>

罹災証明書を交付することについては、3月27日の夕方に防災行政無線で放送するとともに、おおふなとさいがいエフエム、広報大船渡臨時号④（4月8日発行）でも周知を図った。

<対応体制>

3月20日頃までは市内の電話が通じなかったが、電話復旧してからは、電話による問い合わせが多くなった。

27日に内閣府の被害認定基準に係る説明会が庁内で開催された際、併せて罹災証明書の発行

手続きについても説明があった。それを受け、28日から他市に先駆けて交付することになったが、被害認定家屋の再調査とも並行して行うことになったため、人員が不足し対応に苦慮した。

また、被災家屋の居住実態の確認にあたっては、住民登録がない方については、賃貸契約書や民生委員からの証明によって判断した。

<受付方法>

罹災証明書は、3月28日から市役所窓口で交付の申請受付を開始し、証明書交付件数は、累計で10,218件に及んだ（平成27年3月31日現在）。

窓口業務は、土曜・日曜も受け付けし、平日のみの受付に戻したのは7月であった。当初から窓口は混雑し、順番待ちの人で列があふれたため、その調整にも苦慮した。

図表 罹災証明書の発行概要

交付対象者	①家屋の所有者又はその家族 ②罹災した貸家等の居住者（住民基本台帳又は賃貸契約書等で居住実態が確認できる方）
証明手数料	無料
必要書類等	印鑑又は本人確認書類（運転免許証など）
その他	※被害認定は、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4区分 ※現地確認等のため、申請から証明書の交付までに数週間を要する場合がある ※交付対象者以外の方が申請する場合は、委任状が必要

2. 高速道路無料化に関する被災証明書の交付

6月8日に国土交通省が「被災者支援及び復興・復興支援のための東北地方の高速道路の無料開放について」の記者発表を行った。それにより、被災を証明する書面（被災証明書、り災証明書等）の提示により東北地方を発着する高速道路の無料開放が実施されることとなった。

本市での交付期間は、平成23年6月22日から平成24年3月30日までで、交付実績は7,451件

であった。

被災証明書は、罹災証明書の交付が受けられない方の申請が中心となった。対象者は、市内に住所を有する方で、運転免許証等で確認した。また市外の方でも被災時に市内で勤務していたことが確認できれば対象とした。

5 災害義援金・被災者支援等

災害義援金については、公平で効果的に配分するために大船渡市東日本大震災義援金配分委員会を設置し、支給額を決定した。支援自治体職員の協力のもと、4月27日から支給申請の受付を開始し、5月19日からは国及び県から配分された災害義援金の支給を開始した。対象者数は約4,400件であった。また、市に寄せられた災害義援金についても、配分委員会の決定により、12月から対象者へ支給を開始した。

なお、東日本大震災による被害を受けた方への支援制度は、次の図表のとおりである。

図表 東日本大震災にかかる災害義援金・被災者支援等

災害義援金 (人的被害)	内容	災害により死亡された方の遺族及び行方不明者の親族に対して、義援金を支給するもの。 ※日本赤十字社本社、中央共同募金会、岩手県災害義援金募集委員会、大船渡市に寄せられた義援金が対象
	対象	災害で死亡された方の遺族（被災時に住民登録又は外国人登録がある方）
災害義援金 (住家被害)	内容	災害により被災された住家の世帯主に対して、災害義援金を支給するもの。なお、1戸の住宅で住民登録を別にする世帯が複数存在するときは、複数の世帯主に対して義援金を支給する。 ※日本赤十字社本社、中央共同募金会、岩手県災害義援金募集委員会、大船渡市に寄せられた義援金が対象
	対象	災害により住宅が全壊・半壊した世帯の世帯主や半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者で被災時に住民登録又は外国人登録があり、市から災証明書等が得られる方
災害弔慰金	内容	災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金を支給するもの。
	対象	災害で死亡された方の遺族（被災時に住民登録又は外国人登録がある方）
災害障害見舞金	内容	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合に、災害障害見舞金を支給するもの。
	対象	災害により以下の障害の状態となっている方（被災時に住民登録又は外国人登録がある方） ・両目が失明したもの。 ・そしゃく及び言語の機能を廃したもの。 ・神経系統機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの。 ・両上肢の用を全廃したもの。 ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの。 ・両下肢の用を全廃したもの。 ・精神又は身体の障害が重複する場合でその程度が全各号と同程度以上と認められるもの。
被災者生活 再建支援金	内容	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給し、生活の再建を支援するもの。
	対象	市内に居住の世帯で、震災により住家が下記の状態となった世帯の世帯主が対象。 ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が大規模半壊した世帯 ・住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯 ・敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

被災者住宅 再建支援事 業補助金	内容	東日本大震災により自宅が全壊した被災世帯等に対して、大船渡市内での「持ち家」による住宅再建を支援するもの。
	対象	次の2つの要件を満たしている世帯の世帯主 1. 平成23年東日本大震災津波により、その居住する住宅が全壊又は半壊解体して被災者生活再建支援金の基礎支援金（複数世帯100万円、単身世帯75万円）を受給していること。 2. 大船渡市内に自宅を建設又は購入して、被災者生活再建支援金の加算支援金の「建設・購入」（複数世帯200万円、単身世帯150万円）を受給していること。 ※平成23年3月31日以降、既に被災者住宅再建支援補助金を一度受給している世帯主も対象 ※東日本大震災津波により浸水した地域に建設・購入した場合は、補助の対象とならない。 ※他県で、その居住する住宅が全壊又は半壊解体して、被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した世帯主も補助の対象となる。

図表 災害義援金・被災者生活再建支援金の給付等(単位:万円) (平成27年3月末現在)

被害種別		災害 義援金 (国・県)	被災者生活再建支援金				災害弔慰金		災害障害見舞金		
			複数世帯		単身世帯						
			基礎	加算	基礎	加算	生計維持者	その他	生計維持者	その他	
人的被害	死亡・行方不明	175.7					500	250			
	重度障害								250	125	
住家 (施設) 被害	半壊		108.5 (59.1)								
	大規模 半壊	建設	108.5 (59.1)	50	200	37.5					150
		補修			100						75
		賃貸			50						37.5
	全壊	建設	175.7 (117.2)	100	200	75					150
		補修			100						75
		賃貸			50						37.5

※災害義援金欄の（ ）は、被害を受けた社会福祉施設の入所者に対する支給額

図表 市に直接寄せられた災害義援金の配分(単位:万円) (平成27年3月末現在)

区 分			支 給 額
災害義援金	人の被害	死亡・行方不明	10.65
	住家（施設）被害	大規模半壊・半壊	6.75（4.3）
		全壊	10.65（7.7）
未成年者災害見舞金			58.8
重度障害者等災害見舞金			11.8
事業関係団体災害見舞金			被災会員事業所数、正組合員数等に基づき算定

※災害義援金欄の（ ）は、被害を受けた社会福祉施設の入所者に対する支給額

※未成年者災害見舞金の支給対象は、震災により両親双方又は両親のいずれか一方を失った18歳未満の方

※重度障害者等災害見舞金の支給対象は、住家に半壊以上の被害があり、かつ、平成23年3月11日時点において重度障害者等が在宅していた世帯の世帯主（重度障害者等が施設に入所していた場合や、震災で亡くなられた場合は対象外）

※重度障害者等災害見舞金の支給額は、1人当たりの単価

※事業関係団体災害見舞金の支給対象は、大船渡商工会議所、市内5漁協、市農協

6 生活資金の貸付申込み

震災により世帯主が負傷した世帯及び住居・家財に損害を受けた世帯に対する生活再建資金の貸付を行った。

貸付申込件数は、平成23年3月20日から平成27年3月31日までで128件であった。

図表 東日本大震災にかかる生活再建のための貸付制度

災害援護資金貸付金	内 容	災害により世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活の再建のために必要な資金を貸し付けるもの
	対 象	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主（被災により世帯主が死亡した場合は、新世帯主、所得制限あり） ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1カ月以上 ・家財の3分の1以上の損害 ・住居の半壊又は全壊・流出

7 水道料金、下水道使用料等の減免及び納期延長

上水道及び簡易水道料金、下水道及び漁業集落排水施設の使用料について、次の図表のとおり減免及び納期延長を行った。

図表 水道料金、下水道使用料等の減免及び納期延長概要

対 象	上水道及び簡易水道料金、下水道及び漁業集落排水施設の各使用料
減 免	・平成23年4月分（3月使用分） ・震災の影響で継続して断水となっている家屋等（※使用再開時まで）
納期の延長対象及び期間	・平成23年3月分（2月使用分） 納期限：4月5日→6月27日（口座振替：6月16日） ・平成23年5月分（4月使用分） 納期限：6月6日→7月19日（口座振替：7月19日）

8 市民相談・苦情受付

①市民相談案内窓口

3月18日頃から、車の廃車、金融機関の窓口状況、被災・り災証明書などの問い合わせが多くなり、担当課等への案内を行うため24日に市民ホールに「市民相談案内窓口」を設置し、戸籍関連窓口との切り分けを行い、来庁者への情報提供、各課への案内を行った。これにより、

来庁された方を案内窓口で振り分けることができるようになった。

受付用に長テーブルを用意して、来庁者が戸籍部門に直接行かないように配慮した。相談に訪れる市民もどこに行ったらよいかわからない状態であったので、職員がフロアに出て、どこに行けばよいかを案内した。

②法律相談等の各種相談受付

3月28日からは、各種相談対応として、第1会議室で弁護士の法律相談、被災自動車の相談、法務局の登記の相談などを受け付けた。

被災自動車の相談には4日間で438人、登記の相談に362人が訪れた。これ以外にも、弁護士が個別に避難所に対応した。こうした対応は、4、5月に岩手弁護士会から弁護士を派遣してもらい計38回実施した。

③その他の相談及び苦情受付

他市町村への移住及び一時避難の相談は市活力推進課、各種要望は市企画調整課、住宅関係の相談・苦情は市都市計画課がそれぞれ対応した。

特に、住宅関係の苦情対応は早朝から夜間まで、休みなしの対応が1カ月程度続いた。朝から晩まで電話が絶えることがなく、苦情対応で体調を崩した職員も数名いた。

苦情の内容は、入居した住宅設備に対するもの、特に雇用促進住宅関係が多く、阪神淡路大震災当時の標準仕様であったため防寒・結露に対する要望、修繕依頼（追い焚き、網戸、壁等）、支援物資の配分、配布した家電6点セット関係（メーカーの違い、製品の違い、配布の

遅れ等）、集会所の建設、駐車場（1戸1台分しか用意しなかった）、大きい部屋への移転要望等、多岐にわたった。家電設置の手伝いの要望や支援物資の対応も差があるという苦情もあった。

仮設住宅は、必ずしも以前住んでいた地域の住宅に入れるとは限らないため、避難所によってはかなり混乱したこともあった。

優先的に入居することのできた高齢者や障がい者のいる世帯は、家族の人数が多い傾向にあるため、大人数用の部屋が先に埋まってしまう、80歳代の2人世帯は入居できたが、90歳代の高齢者がいる世帯が入居できないというようなこともあり、苦情の一因になった。

応急仮設住宅やみなし仮設住宅の入居者については、家電製品や生活物品の提供をはじめ様々な支援が受けられたが、同じ被災者でも、応急修理住宅等の自力再建者等については、限られた支援しか受けられず、応急仮設住宅入居者等と比べるとかなりの差があるとの苦情の声も多かった。

住宅関係の苦情対応のためのコールセンターを県が6月下旬に設置したが、入居者に認知されるまで対応に苦慮した。

9 広報

■事実経過

H23/3/11～8/26	東日本大震災による被害状況等についての記者会見を実施（計102回実施）
3/11～3月末 （以降、随時）	市内の被災状況について、デジタルカメラなどで撮影
3/15～4/1	各避難所にライフライン復旧状況等をお知らせする文書を配布（計12回実施）
3/18～5/20頃	携帯電話を使った、主に市外向けのツイッターによる情報発信（計200回程度）
3/28	総務省東北総合通信局に臨時災害放送局免許申請（口頭）、免許取得
3/31	臨時災害放送局おおふなとさいがいエフエム放送開始
4/8	おおふなとさいがいエフエムを陸前高田市へ放送開始
4/2～5/18	広報大船渡臨時号を避難所ごとに掲示する方式で発行
6月中旬	独立行政法人防災科学技術研究所と共同で震災に関する津波被害写真等を収集

1. 記者会見

発災直後は情報等の収集が困難であったことから、新たな被害状況や応急対策内容が主であ

ったが、できるだけ情報を発信すべく、多くの会見を開いた。原則的に、市災害対策本部員会

議により情報等を取りまとめ、その結果を基に
会見を開催した。

併せて、報道等から数多くの取材があり、で
きる限りの対応を行った。

また、4月以降は、復興計画の策定委員会や
地区懇談会の状況、応急仮設住宅や災害廃棄物
処理など定期的に復興関連の情報提供を行っ
た。

図表 記者会見での提供情報(主な項目)(当日～8月末まで)

日程	記者会見内容	対応部署
3/11～帰国	東日本大震災による被害状況等について	防災管理室
4/5	大船渡市応急仮設住宅入居要領について	防災管理室
4/20	災害復興基本方針について	防災管理室
5/9	第1回大船渡市災害復興計画策定委員会次第について	防災管理室
5/11	応急仮設住宅（民間賃貸住宅借り上げ）入居要領について	防災管理室
5/18	東日本大震災に係る自主的災害等廃棄物処理事業の取扱い運用基準について	建設課
5/20	第1回大船渡市災害復興計画策定委員会専門部会の開催について	災害復興局
	復興計画策定に向けた市民ワークショップ参加者の募集について	災害復興局
	東日本大震災により被災した自動車の引き渡し及び処理について	建設課
5/25	災害廃棄物処理の考え方について	建設課
6/1	復興に向けた地区懇談会の開催について	災害復興局
	大船渡市立図書館の開館について	図書館
6/6	市議会第2回定例会について	総務課
6/10	太平洋セメント(株)大船渡工場におけるがれき等の焼却処分の開始について	建設課
	大船渡市役所三陸支所（仮設）の設置及び一部業務開始について	三陸支所
7/8	漁業就業支援フェア（大船渡会場）の開催について	水産課
7/15	「自衛隊帰隊にあたってのセレモニー」の開催について	防災管理室
	主要地方道大船渡綾里三陸線の小石浜～白浜間の道路整備について	建設課
	緊急消防援助隊車両「支援車Ⅰ型」の配備について	大船渡地区消防組合
7/22	客船「飛鳥Ⅱ」の入港について	港湾経済課
	東日本大震災の被災事業者のための仮設施設整備事業の着手について	商工観光物産課
7/29	放射線量測定の実施について	市民生活環境課
	小型船贈呈式の開催について	水産課
	東日本大震災を契機にした児童生徒交流について	学校教育課
8/3	皇太子同妃両殿下行啓御日程について	企画調整課
8/12	伊東市社会福祉協議会による「東日本大震災早期復興祈念植樹」の実施について	農林課
8/19	第2回復興に向けた地区懇談会の開催について	災害復興局
	「大船渡市こども復興会議」の参加者の募集について	災害復興局
	大船渡市災害復旧路線バスの有料化の実施について	商工観光物産課
	「大船渡復興さんま直送便」について	商工観光物産課
8/26	大船渡市災害対策本部の廃止について	防災管理室

2. 広報紙等による情報提供

3月15日から4月1日にかけて土日祝日を除くほぼ毎日、市災害対策本部で広報を作成し、避難所に配布した。内容はライフラインの復旧状況等の生活関係情報が中心で、計12回配布した。

その後、本市で発行している「広報おおふなと」を通じて、市民に対する情報提供を行った。4月2日から5月18日まで、広報おおふなと臨時号を避難所ごとに掲示する方式（A3版）で発行した。臨時号1から19までは、おおむね1日おきに発行した。避難所への配布は、当初は郵便局員がボランティアで行い、後に自

衛隊が搬送した。

5月20日号から、震災以前と同様の月2回発行（原則5日・20日）した。各所への搬送方法は、行政連絡員へは市総務課が、一時避難先への郵送は市秘書広聴課が、避難所へは自衛隊が、応急仮設住宅へは市都市計画課・市秘書広聴課がそれぞれ対応した。

8月5日号からは、行政連絡員への市職員による使送が再開した。

3月18日から主に市外向けに、携帯電話を用いてツイッターによる情報発信を行った。5月20日頃まで、計200回以上発信した。

3. おおふなとさいがいエフエム放送による情報提供

3月22日に奥州エフエム放送株式会社（以下、奥州エフエム）からの提案により、FM局を開設した。開設にあたって、総務省への申請手続きや機材の提供等は奥州エフエムの支援のもと、28日に臨時災害放送局の免許を取得し、31日から放送を開始した。

送信所アンテナは、今出山避難小屋に設置した（山頂は電波干渉により設置不可）。電源は、当初は陸上自衛隊の発電機を借用したが、5月12日に東北電力からの通電が完了した。

放送内容は、市災害対策本部からの情報、ライフライン情報、記者会見・広報等の情報、各種団体等からの店舗再開・各種行事・生活情報等、大船渡市のニュース、天気予報等の生活に密着したもので、市民への周知の効果は大きかった。

アナウンサーなどは、当初は市内ボランティアに対応してもらったが、後に重点分野雇用創出事業により、臨時職員を4名採用した。

4月8日から陸前高田市向けの放送も開始した。8日当日は前日に大きな余震があり停電していたが、陸上自衛隊の発電機により、放送が可能となった。大船渡市向けは78.5メガヘルツ、陸前高田市向けは80.5メガヘルツで、一つのFM局で異なる周波数による複数地域向けの放送は全国的にもめずらしいとのことであった。12月10日には陸前高田災害FMが正式に立ち上がった。

平成25年3月30日におおふなとさいがいエフエムを閉局し、平成25年4月5日にはNPO法人防災・市民メディア推進協議会によりコミュニティFM局「FMねまらいん」が開局された。このFM局は、市が設備を貸与する公設民営方式で運営されており、インターネットによる放送（サイマルラジオ）も行っている。

図表 おおふなとさいがいエフエムの概要

周波数	78.5メガヘルツ
放送日	毎日
放送時間	午前8時～、午前11時～、午後2時～、午後5時～（おおむね2時間程度）
放送内容	・市災害対策本部からの情報 ・ライフライン情報（電気・水道・通信・生活物資・交通・医療福祉・その他） ・記者会見・広報等の情報 ・各種団体等からの情報（店舗再開・各種行事・生活情報等） ・大船渡市のニュース・天気予報
その他	・ニュースは報道元から使用許可済 ・天気予報は、日本気象協会東北支局からのファックスにより受信（8月末まで）

〈4月8日から〉

周波数	78.5メガヘルツ（大船渡市）、80.5メガヘルツ（陸前高田市）
放送内容	大船渡市の放送内容に同じ
その他	陸前高田市の情報（広報や放送原稿）は、ファックスで受信

〈8月1日から〉

放送時間	月～金曜日:午前9時、正午、午後3時～、土曜日:午前9時～（おおむね2時間程度、日曜祝日を除く）
------	--

図表 おおふなとさいがいエフエム設置の経緯

日付	内容
3/22	奥州エフエムが臨時災害放送局の開局について市に提案
3/28	総務省東北総合通信局に臨時災害放送局免許申請（口頭）、免許取得 免許期間：平成23年3月28日から2カ月
3/31	臨時災害放送局おおふなとさいがいエフエム放送開始
4/7	陸前高田市分の臨時災害放送局免許申請（口頭）、免許取得
4/8	陸前高田市へ放送開始
5月中旬	免許期間を平成24年3月末まで延長
12/9	陸前高田市の臨時災害放送局開局に伴い、同市内向け送信所を廃止
H24/2月下旬	免許期間を平成25年3月31日まで延長
H25/3/30	おおふなとさいがいエフエム閉局

第5章 ライフライン

1 電力

■事実経過

H23/3/11	市内全域で停電が発生
3/12	ライフラインに関する業者の連絡手段等を確認。
3/26	NTT東日本及び東北電力と協議。（電柱の設置は、復旧のスピードを上げるため、両者で分担して建柱後、共架して使用することで合意）
4/7	余震の影響で市内全域で停電が発生
4/25	電力が、被災地域等の一部を除き復旧。
6/10	東北電力に対して、市長名で早期電力復旧の要望書を提出。

1. 被害状況

地震直後、市内全域で停電となった。

電力の供給に関しては市商工観光物産課が窓口となって、東北電力との協議を行うとともに、市民や避難所からの問い合わせに対応した。特に、東北電力(株)大船渡営業所は、津波により営業所が被災したが、拠点を変電所に移し、締結している災害電力復旧協定に基づき、東北電力と市商工観光物産課、市防災管理室で連携しながら、電力の復旧工事箇所の順番や電源車の配置・移動等について決定し、県立大船渡病院や水道施設、避難所等の電力の確保に努

めた。当初は電話が使用できない状況であったため、東北電力の社員が直接来庁し、連絡調整を行った。

また、民間企業の支援により、電源車及び発電用の燃料を提供され、通電していない避難場所に配置して対応した。

復旧状況等については、東北電力からの報告を受けて地図上に記載して、市災害対策本部などに貼り出し、常に状況の更新を図り、市民への周知に努めた。

2. 復旧への対応

3月12日から1週間は、発電機・投光器・ストロープ等をリース会社より調達し、消防団や避難所等に搬送した。

本庁舎は、自家発電により、市災害対策本部のある2階の一部分だけの電力は賄うことができた。12日の夜には電源車が入り、13日の夜には電気が復旧して、コピー機等が使用できるようになった。

発災後1週間から1カ月の間は、避難所に発電機や電源車を配備した。

電力の復旧経過は、次の図表のとおりである。

図表 電力の復旧経過

日付	復旧範囲
H23/3/13	夕方、盛町の一部まで送電
3/15	猪川町、立根町、日頃市町の一部まで送電
3/20	大船渡町山側、船河原、上三区、越喜来・横石・大野の国道45号より上まで送電
3/22	千歳まで送電
3/24	漁村センターまで送電
3/26	通電行政区数割合51.7%
3/27	通電行政区数割合54.5%
3/31	通電行政区数割合57.9%
4/11	通電行政区数割合72.4%
4/21	通電行政区数割合77.2%
4/25	被災地域等の一部を除き復旧

2 水 道

■事実経過

	水 道	簡易水道
H23/3/11	浄水場等の被災及び停電のため、給水区域全域で断水	浄水場等の被災及び停電のため、給水区域全域で断水
3/12	県立大船渡病院への給水を再開。配水管通水作業及び漏水修理を随時進め、漏水のないところから開栓を行い、部分的に通水を再開。	根白、本郷：発電機を調達して電力を確保。配水池への送水を実施し、被災地域等の一部を除いた全域で通水を開始。
3/13～4/5		越喜来：発電機を調達して電力を確保。配水池への送水を実施。被災地域等の一部を除いた全域の通水は4/5まで。
3/16	猪川町、立根町、日頃市町の給水区域が復旧。	
3/17	第一浄水場：橋付近の配水管破損チェック。（商人橋、田中橋、桜橋）	
3/19～3/21	第二浄水場：3/19に第二水源、第三水源ポンプ揚水して排水、塩素調整。3/20に水源の水替えを行った後、運転を再開。3/21に部分的に給水を開始。	
3/20～3/23		甫嶺、小石浜、砂子浜：発電機を調達して電力を確保。ろ過ユニットの稼働及びポンプによる配水池への送水を開始。3/23に浸水地を除いた全域で通水を完了。
3/22	第一浄水場：復電後、大船渡第一配水系に給水及び丸森配水池への送水確認を開始。 上水道給水開始（おおむね、盛町、赤崎町の一部、猪川町、立根町、日頃市町）※漏水の有無を確認しながら配水。漏水箇所では、一時断水、その後随時給水範囲を拡大	
3/31	札幌市職員による給水活動補助、配水管通水作業及び止水栓閉栓作業支援（6/5まで）	
4/4	盛岡市上下水道局へ応急仮工事及び漏水調査実施を依頼	
4/6～5/6		綾里：通電によりろ過ユニット稼働、ポンプによる配水池への送水を開始。4/8に被災地域等の一部及び田浜地区を除く全域で通水を開始。田浜地区は、田浜ポンプ場の仮復旧により5/6に通水を完了。
4/7～4/8	余震による停電対応のため、第三浄水場発電機、第二浄水場、長洞ポンプ場エンジンポンプへの燃料補給	
4/9	盛岡市に依頼の赤崎町跡浜及び山口地内の仮設配管工事着手（4/21、4/23完成）	
4/16	メーター検針及び被災調査	
4/23	赤崎町後ノ入地区に太陽光発電による災害時用給水装置を設置	
4/25	地ノ森応急仮設（大船渡市内第1号）73戸の給水装置完成検査対応	
4月末	応急仮設住宅入居者への給水開始に伴う水道異動届の受付対応	
5/27	被災地域等の一部を除き市内全域の給水区域が復旧	
6/13	市内のポンプ場すべて自動運転開始（手動運転終了）	
7/19	八戸圏域水道企業団に水道施設復旧対策支援依頼（H24/3/31まで）	
7/26	上水道区域内の応急仮設住宅給水検査終了（計1,494戸）	
7/27	八戸圏域水道企業団と復旧支援について打合せ	

1. 被害状況

①水道事業所管内

水道事業所管轄の浄水場は、第一浄水場、第二浄水場、第三浄水場の3カ所ある。浄水場から一旦配水池に送水して配水池に貯水した上で、配水池から各家庭に送水されるが、浄水場から配水池に送水するための送水ポンプが停電により稼動できない状況となり、また、地震及び津波により配水管が破損したため、給水区域全域で断水となった。

市水道事業所職員が発災当日から施設確認を実施したが、市内全域が停電し、計装設備が停止したこと及び道路のがれきにより施設の現況確認ができなかったことから、被害状況の把握は難航した。各浄水場の状況は、次のとおりであった。

- ・第一浄水場は停電のみで、施設の被害はなかった。
- ・第二浄水場はポンプ用モーターが浸水した。送水ポンプは、3台のポンプがある系列と2台のポンプがある系列がある。3台のポンプがある系列の1台がエンジンポンプ（発電機付ポンプ）で、これは壊れていなかったが、2系列の全てのポンプ用モーターは水に浸かり絶縁不良となっていた。
- ・第三浄水場は被災していなかったため、発電機へ燃料補給して電力を確保し、4号送水ポ

ンプを稼動させて3月11日に中井配水池に送水した。ただし、第三浄水場の4号送水ポンプの能力が小さいため、配水池の貯水に時間を要した。

なお、橋梁添架管は、佐野橋他3橋で流出、破損があり、川口橋では橋梁桁下で発生した船舶火災により管路が損傷した。また、埋設している水道管は耐震管ではなかったが、浸水区域で10カ所程度の破損があったものの重大な破損は確認されなかった。

②簡易水道事業所管内

簡易水道事業は、根白、本郷、越喜来、甫嶺、小石浜、砂子浜、綾里の7カ所がある。津波による浄水場の浸水被害はなかったが、三陸支所内にある浄水場のテレメーター監視システムや三陸町綾里にある田浜ポンプ場が浸水被害を受けた。このほか、地震による配水管の破損や停電により浄水場から配水池への送水及び膜ろ過方式による浄水処理（甫嶺、小石浜、砂子浜、綾里）ができなくなったため、給水区域全域で断水となった。

震災翌日からは、職員による施設の被害調査を実施するとともに、被災箇所付近の簡易水道の配水管の閉栓作業を実施した

2. 復旧への対応

①水道事業所管内施設の復旧

発災直後は市内全域で断水したため、まず配水管の閉栓を行い、漏水により配水池の水が流出しないようにした。

施設の復旧にあたっては、広域基幹病院である県立大船渡病院への給水を最優先して復旧作業を進めた。第三浄水場から大船渡第二配水池に送水して水を貯め、3月12日午前中には県立大船渡病院への給水を再開した。

各浄水場関係施設の復旧状況は、次のとおりである。

- ・第一浄水場は、3月12日午後に滅菌のポンプを動かすために発電機を持っていったが、大船渡第一配水池が空になっていたため使用しなかった。18日に第三浄水場から大船渡第二配水池を経由して大船渡第一配水池に送水して水位が下がらないかの確認を行った。22日に復電後、丸森配水池へポンプを手動運転に切り替えて送水を再開した。
- ・第二浄水場は、浸水したが使用可能なエンジンポンプに燃料を入れて動かした。2系列の全てのポンプ用モーターは絶縁不良のため動

かせず、業者に修理を依頼した。3月19日に第二水源、第三水源のポンプ揚水して排水、塩素調整し、20日に水源の水替えを行った後、運転を再開し、21日に部分的に給水を開始した。

配水管通水作業及び漏水修理については、12日から随時進め、漏水のないところから開栓を行い、部分的に通水を再開した。16日に猪川町、立根町、日頃市町等の被災していない地域が復旧した。17日に第一浄水場付近の橋梁添架管の破損チェック、3月中旬から徐々に通水地域を広めていき、5月27日には被災地域等を除き市内全域で通水を完了した。

施設の復旧にあたっては、被災していない水道工事業者の協力を得ながら、漏水箇所の修繕が進んだ。また、日本水道協会（以下「日水

協」という。）岩手県支部の協力を得て、赤崎地区の幹線配水管の復旧を行った。

給水管の止水栓を閉栓する箇所特定のための金属探知機が不足していたが、相模原市の支援により補充された。

水道施設の運転は電気の復旧が不可欠であることから、東北電力と連絡を取り合いながら、水道施設のある地域を優先して、通電作業を進めた。東北電力との間で状況確認を密にし、通電区域の拡大に伴い、給水区域も拡大することができた。

②簡易水道事業所管内施設の復旧

発災直後は市内全域で断水したため、まず配水管閉栓を行い、漏水により配水池の水が流出しないようにした。

震災当日から簡易水道施設の被害状況調査を実施した。3月13日から各簡易水道の配水管通水作業及び漏水修理を行い、発電機等による仮復旧を図るなどして、徐々に通水を行った。通水完了後も、漏水修理や被災宅の給水管止水作業を続けた。

各浄水場関係施設の復旧状況は、次のとおりである。

- ・根白、本郷は、3月12日に発電機を調達して電力を確保して配水池への送水を実施し、浸

図表 水道の通水状況

日 付	復 旧 範 囲
H23/3/12	午前中に県立大船渡病院へ給水再開。炊き出し用の応急給水分を第三浄水場から確保
3/21	上水道給水開始（おおむね、盛町、赤崎町の一部、猪川町、立根町、日頃市町）
3/23	盛町、猪川町、立根町の一部、県立大船渡病院周辺、上三区、長安寺まで通水
3/25	県立大船渡病院付近から大船渡地区公民館の山手まで通水
3/26	地ノ森まで通水
3/28	大船渡変電所から旧県立大船渡病院跡地まで通水
3/31	加茂神社から丸森まで通水
4/2	船河原まで通水
4/7	峯岸まで通水
4/13	細浦まで通水
4/14	中野地区一部配水
4/17	梅神まで通水
4/20	下蛸ノ浦から長崎・外口まで通水
4/21	梅神ポンプ場から海側へ配水
4/22	南笹崎から丸森の国道45号より上まで通水
4/25	南笹崎から丸森の線路より上まで通水
4/27	門ノ浜・中井から山根、三十刈、永浜・大立まで通水
4/30	碁石の一部通水、5月2日から配水
5/2	清水まで通水
5/23	後ノ入、蛸ノ浦まで通水
5/27	被災地域等一部を除き通水

図表 簡易水道の通水状況

名 称	通水状況
根白簡易水道 本郷簡易水道	3/12に発電機（リース）にて対応し、浸水区域を除き通水完了
越喜来簡易水道	3/13に発電機（リース）対応し一部ずつ通水を行ってきたが、4/5には浸水区域を除きほぼ全域で通水完了
甫嶺簡易水道 小石浜簡易水道 砂子浜簡易水道	3/12停電のためユニット停止したが、3/20には発電機（リース）の手配が付き送水開始、3/23には浸水区域を除きほぼ全域で通水完了
綾里簡易水道	3/12停電のためユニット停止したが、4/6に発電機及び通電により送水開始し、4/8には浸水区域を除きほぼ全域で通水完了（田浜地区を除く）、5/6に田浜ポンプ場仮復旧により通水完了

水地を除いた全域で通水を完了した。

- ・越喜来は、3月13日に発電機を調達して電力を確保し配水池への送水を実施したが、浸水地を除いた全域の通水は4月5日まで要した。
- ・甫嶺、小石浜、砂子浜は、3月20日に発電機を業者からリース調達して電力を確保し、ろ過ユニットの稼働及びポンプによる配水池への送水を開始し、23日に浸水区域を除いた全域で通水を完了した。

- ・綾里のろ過ユニットを稼働させるための高圧電源（66,000V）の確保のため、東北電力に電源車を依頼したが、東北電力には5台程度しか電源車がなく、手配は不調に終わった。4月6日の通電によりろ過ユニットの稼働及びポンプによる配水池への送水を開始し、8日に浸水区域及び田浜地区を除く全域で通水を完了した。田浜地区は、田浜ポンプ場の仮復旧により5月6日に通水を完了した。

3. 応急給水活動

■事実経過

H23/3/11	浄水場での応急給水準備
3/12	炊き出し用の応急給水活動を実施（市保健福祉課）。第三浄水場から水を確保
3/13	日水協に岩手県支部を通じて応急給水依頼
3/13～5/27	自衛隊による給水活動の実施〈自衛隊給水車を受入れ（第三浄水場から補給）〉
3/13～6/10	市水道事業所の応急給水活動の必要箇所の調査、応急給水活動の実施〈3/13～3/31は市水道事業所職員による応急給水活動補助（第三浄水場にて）〉
3/14～3/30	日水協中部支部（松本市、鯖江市、越前市）による応急給水活動開始
3/17～5/17	日水協関西支部による応急給水活動の実施
3/17～5/29	銀河連邦（肝付町）による応急給水活動の実施
3/31	大仙市から給水車借用
4/1	自衛隊風呂給水開始
5/8～5/30	日水協岩手県支部（盛岡市、滝沢村、花巻市、奥州市、一関市）による応急給水活動の実施
5月末頃	船舶（海の清掃船や高田気仙大橋仮設工事船等）に対する給水を実施

① 応急給水活動の経緯

浄水場では、震災当日に応急給水準備を実施し、震災の翌日から給水車等により応急給水活動を実施した。

震災当日から12日までの給水は、食料担当（市保健福祉課）が独自に応急給水を実施した。

12日に自衛隊から給水車2台配置可能との連絡を受け、給水担当（市水道事業所）及び食料担当（市保健福祉課）と調整・協議し、配置場所を決定した。13日に、自衛隊給水車2台による応急給水活動を開始した。2台を一括運用し、1カ所おむね1時間を目途に、立根小学校、盛小学校、猪川小学校、吉浜地区拠点センター、旧花菱縫製三陸工場、大船渡北小学校、大船渡地区公民館、大船渡中学校、大船渡高校の順番で給水活動を実施した。

また、13日から、市水道事業所の給水車2台（トラックに1tタンクを積んだもの）により、小学校単位に応急給水活動を開始した（6月10日まで）。

14日には、自衛隊給水車が7台（うち2台は炊事車用）に増強された。さらに、日水協中部支部（3月30日まで）からの給水支援（市水道事業所管轄・巡回給水）も始まった。自衛隊給水車は狭い道には入れないため、避難所固定の給水車とした。給水箇所は、立根小学校（炊事車）、猪川小学校（炊事車）、旧花菱縫製三陸工場、大船渡地区公民館、大船渡中学校、ふるさとセンター、市役所前であった。

15日から18日までは、自衛隊給水車による固定給水のほか、市水道事業所（日水協含む）による巡回給水を実施した。自衛隊給水箇所

は、立根小学校（炊事車）、猪川小学校（炊事車）、旧花菱縫製三陸工場、大船渡地区公民館、大船渡中学校、ふるさとセンター、市役所前、県合同庁舎前であった。

17日から、銀河連邦（5月29日まで）及び日水協関西支部（5月17日まで）による応急給水活動を開始した。日水協関西支部は、給水の指揮系統を全て行った。

19日から23日まで、炊事車配置箇所を立根小学校に集約した。旧花菱縫製三陸工場への給水は、地区内避難所から持ち寄ったポリタンクへの補給給水に切り替えた。自衛隊給水箇所は、立根小学校×2（炊事車）、旧花菱縫製三陸工場（補給給水のみ）、大船渡地区公民館、大船渡中学校、ふるさとセンター、市役所前、県合同庁舎前であった。

20日から、自衛隊入浴支援のため赤沢雇用促進住宅前市道消火栓を給水箇所に選定し、市税務課が給水管理を行った。

24日に、上水道一部給水開始に伴い、自衛隊給水車配置箇所を変更した。自衛隊給水箇所は、立根小学校（炊事車）、旧花菱縫製三陸工場（補給給水のみ）、大船渡地区公民館、大船渡中学校、ふるさとセンター、市役所前、おさかなセンターである。

これ以降、水道の給水再開に伴い、自衛隊給水車の配置箇所を随時変更した。前述以外の配置箇所は、総合福祉センター（炊事車）、下船渡駅裏、末崎町中井地内、大田団地、盛雇用促進住宅、碁石海岸駐車場、蛸ノ浦小学校下である。

5月8日からは、応急給水活動が日水協関西

支部から日水協岩手県支部に引き継がれ、5月30日まで行われた。自衛隊の給水活動は、5月27日まで行われた。

②応急給水活動の実施内容

応急給水活動は、給水活動ができる場所が限られており、また、渋滞で給水場所への到着時間が変わるなどすることから、給水場所や時間の通知は特に行わず、給水車からの放送などにより周知しながら行った。時間があれば給水活動の途中で市民に求められて給水を行うこともあった。大まかな給水コースを決めて、夕方に応急給水隊の報告を受けて翌日の詳細な給水コース及び台数を話し合い決定した。給水車の入ることのできない地域や、水を運搬できない高齢者世帯へも給水を行った。

また、日水協関西支部から派遣された一部の事業体が給水袋を持参し、給水袋に水を入れて配布した。

市民が持参する給水容器は、当初はペットボトル程度で主に飲料水であったが、徐々に給水袋やポリ容器となり、飲料水だけでなく生活用水（炊事、洗濯用）が必要となってきた。1人当たりの給水量の制限は設けなかったが、地域によっては自発的に1人当たりの制限をしたところもあった。

断水期間が長引くにつれ、給水活動に使用する車両の燃料の入手が困難な時期があった。

臨時的に、学校行事（卒業・入学式等）を把握し、時期に合わせて受水槽への給水や、船舶給水も行った。

4. 水道関係事務対応

発災1週間後から、家屋全壊被災者の水道異動届等への対応を開始した。

また、この頃から金融機関の再開に伴い、支

払い業務に対応した。発災から1カ月～3カ月は、断水解消区域の調査を実施した。

3 下水道

■事実経過

H23/3/11	災害発生により、大船渡浄化センター機能停止。漁業集落排水施設が被災
3/12	災害用トイレを設置
3/13～3/15	大船渡浄化センターまでの盛川右岸線のがれき撤去作業を開始
3/14	田中島グラウンドの掘削作業終了。市内各避難所等からのし尿汲取りなどの対応
3/14	避難所の下水管渠の被害状況調査の実施
3/16	幹線管渠の被害状況調査実施。 大船渡浄化センターの1次被害調査実施。沈殿処理の計画策定
3/17	大船渡浄化センターにて日本下水道事業団と今後の被害調査についての打ち合わせを実施。沈殿処理に向け、大船渡浄化センター施設内のがれき撤去作業開始。管渠被害状況調査開始
3/18～3/26	沈殿処理に向けてのがれき撤去作業。沈殿処理に向けての準備作業（機材調達、仮設配管等）
3/19	下水道施設が使用可能なことから、災害用トイレを撤去
3/20	茶屋前岸壁に近い幹線マンホールの一部を取壊し、排水側溝を使用し都市下水路に汚水を放流
3/26	ポンプ棟ポンプの稼動（下水管内の海水の汲み上げ）
3/27	沈殿処理開始
3/29	国土交通省下水道部被害状況調査のため来庁。管渠のテレビカメラ調査及び管渠内清掃作業のための作業範囲調査
3/30～4/8	主要な枝線管渠、幹線管渠のテレビカメラ調査及び清掃作業開始（日本下水道管路管理業協会に委託）
3/29～6月末	枝線管渠の被害状況調査。浸水区域での満潮時における進入水の止水作業。大船渡浄化センターのがれき撤去作業
4/20	日本下水道事業団との災害査定に向けた処理場被害調査打ち合わせ（被害調査、査定設計書作成業務を事業団に委託）
4/27	日本下水道事業団による処理場被害調査実施
4/27～6月末	都市下水路被災調査。公共汚水樹被害状況調査

1. 被害状況

汚水処理施設の被害状況は、次の図表のとおりであった。

発災直後は、下水道施設は津波の浸水により大船渡浄化センターが機能停止した。このため、災害用トイレ等を避難所に設置する準備及び下水道施設の被害調査の計画策定等を行った。その上で、3月14日から下水道施設の被害状況調査を行った。



被災した大船渡浄化センター

図表 汚水処理施設の普及状況

公共下水道	・ 供用開始区域における浸水面積供用区域面積354.5ha 浸水面積 232.0ha 浸水面積割合65.4% ・ 供用開始区域における浸水世帯 水洗化世帯3,069戸 浸水戸数割合37.8% ・ 管渠の被害状況 路線延長85,223m 浸水延長48,833m 浸水延長割合57.3% ・ 大船渡浄化センター被害状況 管理棟2階フロアまで浸水 電気、機械設備は全て使用不能
漁業集落排水施設	市内5カ所（千歳地区、根白地区、小石浜地区、砂子浜地区、蛸ノ浦地区） 砂子浜処理場を除く4地区の処理場及びマンホールポンプ施設は津波により全て使用不能

2. 公共下水道の復旧への対応

①応急復旧

下水道の役割は、①住民のトイレ使用や生活排水の処理、②都市内衛生環境の確保、③公共用水域の水質保全などがあるが、今回のような未曾有の被害を受けた非常時では優先順序を決めて、できることから実施していかなければならない。今回は①を最優先に考えて対応を行った。

発災の翌日に災害用トイレを加茂公園に2基、大船渡北小学校に2基、盛小学校に1基、リアスホールに1基設置した。3月19日には下水道施設は使用可能なことから、災害用トイレを撤去した。

②大船渡浄化センターの復旧

大船渡浄化センターまでの道路（盛川右岸線）ががれきにより通行できない状況となっていたことから、まずがれきの撤去を行い、車両の通行確保を図った。

今回の地震においては、平成15年の三陸南地震の経験を生かし、下水管渠の流下機能は確保されていると想定し、調査及び大船渡浄化センターの池施設を利用した沈殿処理への準備を以下のとおり早急に進めた。（※沈殿処理:水処理施設の池を利用し、固形物を沈殿させ、上水を固形塩素で消毒し放水する処理方式）

- ・約85kmある下水管渠のうち、避難所、病院に直結している管渠について、浸水区域までの区間を優先的に調査をし、管渠やマンホール内に汚水の滞留がなく流れていることを確認。
- ・次に浸水区域内の幹線管渠のマンホールにポンプを入れて排水し、その排水の色と臭いで幹線管渠に流下機能があることを確認。
- ・海に近い幹線管渠のマンホールの一部を取壊し、都市下水路を通じて海に応急放流。（汚水の拡散防止にオイルフェンスを設置）
- ・大船渡浄化センターの被災状態を調査。（機械・電気施設が壊滅し、処理機能が停止していたが、管理棟及び処理池等のRC構造物は

目視による調査ではクラック等は見られず、処理池を使用した沈殿処理が可能であることを確認）

- ・ポンプ棟の主ポンプのケーブルの絶縁抵抗を調べ、ポンプが稼働することを確認。（発電機の設置によりポンプ稼働が可能となる）
- ・池施設内のがれき等の除去作業。（建設機械をレンタルし、職員、維持管理業者で作業）
- ・ポンプ棟から初沈池に流入する汚水を、仮設配管で反応槽へ送水。
- ・反応槽と最終沈殿池を使用した沈殿処理開始。
- ・日本下水道事業団との復旧についての打合せ及び災害査定への協定の実施。
- ・日本下水道管路管理業協会との打合せ及び調査修繕工事の実施。
- ・満潮時や雨天時に浸水区域からの下水管に流入する海水を止水する作業の実施。

日本下水道事業団と今後の被害調査についての打合せを行い、沈殿処理に向けての大船渡浄化センター施設内のがれき撤去作業及び機材調達、仮設配管等の準備作業を開始した。沈殿処理ができるまでの間は、茶屋前岸壁に近い幹線マンホールの一部を取壊し、排水側溝を使用し、都市下水路に汚水を放流した（汚水の拡散防止にオイルフェンスを設置）。

3月26日にポンプ棟ポンプの稼働（下水管内の海水の汲み上げ）、27日に沈殿処理を開始した（下水道は使用制限をかけることなく供用を図ることができた）。

4月27日には、日本下水道事業団による災害査定に向けた処理場被害調査（被害調査、査定設計書作成業務を日本下水道事業団に委託）を実施し、7月28日に大船渡浄化センターの1回目の災害査定を受けた。

③管渠の復旧

避難所等（大船渡地区公民館、大船渡北小学校、大船渡中学校、県立大船渡病院、市役所、盛小学校、リアスホール）の下水管渠の被害状

況調査を実施したところ、汚水の滞留はなく流下機能があることを確認した。また、幹線管渠の調査では、海水の流入により満水状態のマンホールに水中ポンプを投入し、水位の低下を確認し、また、汲み上げた水の色と臭いにより汚水が流れていることを確認した。

テレビカメラ調査及び管渠内清掃作業は、日本下水道管路管理業協会に委託し、主要な枝線

管渠、幹線管渠の被害状況を3月30日から4月8日まで、浸水区域での満潮時における進入水の止水作業及び浄化センターのがれき撤去作業については3月29日から6月末まで、都市下水路及び公共汚水枳については4月27日から6月末まで被害状況を調査した。

一方、下水管路は、8月31日に1回目の災害査定を受けた。

3. 漁業集落排水施設の復旧への対応

漁業集落排水施設は5地区（千歳地区、根白地区、小石浜地区、砂子浜地区、蛸ノ浦地区）に設置されている。

発災当日に、蛸ノ浦地区を除く4地区について、維持管理業者に施設の被害状況調査を要請した。蛸ノ浦地区については、浸水により現地に近づくことができないため、処理場の浸水について双眼鏡で確認した。

翌日以降、4地区の処理場及びマンホールポンプ制御盤の浸水の状況を現地で確認するとともに、維持管理業者による現地調査を実施し調

査報告を受領した。

根白地区、小石浜地区、千歳地区については浸水のため使用及び修理できない状況であった。砂子浜地区については、処理場は無傷だがマンホールポンプが被災したため処理ができなかった状況であった。発動発電機の設置稼働により、砂子浜地区のみ汚水処理を開始する事ができた。その他については、7月と12月に災害査定を受け、発災後1～2年で施設の復旧を終えることができた。

4 通 信

■事実経過

H23/3/11	固定電話、携帯電話が市内全域不通
3/13	NTT東日本が特設公衆電話10台を大船渡消防署に設置
3/14	au携帯電話の車載型基地局を市役所に設置
3/15	特設公衆電話を大船渡消防署から県合同庁舎に移設。このほか、2～3台は、市内を移動巡回
3/24	JAXAの人工衛星を活用したインターネット回線接続
3/26	NTT東日本及び東北電力と協議。(電柱の設置は、復旧のスピードを上げるため、両者で分担して建柱後、共架して使用することで合意)
5/2	固定電話・携帯電話が、被災地域等の一部を除き復旧

1. 被害状況

NTT東日本の通信ビルや携帯電話基地局、中継伝送路などの通信設備の被災により、固定電話や携帯電話が不通になるとともに、インタ

ーネット接続もできなくなるなど市内の全ての情報通信インフラが発災当日から途絶した。

2. 復旧への対応

①通信手段の確保等

3月13日には、NTT東日本により、大船渡消防署玄関前に特設公衆電話（発信専用）が設置された。連日、多くの市民で混雑したため、消防業務に支障をきたすことから、3月15日からは県大船渡地区合同庁舎に移設された。

また、NTT東日本や携帯電話各社の支援により、避難所にも衛星携帯電話や災害時優先携帯電話などが設置された。

3月24日からは、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の支援による通信衛星「きずな」を利用したインターネット回線の提供が開始され、市民向けに、県大船渡地区合同庁舎にイン

ターネット利用可能なパソコン3台が設置された。

このように、情報通信インフラが復旧するまでの間、避難者の通信環境の確保が図られた。

②復旧までの経緯

通信回線の復旧までの経過は次のとおりである。

図表 通信回線の復旧経過

区分	日付	復旧範囲
携帯電話	3/14	au携帯電話の車載型基地局を市役所に設置
	3/20	盛町などの中心部のみ復旧
	3/23	盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町の一部まで復旧
	3/24	綾里、越喜来の一部まで復旧
	3/25	吉浜の一部まで復旧
	5/2	一部基地局を除き復旧
固定電話	3/13	消防署に特設公衆電話を設置
	3/15	特設公衆電話を県合同庁舎に移動
	4/10	アナログ回線越喜来及び被災地区を除き復旧
	5/2	流出地域等の一部を除き復旧



大船渡合同庁舎に設置された特設公衆電話

5 道路

浸水区域では、国道45号をはじめ、多くの道路ががれきで通行不能となった。まずは、主要な幹線道路である国道45号の啓開作業を3月12日早朝から行った。捜索活動を行いながら啓開作業を進め、3月13日には開通した。その後、順次他の幹線道路の啓開作業を進め、3月19日には、市内の主要幹線道路の通行を確保した。道路啓開作業に使用する重機の稼働に必要な燃料は、市建設課職員が各ガソリンスタンドに依頼し、確保した。

道路啓開を実施する路線については、消防、自衛隊等との打合せを基に決定した。



がれきで寸断された国道45号

6 公共交通

■事実経過

H23/3/11	JR大船渡線の全24駅のうち6駅が全壊。三陸鉄道南リアス線は、橋梁が損壊し、鉄道施設が利用できない状況
H25/3/2	JR大船渡線盛・気仙沼間BRT運行開始
H25/4/3	三陸鉄道南リアス線 盛・吉浜間 運行再開
H26/4/5	三陸鉄道南リアス線 全線 運行再開

1. 鉄道

①被害状況

鉄道は、JR大船渡線（盛駅、大船渡駅、下船渡駅、細浦駅の4駅）と三陸鉄道南リアス線（盛駅、陸前赤崎駅、綾里駅、恋し浜駅、甫嶺駅、三陸駅、吉浜駅の7駅）があり、通勤・通学を含む市民の生活を支える重要な交通手段となっていた。JR大船渡線は全24駅のうち6駅が流失し、三陸鉄道南リアス線は橋梁の破損、レールが流失するなど甚大な被害のため、運行できない状況となった。

発災時は連絡手段もなかったため被災状況について、情報収集ができない状況であった。三陸鉄道南リアス線運行部長、JR盛駅長及び岩手県交通大船渡営業所長が市役所に来訪し、被害情報を口頭で説明した。

②復旧への対応

三陸鉄道南リアス線は、盛駅から復旧工事を

始め、綾里駅までの間を優先的に進められた。

5月9日、三陸鉄道の早期復旧について知事へ要望書を提出した。

三陸鉄道南リアス線の運行再開までは、県が釜石～盛間の代替バスを運行した。

三陸鉄道南リアス線は、平成25年4月3日から盛～吉浜間で運行を再開し、平成26年4月5日からは釜石駅までの全線で運行を再開した。

JR大船渡線については、7月19日に東北運輸局主催の大船渡線・気仙沼線復興調整会議が開催され、復旧に向けた協議を開始した。その



津波により流失した三陸鉄道の線路

結果、平成25年 3 月 2 日から盛～気仙沼間で
BRT（バス高速輸送システム）による仮復旧

により運行を再開した。

2. バス

■事実経過

H23/ 3 /19	岩手県交通で盛岡駅前⇄県立大船渡病院間の 1 日 1 往復、片道運賃 2,700円での運行を開始
4 / 4	市直営路線バス 8 路線を運行開始（市が岩手県交通、三光運輸に運行を委託。4 / 4～9 / 4 の間は無料運行）
10/16	市直営路線バス 8 路線のうち、甫嶺・砂子浜線を除く 7 路線の運行を終了。10/17以降、岩手県交通が同路線を自社営業として運行開始

①岩手県交通の状況

岩手県交通と衛星携帯電話で運行の開始時期について協議した。道路の開通状況に合わせて路線図を作成したが、岩手県交通も被災して車両も限られていたので、運行できるルートで、買い物と病院、通学に合わせて 1 日 4 往復で運行することとなった。

3 月18日に、県立大船渡病院から盛岡駅前までバス運行を開始する旨の連絡があり、19日から片道運賃2,700円でバス運行が開始された。

②市直営無料バス

買い物や通院等の市民の生活を支える足として、市直営の無料バスの運行を開始した。4 月 4 日から 9 月 4 日までの間、無料バスとして全 8 路線で運行し、9 月 5 日以降は有料化（大人 100円）した。主な運行状況は以下のとおりである。

バスの路線図とダイヤについては、3 月に市側で作成した。その後、市民からの要望等も踏まえて、路線やダイヤの変更を行った。無料バス運行の周知にあたっては、時刻表を作成して避難所に配布するとともに、地元新聞社に情報掲載をしてもらった。

図表 市直営バスの運行状況

日付	運行等の状況
H23/ 3 /23	市直営バスの運行について庁内協議
4 / 3	市直営バスの時刻表を各バス停に貼付し、避難所にも配布
4 / 4	全 8 路線で無料バス運行を開始
9 / 5～	市直営バスの有料化（大人（高校生以上）は 1 乗車につき100円）
10/16	甫嶺・砂子浜線を除く、委託 7 路線の運行を終了
10/17～	現行路線を岩手県交通が自社営業として運行
H25/ 4 /30	甫嶺・砂子浜線は、三陸鉄道南リアス線の一部運行再開に伴い、運行終了

3. タクシー

3 月20日に、避難所等でタクシーを待機させることについてタクシー会社と協議し、翌日か

ら不定期ではあるが、避難所等を回ってもらった。

7 ガス

本市は、プロパンガスのため、ガス導管による市全域での被害はなかった。今回の震災では、ガスについての不足等はなかった。

避難所でのガスの充填については、岩手県高圧ガス保安協会と災害協定を結んでいたため、ガ

スが不足した場合には連絡し、充填していた。

市民への情報周知という観点では、ガス会社の中にも被災した企業があったため、避難所から自宅に戻った市民向けに、ガス会社の被災状況等を周知した。

8 ガソリン・軽油・灯油

■事実経過

H23/3/11	給油可能なガソリンスタンドが大幅に減少（28カ所→11カ所）
3/13	ガソリンスタンドの事業所と対応を協議
3/18	国道45号沿いのガソリンスタンドでの一斉給油
3/21	釜石IOTから軽油の配給開始
3/23	ガソリンスタンドの再開

1. 被害状況

津波による被災及び停電により、給油可能なガソリンスタンドが大幅に減少（28カ所から11カ所）したことに加え、燃料不足により市内ガソリンスタンドへの燃料輸送が滞り、市民への必要量の燃料供給ができず大混乱を招いた。被

災しなかったガソリンスタンドでも燃料の調達は難しかった上、開店すると即座に大渋滞を招くなどトラブルが発生したため、全てのガソリンスタンドが緊急車両以外への給油を中止した。

2. 復旧への対応

3月13日に、職員が自転車で各ガソリンスタンドを回って招集通知を配り、ガソリンスタンドの事業所の方に市役所に集まってもらった。燃料の調達が難しい状況であることから、緊急車両には優先的に給油することで合意した。その後も毎朝8時には市役所に集まり、燃料の確保見込みなど、各社の情報共有を行った。これは、各スタンドが燃料を確保できるようになった3月23日まで行われた。

公共施設及び公用車の燃料（暖房用、車両用）は、市内ガソリンスタンドの協力や市内外の団体、個人や自治体の支援により確保し、救援燃料の受入れと、避難所、スタンド等への配分対応をした。

災害緊急車両（市公用車・救急車・消防車等）には、「優先給油車両」の表示をした。が

れき撤去用燃料の供給については、県からの供給及び岩手県石油商業協同組合大船渡支部と市との契約を締結し、安定供給を図った。

一般車両については、3月18日の午後1時に市内国道45号沿いのガソリンスタンドでの一斉給油（定額3,000円分）を実施した。また、透析患者など必要と認められる一般車両には、「優先給油券」（現金給油分）を発行した。

3月21日から、県が釜石市にある岩手オイルターミナル（IOT）からの軽油を配送することになり、軽油の供給は正常に戻った。

同じ頃から、ガソリンの流通も正常化したため、混雑を避けるために、事前の予告なしに開店する店や整理券を配布する店などができて、23日頃からは、ほとんど正常に開店できるようになった。

第6章 環 境

① がれきの撤去・処分

■ 事実経過

H23/3/11	市内建設業者に道路上のがれき撤去作業の協力を要請
3/12	道路啓開を開始
3/20	道路上の障害車両の撤去・移動開始
3/22	第1回「災害廃棄物撤去処理打合せ会」開催
4/10	がれき撤去検討会議開催（市防災管理室・建設課、消防署、消防団、警察署、自衛隊、岩手県、海上保安庁）
4/11	市内民有地内のがれき一斉処理開始（一部地域は先行）
6/22	太平洋セメント大船渡工場においてがれき焼却開始

1. がれき撤去に向けた体制構築

発災当時、市内には津波による大量のがれきが散乱しており、特に市内外を結ぶ基幹道路である国道45号を中心に、がれきの早急な撤去が求められた。

発災当日の夜、翌12日の朝には自衛隊が到着予定となっていたことから、市防災管理室から市建設課に対して、国道45号の啓開のための重機を、翌朝までに手配して欲しい旨の要請があった。

市建設課ではこれを受け、職員が二手に分かれて地元建設業者を直接訪問し、がれき撤去作業への協力を要請した。7台のパワーショベルを確保できたことから、翌朝5時半に警察、自衛隊と共に集合した。

併せて、三陸国道事務所大船渡維持出張所を

訪問し、国道にて人命搜索・道路啓開を実施する旨、報告するとともに、道路管理者として作業の立会いを要請した。

以降、市建設課、三陸国道事務所大船渡維持出張所、県沿岸広域振興局大船渡土木センター、自衛隊、警察、岩手県建設業協会大船渡支部等の関係機関による打合せを毎晩実施し、綿密な連携のもとに市内のがれきの撤去作業を進めた。このように、国・県・市の道路管理者及び業者が一堂に会し翌日の行動を打合せしたことが、道路管理者ごとに拘束されず、臨機応変に配置業者及び重機を決定することにつながり、早期の搜索・救援活動に結びついたと考えられる。

2. 民有地のがれき撤去

主要な道路のがれき撤去作業終了後、民有地のがれき撤去作業に着手した。

民有地のがれき撤去作業は、道路以上に所有者等への配慮が求められるものであることから、実施エリアや開始時期について、避難所へのチラシ掲示や新聞等への記事掲載、おおふなとさいがいエフエムでの広報により周知するとともに、公民館での市民向け説明会を開催し、市民の方々に作業方針や実施手順等について理

解を得るよう努めた。

また、当時、環境省からの通知により、流失した家屋は所有者の了承を得ないで撤去してもよいとされていたが、消防団からの意見を受け、流失した建物も所有者の了解を得てから撤去作業を行うこととした。

撤去作業の実施にあたっては、作業区域を11エリアに区分し、消防団と連携して作業を進めるとともに、面的撤去チーム（エリアごとに固

定して撤去作業）と機動チーム（道路上のがれき撤去、緊急作業への対応）の2チームを編成して実施した。併せて、土地、家屋所有者等からの問い合わせに対応できるように、市建設課職員を各エリアに監督員として配置するとともに、警察に各地域を巡回してもらうなど現場で連絡調整が可能な体制を構築した。

大量に流出した木材（丸太）については、撤去にはノウハウが必要なため、県内の林業関係団体に委託し、流出現場からの撤去・運搬を行



エリア分けして実施された民有地のがれき撤去

った。また、電線については、切断する際に、事故防止のため東北電力に確認等をする必要があった。

プロパンガスを発見した場合においては、岩手県高圧ガス保安協会と災害協定を結んでいたことから、協会に連絡し、撤去を依頼した。

民有地のがれき撤去の作業エリアは以下のとおりである。

図表 がれきの撤去作業区域

区	域	担当分団
1	盛地区	1分団管内
2	大船渡北①地区	2分団管内
3	大船渡北②地区	
4	大船渡南地区	3分団管内
5	末崎①地区	4分団管内
6	末崎②地区	
7	赤崎南地区	5分団管内
8	赤崎北地区	6分団管内
9	綾里地区	10分団管内
10	越喜来地区	11分団管内
11	吉浜地区	12分団管内

3. 被災車両の撤去・処理

3月20日からは、大船渡地区車両撤去連絡協議会等に委託し、レッカー車等による被災車両の撤去作業を開始した。撤去した車両については、平地の仮置き場所を確保し、そこに平置きすることとした。

所有者への車両引渡しは、3回に分けて行ったが、引渡しにあたっては、車両のリスト、引渡し期間、処理手続き等について各避難所等へ掲示するとともに、地区ごとに市民向け説明会を開催し、手続方法等について周知を図った。

引渡し期間中は、職員等（他自治体からの応援職員、ボランティアスタッフを含む。）が仮置き場に待機して対応した。具体的には、運転免許証、車検証等により、当該車両の所有者であることを確認した上で、車両の処分方法（個人で引取るか、市に委任するか）についての意思確認後（ほとんどが市に委任）、それに基づく引渡し及び処理を行った。また、廃車手続きも現地でワンストップ対応とした。

なお、当該業務の主な内容は次のとおりであ

る。

図表 被災車両の撤去・処理業務の主な内容

- ①被災地からの自動車等の仮置場への搬入
 - ②搬入車両のリスト作成
 - ③東北運輸局岩手運輸支局への所有者照会
 - ④引渡し及び処理の公告
 - ⑤仮置場での引渡し（廃車手続きを含む。）
 - ⑥廃車手続き（永久抹消登録申請）完了後の登録事項等証明書（軽自動車は検査記録事項等証明書）の受渡し
 - ⑦市に処理を委任された自動車及び市が使用済み自動車として処理する自動車のリサイクル業者への引渡し
 - ⑧業者に引渡す前の写真記録保存
 - ⑨解体処理業者からの連絡を受けて市に処理を委任された所有者等への鉄くず代金受領の連絡
 - ⑩市が使用済み自動車として処理した鉄くず代金の市会計への受入れ
 - ⑪市が処理した自動車に関する記録（車台番号等）の保存
 - ⑫軽自動車処理後の軽自動車検査協会・岩手事務所への車台番号データ等の提出

4. がれきの処分

市、県、太平洋セメント大船渡工場、岩手県建設業協会大船渡支部、廃棄物処理業者等による「災害廃棄物撤去処理打合せ会」が3月22日に開催され、その際に、太平洋セメント大船渡工場長から「分別をしっかりとやればセメント材料に使える」との提案があり、それを踏まえ、太平洋セメント大船渡工場での災害廃棄物処理を中心に据えた処理システムを検討することとなった。

がれきの選別・処分に当たっては、解体・撤去したがれきを仮置場に運搬し、手選別及び重機選別により一次選別を実施した。一次選別で

は可燃性混合物、不燃性混合物、柱材・角材、金属くずに分別し、陸上及び海上輸送により二次選別所の永浜・山口地区に運搬した。二次選別所では、手選別、重機選別及び機械選別により、木質チップ、復興資材、セメント原燃料、焼却物及び埋立物の5種類に分別し、災害廃棄物については、太平洋セメント大船渡工場を中心に処理を行った（6月22日から焼却処理開始）。

なお、がれきの処理状況については、次の図表のとおりである。

図表 がれきの処理状況(最終)

品 目	処理量 (t)	割合 (%)
柱材・角材	7,953.64	0.93
可燃物	158,993.27	18.62
管理型土砂混合くず	125,948.58	14.75
コンクリートがら	268,247.46	31.41
金属くず	34,133.89	4.00
漁具・漁網	5,185.52	0.61
その他（タイヤ、廃油、水産廃棄物）	23,944.60	2.80
分別土	229,542.93	26.88
計	853,949.89	100.00

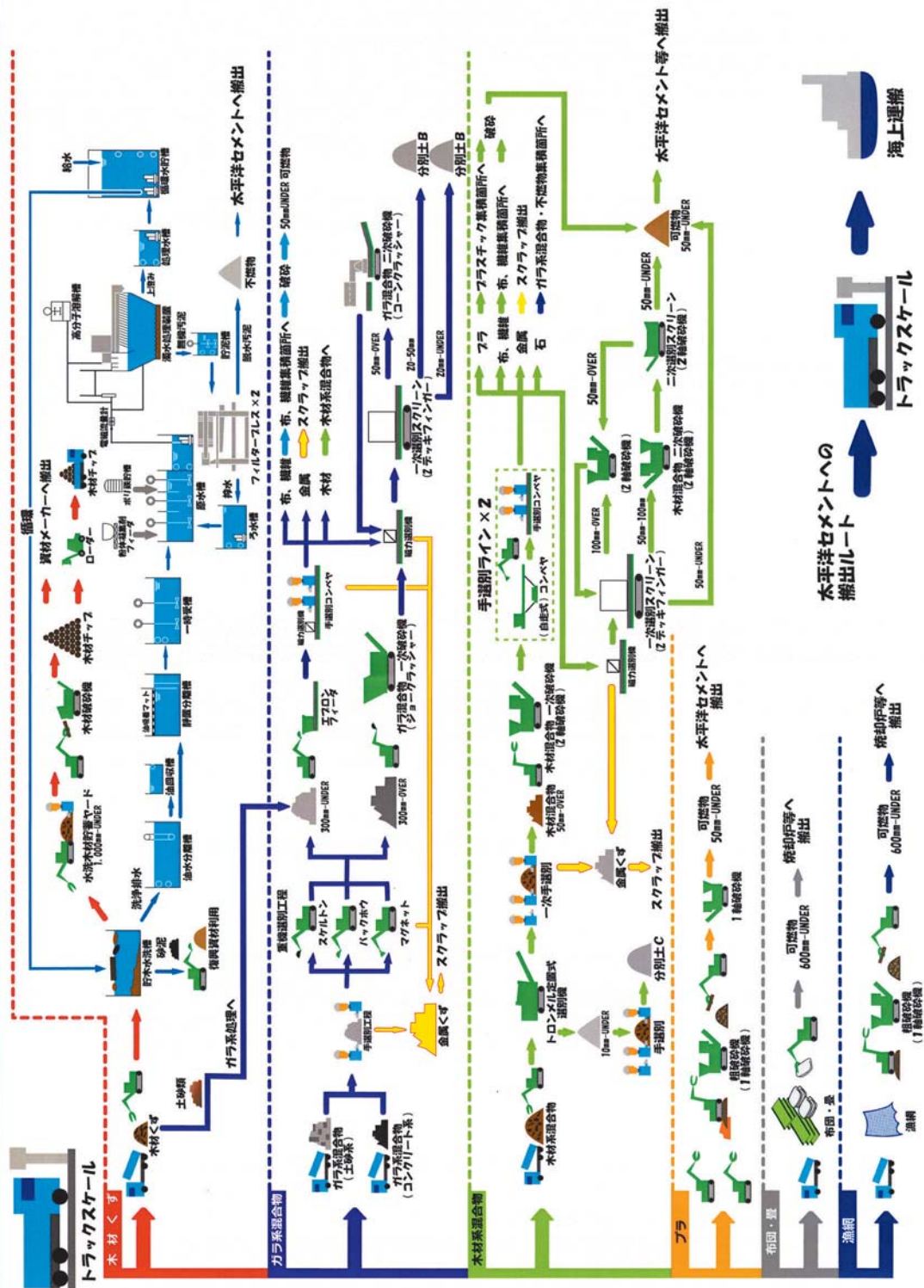
5. がれきの撤去・分別にかかる被災者の雇用

岩手県建設業協会大船渡支部と連携し、建設業者が被災者を雇用して、がれきの撤去・分別作業を行う大船渡市東日本大震災被災者支援事

業を平成23年4月から平成26年3月まで実施した。

図表 災害廃棄物処理全体フロー図

2. 二次選別所 フロー図



出典：「大船渡市永浜・山口地区災害廃棄物二次選別所（㈱明和土木・リマテック㈱共同企業体）」

② 一般廃棄物処理の対応

■事実経過

H23/3/11	大船渡地区クリーンセンターが停電によりベーリング作業中止。これに伴いごみ収集業務も中止。 岩手沿岸南部クリーンセンターが停電により稼働停止
3/14	各避難所の可燃ごみ収集を開始（通常収集は停止）
3/16	大船渡地区クリーンセンターの停電が復旧
3/17	積込中継施設稼働（可燃ごみのベーリング処理）
3/21	避難所に加え、可燃ごみの通常収集を開始
4/1	岩手沿岸南部クリーンセンターの停電が復旧
4/4	不燃ごみ（ビン・缶のみ）通常収集を開始
4/7	震度6弱の余震による停電のため同日稼働開始を予定していた岩手沿岸南部クリーンセンター稼働停止（→11日再稼働） 大船渡地区クリーンセンターでのベーリング処理停止（→11日再稼働）
4/12	岩手沿岸南部クリーンセンターへのバール広域運搬開始
7/11	持込ごみの受付を再開

1. 被害状況

当時の本市における一般廃棄物の収集・処理体制としては、大船渡地区クリーンセンターが大船渡市と住田町の廃棄物を収集し、同センターにてベーリング処理（特殊なフィルムでゴミを包むこと）を行い、それらを、当時釜石市に建設されたばかりであった溶融炉を持つ岩手沿岸南部クリーンセンターに、専用のバール運搬車で輸送し、焼却処理をしていた。

震災発生後、津波により3台あるバール運搬車（委託）のうち2台を流失することとなった。岩手沿岸南部クリーンセンターは、事務所の一部は浸水したものの、溶融炉自体にはそれほど大きな被害がなかったが、停電のために稼働できない状況であり、また、その時点では道路ががれきにより通行不能のため、岩手沿岸南部クリーンセンターへの運搬は不可能であった。

2. 復旧への対応

①市内におけるごみの収集体制

市内のごみ処理については、岩手沿岸南部クリーンセンターが再開するまでの間、ベーリング処理により平場等で積み置きすることが可能であったことから、ごみ収集が可能な状態であった。また、ごみ収集車（大船渡地区環境衛生組合所有2台、委託業者所有5台）には被害がなかったことから、まずは避難所のごみ収集を3月14日から開始した。

当初は、避難所の担当職員から連絡を受けて、その都度収集していたが、23日からは週1回の定期収集を行った。ただし、避難者数が多い避難所は、収集依頼に応じて随時対応した。

21日からは市内可燃ごみの通常収集を開始した。通常は各ステーション週1回で運用を始

め、4月18日からは週2回の通常収集となった。持込ごみ（粗大ごみのみ）は7月11日から

図表 市内ごみ収集の再開状況

月 日	燃えるごみ	燃えないごみ	資源古紙	その他
3/11～	収集停止	収集停止	収集停止	持込受付停止
3/14～	避難所収集開始			
3/21～	収集開始（週1回）			
4/4～		ビン・缶のみ		
4/18～	通常収集開始		通常収集開始	
6/15～				
7/11～				粗大ごみ持込受付開始
12/1～				すべての持込受付開始

受付を再開し、12月1日からは、すべての一般持込ごみの受付を再開した。

②岩手沿岸南部クリーンセンターへの運搬

収集しベリング処理したごみは、まずは大船渡地区クリーンセンター敷地内に積み置きした。

その後、4月1日に岩手沿岸南部クリーンセンターの停電が復旧し、7日及び9日に1炉ずつ再稼働を予定したが、7日に震度6弱の余震が発生したため、最終的には12日からバールの広域運搬が再開となった。この時点で大船渡地区クリーンセンター敷地内へのバール積み置きは1,200個、約600tであった。

バール運搬車は1台のみのため（運搬には専用車両が必要であり他のトラックは運搬不可）、

岩手沿岸南部クリーンセンターでは土日も受入れを行った。

当時稼働していたベリング処理用の施設は外国製であり、老朽化とともに資材や部品調達等にかかるランニングコストがふくらんでいたため、平成22年度から直接積み込み型への改修を検討していたところであった。

現在は、既に大型専用トラックへの直接積み込み式の施設に改修されているが、震災時にベリング処理を行うことができなかった場合、岩手沿岸南部クリーンセンター稼働前の市内ごみの収集は不可能であったと思われる、現在の収集処理体制においても有事の際に適切に収集等ができるよう、その対応方法を検討する必要がある。

3 し尿汲み取り

■事実経過

H23/3/11	防火のため、気仙広域連合衛生センター内の焼却炉等の運転を停止。津波により施設が浸水。
3/12	被災状況の確認、岩手県等と今後の対応協議
3/13	管内浄化槽清掃業者を訪問し、し尿汲み取りへの協力依頼及び稼働可能車両数の調査を実施
3/14	気仙広域連合と構成市町による調整会議を開催し、3月19日までのバキュームカー（気仙管内浄化槽清掃業者分）の配車を決定 市内避難所のし尿収集開始
3/15	気仙広域連合衛生課事務室を市企画調整課内に移動
3/17	岩手県環境整備事業協同組合がバキュームカー5台を伴って来庁。調整会議を行い、3月20日以降の配車を実施
3/18	岩手県環境整備事業協同組合による配車支援に伴い、浄化槽清掃業者は本業に復帰してもらうこととした。 一般家庭のし尿汲み取りの受付を再開
3/21	全国環境整備事業協同組合からの支援車両19台が到着
3/23	全国環境整備事業協同組合からの追加支援車両が到着し、36台に増車
4/12	（財）浜松市清掃公社から市への支援車両3台到着
4/25	（財）浜松市清掃公社から大型車（10t）が到着し、4台に増車
5/16	気仙広域連合衛生課事務室を衛生センター2階に移動

1. 被害状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、気仙広域連合衛生センターで実施している（気仙広域連合の構成市町は、大船渡市、陸前高田市及び住田町）。

津波により衛生センターの1階がほぼ全て水没し、電気室・ポンプ室等主要設備機器が浸水したことにより、施設の全機能が停止した。セ

ンターの被災状況を確認した結果、津波による浸水被害のため、当面復旧の見通しが立たない状況であることが判明した。

また、津波により、し尿の収集委託業者はバキュームカーの大半（20台中17台）を流失する被害を受けた。

2. 復旧への対応

①し尿処理体制の構築に向けた取組

大船渡保健所に気仙広域連合衛生センターの被害状況について報告し、今後の対応方法を協議した。市有地であること、水源地ではないこと、消石灰を散布することを条件に、し尿の埋め立て処理もやむなしという回答があった。このため、田中島グラウンドに埋立て処理を実施することとした（3月21日頃まで）。

その後、衛生センターに付設する多目的貯留槽（容量1,000t）が使用可能であることが判明したため、グラウンドへの埋立てを中止し、多目的貯留槽に一旦集積し、その後、岩手県の下水处理施設、北上市、一関市など被害が比較的小さかった内陸地域のし尿処理施設6カ所に対し、し尿の処理を依頼した。

発災直後、環境省に対して、広域連合が災害廃棄物処理事業の事業主体になり得るかを照会したところ、「補助対象にならない」とのことであった。その後、広域連合も補助対象であることが判明したが、県や県内陸部との調整や契約事務、運搬等も構成市町がそれぞれ行った。

②し尿収集体制の構築に向けた取組

大船渡保健所と協議した結果、気仙管内浄化槽清掃業者のバキュームカーを使用して気仙管内のし尿収集を行うこととした（2市1町と協議し収集車両を配車）。

その後、し尿収集委託業者が岩手県環境整備事業協同組合からバキュームカーの支援を受けることとなり、委託業者による収集体制が回復した。これに伴い、浄化槽清掃業者は、車両協力を終了した。

3月19日から4月2日まで全国環境整備事業協同組合連合会（本部：三重県）から、4月12日から5月13日まで（財）浜松市清掃公社からバキュームカーの支援を受け、気仙管内のし尿収集及び多目的貯留槽に集積したし尿の内陸処理施設への運搬に活用した。

バキュームカーによる気仙管内し尿収集のオペレーションは、主にし尿収集委託業者が実施した。

4 原子力発電所事故対応

■ 事実経過

H23/3/11～14	東京電力福島第一原子力発電所が津波により損傷
7/21	放射能対策に関する部長等調整会議を開催し、放射線量の定点測定について協議
7/27	市内4カ所で週1回、空間放射線量の定点測定を開始
9/14	簡易放射線測定器（サーベイメータ）2台を購入
10/5～7	公共施設28カ所における空間放射線量を測定
10/25～11/1	学校施設での空間放射線量測定を実施。以降、定期的に実施
11/14	原発事故放射線影響対策の基本方針を取りまとめる
11/30	空間放射線量の定点測定について、5カ所追加して9カ所での測定を開始
12/2	原発事故放射線影響対策の関係課会議を開催
H24/1/26	東京電力に対し、市が第一次損害賠償請求を実施
2/13	公共施設等52カ所において空間放射線量の詳細測定を実施（2月22日まで）
5/23	簡易放射線測定器の無償貸し出しを開始
6/4	農林水産物等に係る放射性物質濃度の無料検査を開始

1. 事故の影響

地震及び津波で被災した、東京電力福島第一原子力発電所から放射性物質が大気中に放出されたことにより、その影響は福島県をはじめ、東日本一帯の広範囲に及び、発電所周辺では不自由な避難生活を余儀なくされるなど、長期化している。岩手県内においても、農林水産物の一部の産品が出荷制限等の対象となり、大都市圏を中心として風評被害が発生するなど、生産者の生活や住民の暮らし、身近な環境に甚大な影響を及ぼした。

図表 放射性物質による市の出荷制限等の状況
（平成27年3月10日現在）

措置区分	品 目	制限指示等 年 月 日
国による出荷制限指示	牛肉	H23.8.1
	原木生しいたけ （露地栽培）	H24.4.20
	原木なめこ （露地）	H24.10.18
	野生きのこ	H24.10.29
県による出荷自粛要請	乾しいたけ （H23年産）	H24.2.14
	乾しいたけ （H24年産）	H24.5.23
	牧草	H23.7.20

2. 放射線のモニタリング

① 空間放射線量

本県には原子力発電所が立地しておらず、平時のモニタリングは県内1カ所（盛岡市）のみであったことなどから、原発事故以前は放射線に関する情報に触れる機会は皆無と言える状況であった。

原子力発電所事故への対応として、本市では

7月21日に「放射能対策に関する部長等調整会議」を開催して、今後の放射線量の定点測定について協議し、国や県で実施するほかに、市独自の取組みとして7月27日から市内4カ所（大船渡市役所本庁、碓石海岸大駐車場、日頃市地区公民館、三陸総合運動公園）で放射線量の測定を開始した。

市では、簡易放射線測定器（サーベイメータ）を保有しておらず、空間放射線量の測定開始当初は他機関から借り受けて対応した。

その後、11月30日からは測定箇所を増やし、9カ所（漁村センター、永浜山口災害廃棄物二次選別所、おおふなと斎苑、鷹生ダム周辺市有地、大船渡市役所三陸支所を追加）で測定を開始した。

10月25日からは、学校施設での測定を実施し、一部の学校では、国の基準は下回っているものの、局所的に比較的高い放射線量が確認され、除染作業を実施した。

さらに、平成23年10月5日から7日まで市民が使用する市内の主な公共施設等28カ所において、放射線量の測定を行った。いずれの測定結果についても、国や県の基準を下回っており、健康に影響が及ぶような状況にはなかった。

こうした結果は、市民への情報提供とともに、風評被害対策の一環として、市広報や市ホームページなどで随時公表した。

なお、平成24年5月23日からは、市民が身近な生活環境の空間放射線量を把握することができるよう、市民・団体等に対して、簡易放射線測定器の無料貸出しを開始した。

②農林水産物等

平成24年度には、食品放射線測定器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータ）を導入し、6月4日から自家消費・産直施設等に出荷する農林水産物等の無料測定を開始した。

このほか、水道浄水や給食食材、災害廃棄物等の放射性物質濃度検査を行ったが、いずれも国などが定める基準を下回った。

③東京電力への損害賠償請求

市が放射線影響対策に要した費用については、県や県内市町村と連携しながら、事故の原因者である東京電力に対し、損害賠償請求を行った。請求は平成24年1月26日の第一次請求を皮切りに、平成27年6月末までに七次にわたった。

平成25年7月24日には、市長が岩手県知事らとともに東京電力本店を訪問し、同社の社長に対して、早急かつ誠意ある賠償を直接要請した。

しかしながら、同社との直接交渉のみでは賠償の進展が期待できないことから、県及び県内市町村等が協調して、平成26年1月23日に原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に和解仲介の申立てを行った。

震災の記憶



(当時役職)
一般社団法人岩手県建設業協会
大船渡支部 副支部長
紀室裕哉氏

——震災発生直後の岩手県建設業協会大船渡支部における対応について教えてください。

震災発生直後は、津波襲来が予想される事業所では社員を安全な場所に避難させるとともに、現場にいる従業員等を含めた安否確認を行いました。

その後、市の要請を受けて道路啓開作業やがれきの撤去作業に従事しました。震災発生直後は、電話がつながりませんでしたから、11日夜に市職員ががれきで塞がれていない道路を使い行ける範囲の市内建設業者の社長宅等を一軒ずつ訪れ、市内建設業者は、翌朝からの道路啓開作業の協力要請を受けました。

この要請によって12日朝から大船渡支部会員の連絡のとれた5社によって、道路啓開作業が開始されました。

——道路啓開作業はどのように進められたのですか。

市役所の指揮下で、大船渡駅裏の国道45号を起点に作業を進めました。自衛隊や消防によって人が取り残されていないか確認をした後に、重機で道路を啓開していきました。

地震によって支部会館が被害を受けていたので、市役所の一室を借りて、作業終了後、夕方には毎日会議を実施しました。翌日の作業予定や重機や人員の手配等について確認を行いました。こうしたことを毎日繰り返し行っていました。

——道路啓開作業が収束すると、がれき撤去作業に移ったと思いますが、これらはどのように行われたのですか。

市職員と当時の支部長ががれき撤去についてあらかじめ相談して、市内を9つのブロックに分けて対応することが決められました。その後、4月2日に市内業者でがれき撤去の割り当てを決め、これに基づいて対応しました。

がれき撤去の作業は、ご遺体や危険物、金庫等の発見時の対応や被災建物の解体時の対応等作業を円滑に進めるために、現場に市職員の方と消防団の方が1名ずつ張り付くとともに、警察の方とも連携しながら実施しました。

——がれき撤去作業では、市内の業者さんだけではなく、市や消防、警察等との連携が必要だったんですね。

そうですね、我々業者だけでは進めることができませんでしたから、各機関と連携をとって進めることができたことに、非常に感謝しています。

各ブロックの担当の職員の方々は、業者側の作業の進捗を踏まえながら、作業が円滑に進むように先回りして、建物所有者との交渉をしてくれました。所有者の許可がなければ半壊した建物等は解体できませんから、こうしたタイムリーな対応をいただいたことで作業を進めることができました。

——当初は、携帯電話がつながらず通信環境

が悪かったと思います。

電話で連絡をとることができないため、夕方に行う会議が情報共有の貴重な場となりました。この会議では、市の職員が率先して、各ブロックの進捗をホワイトボードに書きだし、翌日の作業予定を皆で確認しました。

——がれき撤去作業をするための重機等の燃料の確保も困難だったと思いますがどのように確保したのでしょうか？

市役所の対応が非常に迅速で、重機を動かす燃料の確保を行ってくれました。また、作業員用の連絡車両の燃料についても、緊急車両に指定してくれたことで、市内ガソリンスタンドで給油することが可能でした。こうしたことを市役所の指導のもと、行うことができました。

——会員の中には被災されたところもあったと思いますが、重機の確保はどのように行ったのでしょうか。

大船渡支部の中にも重機やダンプを津波で流された会社が多くありました。被災を免れた事業所では自社の重機を出しましたし、その他はリース会社を通して確保しました。リース会社においても沿岸部だけでは必要台数の確保が難しかったので、内陸部から確保したと聞いています。

——大船渡市は道路啓開もがれき撤去も他の被災地と比べて比較的円滑に行われたのではないかと思います。いかがですか。

大船渡市の道路啓開やがれき撤去作業は他の地域に比べても早かったのではないかと思います。市の道路啓開やがれき撤去は市役所の主導のもと、岩手県建設業協会大船渡支部がそれに従う形で行うことができたと思います。毎日のように担当者会議を開いて進捗を確認しながら、連携して取り組むことが出来ました。市役

所は高台にあって被災を免れたため、指揮命令の拠点が確保されていたことも大きな要因だと思います。

また、大船渡市におけるがれき撤去の進捗に大きな役割を果たしたのが、太平洋セメントさんです。太平洋セメントさんは、被災した高炉を突貫工事でいち早く修復し、海水を含んだがれきによる高炉損傷のリスクもある中、がれきを焼却してくださいました。

——今回の震災を受けて、岩手県建設業協会大船渡支部としての教訓にはどのようなものがありますか。

こうした災害がいつ発生するかもしれないという中で、できることから準備していこうと考えています。災害発生時に協会本部と支部との通信手段が途絶したことを踏まえ、協会として各支部に衛星電話やSkypeを準備して、災害発生時においても連絡をとることができる環境を整備しました。

また、避難訓練等自治体と一緒にあって対応していかなければならないと考えています。我々の業界は自分たちの事業所だけでなく、それぞれ現場を持っています。このため、従業員一人一人がどこにいても、命を守る行動をとることが必要です。現場を含めて、迅速かつ確実に避難行動ができるような訓練も必要になると考えています。

今回の震災対応においては、市役所は非常に誠心誠意やっていたと思います。最も肝心な燃料確保も全て行ってくれる等、業者側が動きやすい環境を率先して整えてくれました。市内業者と市役所との元々の信頼関係も重要だったと思います。

今後、支部としては、市との協定等の締結も考えていく必要があると思っています。

第7章 教育・文化

1 小・中学校

■事実経過

H23/3/19	全児童・生徒及び職員の安否確認が完了
3/22	校長会議開催
4/4	校長会議開催
4/20	小学校始業式
4/21	小学校入学式、中学校始業式
4/22	中学校入学式

1. 被害の状況

発災当時は授業が行われている時間帯であったため、大多数の児童・生徒は校内におり、一時的な対応は学校毎に行われた。当時の児童・生徒の総数は3,284名であったが、このうち、残念ながら津波発生後、迎えに来た保護者と一緒に帰宅した1名の児童が津波の犠牲となった。

施設被害については、市内の小・中学校のうち、赤崎小学校、越喜来小学校、赤崎中学校は津波により校舎が全壊した。また、大船渡小学校は1階部分に大きな浸水被害があったほか、

綾里小学校でも浸水による被害があった。その他、日頃市小学校の石垣、綾里小学校体育館、崎浜小学校校舎、第一中学校校舎・体育館、末崎中学校校舎、越喜来中学校校舎・体育館に地震による損傷が発生した。

図表 児童・生徒の被災状況

発災時児童・生徒数	3,284名
津波犠牲児童	1名
被災児童・生徒	1,034名
住居被害児童・生徒	757名
避難所で生活した児童・生徒	740名
両親のいずれかが犠牲になった児童・生徒	22名

2. 児童・生徒及び教職員の安否の確認

発災当日は、津波被害のため組織だった対応はできなかったが、翌日、午後1時頃に部長・次長級会議を開催し、今後の対応方針について検討した。まずは児童・生徒及び教職員の安否確認を優先するとともに、施設等の被害状況を確認した。

安否確認の情報を確実に受けるため、必ず市教育委員会事務局内に数名の職員を待機させるとともに、近隣の学校については徒歩で行ける範囲で確認を行った。

ホワイトボードに所在が未確認となっている児童・生徒一人ひとりの氏名を貼り出し、情報を共有するとともに、2名1組で、車で各学校を回り、被害・避難状況や安否情報を確認した。

地震が収まった段階で迎えに来た保護者と帰宅した児童・生徒もいたため、津波来襲後の安否確認に苦労したものの、発災から8日目の3月19日にはようやく全ての児童・生徒と教職員の所在を確認することができた。

3. 避難所となった学校の運営

市地域防災計画においては、避難所の運営は、生活福祉部が対応することとなっていた

が、甚大な被害により多くの避難所が開設され、被災者支援を中心に各種応急対策業務が集

中したため、急遽、教育委員会の職員も各地区の避難所の運営に対応することとなった。

避難所となった小・中学校では、市災害対策本部職員が避難所に配置されるまでの間、発災

直後から学校教職員が避難所に泊まり込みで運営に当たった。また、学校給食共同調理場では、学校給食職員が炊き出し作業に対応するなど、避難所運営等に積極的に関与した。

4. 学校再開に向けた取組

被災して校舎が使用できなくなった赤崎小学校、越喜来小学校及び崎浜小学校については、赤崎小学校が蛸ノ浦小学校の校舎を、越喜来小学校及び崎浜小学校が甫嶺小学校の校舎を利用し、合同授業を行った。

赤崎中学校については、大船渡中学校の校舎を共用することとした。大船渡中学校までは、通学距離が長く、通学路が津波浸水地域を通ることから、生徒の安全を確保するため、送迎バスの運行を行った。

学校の再開を判断するにあたっては、①通学路の安全確保、②電気・水道等のライフライン

の復旧、③給食の確保の3つは絶対条件となると考え、早急な準備を進めた。県教育委員会や県教育事務所と連絡調整等を常に行っていたことで、他地区の状況把握ができたことも、比較的早い段階で学校を再開できた要因の一つだと考えられる。

再開までの間には各学校の状況に応じ、学校毎に何度か児童・生徒が登校する機会を設け、簡単な勉強会やレクリエーション等を実施した。児童・生徒の心の安定を図る等の対応により、スムーズに再開することができた。

2 社会教育施設等

1. リアスホール

①被害の状況

地震により、市民文化会館の大ホールの天井の破損などの被害があった。また、停電により楽器庫の電動シャッターが開かず、作業中のピアノ調律師が閉じ込められる等の被害があった。

図書館は、固定書架であったことと、本が隙間なく入っていたことなどにより、本が飛び出すといった被害はほとんどなかった。ただし、市役所本庁舎とのネットワークが遮断された影響により、貸出システム等による蔵書管理を行

うことができなかった。

②施設の再開

市民文化会館については、7月から8月にかけて修繕工事を実施し、9月7日（大ホール、マルチスペースは10月1日）から一般利用を再開した。

図書館については、5月21日に端末が復旧し、図書館蔵書管理システムが使用できるようになったことから、これに合わせ、6月4日から図書館を再開した。

2. 博物館

①被害の状況

博物館は、地震により、屋根のスレートの落

下や展示物である土器の破損などの被害があった。また、民族資料保管庫（三陸町綾里）は、

1階部分が津波による浸水被害を受け、多量のがれきや泥が流入し、破損した資料が散乱した。

②施設の再開

博物館は、発災から7月13日まで臨時休館とした。

電気は4月5日に、水道は5月16日に復旧した。その後、6月1日に施設の維持管理業務委託を再開し、7月1日の人事異動後、早急に職員勤務体制の再構築を図り、14日に常設展示公

開を再開した。

博物館常設展示公開の再開にあたっては、職員体制を整えることが不可欠であったが、被災直後より避難所対応等に動員され、避難所閉鎖まで博物館での勤務が困難だった職員もあり、全職員が揃うまで約5カ月を要した。

民族資料保管庫は、平成24年3月に修繕工事が完了し、被災した資料は、被災ミュージアム再興事業により消毒・修復作業を行い、平成26年9月に完了した。

3. 三陸公民館

①被害の状況

津波により建物の2階部分まで浸水した。建物の内部は壊滅的な被害を受けたが、建物の躯体には大きな被害はなかった。

②施設の再開

平成26年2月から12月まで復旧工事を実施し、平成27年2月から利用を再開した。

4. 体育施設

①被害の状況

3月12日から13日にかけて、社会体育施設と学校体育施設等の被災状況の確認を行った。津波の被害を受けなかった施設の多くは被害の程度が軽微であり、簡易な修繕等により使用が可能な状況であった。

津波の被害を受けた施設は、被害が甚大であり、大規模な修繕が必要となるものであった。

三陸体育館は、津波被害を受けなかったが、

主要構造部が破損したため、度重なる余震による二次被害の発生が懸念されたことから、修繕が完了するまでの間、供用を中止した。

また、地震・津波被害を受けなかった施設においても、応急仮設住宅建設場所や避難所、支援物資保管場所などとして使用されたことから、スポーツを行うことのできる環境が大きく制限された。

施設の被害状況等は、以下のとおりである。

図表 市内施設の被害状況

施設名称	施設被害
体育センター	津波により1階部分冠水、泥堆積3cm、天井・壁・玄関・サッシ窓・電気設備損壊、備品類全損
市民体育館	津波により1階部分冠水、泥堆積5cm、アリーナ床・壁損壊、舞台設備損壊、電気・機械・放送・給排水の各設備損壊
市営球場	地震によりバックネット裏観客席コンクリート部分他に亀裂、応急仮設住宅建築
市民テニスコート	津波によりテニスコート・クラブハウス損壊、泥堆積5cm
市民弓道場	津波により射場・的場損壊、泥堆積5cm
田中島グラウンド	津波によりグラウンド・バックネットフェンス損壊、し尿埋設処分、水産冷凍品埋設処分
三陸体育館	地震により2階構造部損壊、外壁モルタル剥離、石積擁壁崩落
三陸柔剣道場	津波により施設全損
三陸総合運動公園	地震によりグラウンド沈下・亀裂発生
三陸B&G海洋センター	地震により給水施設損壊
市民プール	津波によりプール・クラブハウス・機械設備損壊

施設名称	施 設 被 害
盛川河川敷公園多目的広場	津波によりグラウンド損壊、土堆積 5 cm
盛川河川敷公園少年野球場	
山村広場	地震による被害軽微、応急仮設住宅建築
堀川グラウンド	津波によりグラウンド損壊
太平洋セメントグラウンド	地震・津波による被害なし、震災がれき二次分別所
太平洋セメントサッカー場	
盛小学校グラウンド	応急仮設住宅建築
盛小学校体育館	被災者避難場所として使用
大船渡小学校グラウンド	津波により損壊
大船渡小学校体育館	津波により損壊、支援物資保管場所として使用
大船渡北小学校グラウンド	応急仮設住宅建築
大船渡北小学校体育館	被災者避難場所として使用
末崎小学校グラウンド	応急仮設住宅建築
末崎小学校体育館	被災者避難場所として使用
赤崎小学校グラウンド	津波により全壊
赤崎小学校体育館	
蛸ノ浦小学校グラウンド	応急仮設住宅建築
蛸ノ浦小学校体育館	支援物資保管場所として使用
猪川小学校グラウンド	応急仮設住宅建築
猪川小学校体育館	被災者避難場所として使用
立根小学校グラウンド	被害なし
立根小学校体育館	被災者避難場所として使用
日頃市小学校グラウンド	被害なし
日頃市小学校体育館	支援物資保管場所として使用
綾里小学校グラウンド	津波により損壊
綾里小学校体育館	
越喜来小学校グラウンド	津波により全壊
越喜来小学校体育館	
甫嶺小学校グラウンド	被害なし
甫嶺小学校体育館	
崎浜小学校グラウンド	応急仮設住宅建築
崎浜小学校体育館	物置として使用
吉浜小学校グラウンド	被害なし
吉浜小学校体育館	
大船渡第一中学校グラウンド	応急仮設住宅建築
大船渡第一中学校体育館	遺体安置所として使用
大船渡中学校グラウンド	応急仮設住宅建築
大船渡中学校体育館	被災者避難場所として使用
末崎中学校グラウンド	応急仮設住宅建築
末崎中学校体育館	被災者避難場所として使用
赤崎中学校グラウンド	津波により全壊
赤崎中学校体育館	
日頃市中学校グラウンド	被害なし
日頃市中学校体育館	支援物資保管場所として使用
綾里中学校グラウンド	応急仮設住宅建築
綾里中学校体育館	被害なし
越喜来中学校グラウンド	被害なし
越喜来中学校体育館	地震により一部損壊、遺体安置所として使用
吉浜中学校グラウンド	被害なし
吉浜中学校体育館	

②施設利用に向けた取組

発災からしばらくの間は、スポーツを行う場としての社会体育施設の利用照会は皆無であったが、時間の経過とともに、被害の少なかった施設について、特にスポーツ少年団活動での利用について、照会が寄せられるようになった。

このことから、教育委員会事務局では、社会体育施設の使用と学校体育施設の開放（使用）について、学校教育事業、中学校部活動、スポーツ少年団における施設の割当てが落ち着くまでの間、以下のとおり取り扱うこととした。

- ・利用可能な体育施設等は、学校教育事業での使用を優先する。
- ・学校教育事業で使用しない場合、スポーツ少年団活動で県大会等の予選として開催される市内大会での使用に限り許可する。
- ・災害対応での使用を除き、使用を制限する。

③復旧に向けた取組

被災した社会体育施設の復旧にあたっては、「大船渡市復興計画」に掲載している事業計画一覧に基づき、教育委員会の復旧方針を以下の

とおり定めた。

なお、三陸柔剣道場と市民プールについては、震災前の状況において、利用者が限られており、その利用者数も少なく、また、代替施設も確保されていること等の理由から施設復旧を行わないこととした。

復旧方針

市民体育館、体育センター、市民テニスコート、市民弓道場、三陸総合運動公園グラウンドについては、早期に災害復旧工事の設計を行い、平成24年度以降で施設の復旧を図る。

三陸体育館については、平成23年度中に復旧工事に着手する。

田中島グラウンド、市営球場、綾里小学校・赤崎中学校校庭夜間照明施設については、今後の利用状況、復旧状況を見据えながら、できる限り早急に現施設の復旧を図る。

第8章 福祉・保健・医療

1 遺体安置所・火葬

■事実経過

H23/3/11	遺体安置所を3カ所に設置
3/12	遺体安置所を6カ所追加設置
3/13	遺体安置所を1カ所追加設置し、4カ所を閉鎖（検視の効率化のため：県警要請）
3/15	おおふなと斎苑、浄霊苑での火葬を再開
3/16	遺体安置所の移設（宮野多目的集会施設に設置し、綾姫ホールを閉鎖）
3/18	広域火葬開始
3/27	遺体安置所を1カ所閉鎖
3/28	遺体安置所を3カ所閉鎖
3/29	遺体安置所を1カ所閉鎖し、第一中学校体育館のみとなる。
4/4	遺体安置所を第一中学校体育館から大船渡市民体育館へ移設（学校再開に備えて）
6/16	遺体安置所を大船渡市民体育館から市勤労青少年ホームへ移設（物資集積拠点の集約化のため）
9/12	旧矢作小学校（陸前高田市設置安置所）から、市勤労青少年ホームへ遺体を移送（大船渡警察署管内の遺体安置所集約のため）
11/5	市勤労青少年ホームの遺体安置所の閉鎖（大船渡警察署への移設）

1. 遺体安置所の設置

発災直後、遺体を県立大船渡病院の一室に収容していたが、安養寺に遺体安置所を設置し、搬送した。以後、各地に遺体安置所を設置し、発見場所から最寄りの遺体安置所へ遺体を搬送することとした。

遺体安置所は、市地域防災計画で定められていたが、被災地域が広範囲に及び、遺体数も多かったため、指定していた場所以外にも寺院を中心に遺体安置所が設置された。

図表 遺体安置所の設置状況

設置日	場 所
3月11日	洞雲寺（～3/13）、安養寺（～3/27）、長安寺（～3/13）
3月12日	浄願寺（～3/13）、西光寺（～3/29）、本増寺（～3/13）、麟祥寺（～3/28）、綾姫ホール（～3/16）、越喜来中学校体育館（～3/28）
3月13日	第一中学校体育館（～4/4）
3月16日	宮野多目的集会施設（～3/28）
4月4日	大船渡市民体育館（～6/16）
6月16日	勤労青少年ホーム（～11/5）
11月5日	大船渡警察署

2. 遺体安置所の運営

遺体安置所は、市市民生活環境課を中心に、他課からの応援により構成した市職員1人と警察官1人の2人体制で運営した。当初警察からは、市職員の24時間配置を要望されたが、職員不足のため、夜間は、体育館は施錠、寺院は住職等の協力により管理することで対応した。

市職員の業務としては、遺体確認のための来訪者への対応や火葬場への移送の調整等があった。3月14日の市庁舎の復電後、遺体安置所運営マニュアルを作成し、従事職員に配布して、

円滑な運営を図った。

物資に関しては、当初は棺や納体袋の数が足りず、また、保管場所もなかったため、床にブルーシートを敷いた後、毛布等に包んで遺体を安置した。十分な数の棺が確保されるまでは、身元確認が取れた遺体のみ、火葬場に搬送する直前に納棺した。葬祭業者や相模原市などの支援自治体、県への支援要請等により必要物資の確保を図った。

公共施設が被災したことによって遺体安置所

を設置する施設が著しく制限されたほか、遺体安置所における検視スペースの確保も難しく、卓球台等を間仕切り代わりに使用したところもあった。

遺体安置所閉鎖時には、薬品等を用いて、市

職員が消毒・消臭作業を行うなどした。

また、物資等が少ない中であっても遺族の心情に最大限配慮し、出棺時には生花の確保に努めた。

3. 火葬

市営火葬場であるおおふなと斎苑は、震災により停電となり、また、火葬に使用する燃料についても、応急復旧事業が優先されたことなどから発災当初は調達が困難となったことで、火葬が出来ない状態となった。しかし、3月14日に、おおふなと斎苑の電力が復旧し、浄霊苑では発電機の確保と火葬炉の修理が完了するとともに、燃料の確保にも一定の目途がついたことから、15日から火葬業務を再開した。

遺体安置所から火葬場への遺体搬送については、専用車両を複数台所有し、被災を免れた葬祭業者2社に業務を委託した。遺体安置所の移設に伴う遺体の搬送に関しては、上記2社及び警察車両により対応した。

遺体数が多く、火葬場の指定管理者の従事者だけでは長期間にわたる火葬ができないため、火葬炉メーカーに作業員の派遣を要請した。従事者を確保することで火葬時間帯を拡大し、2つの火葬場の火葬炉4つを5回転させ一日最大20体の遺体の火葬が行われた。

また、他自治体からの支援により、一関市(24件)、盛岡市(16件)、花巻市(3件)、雫石町(3件)の協力を得て、合計46件の火葬が行われた。

市内での火葬が混み合っている場合で、早期の火葬を希望される遺族に対しては、県内陸部の火葬場を紹介し、なるべく遺族の意向に添うような対応を心がけた。

身元不明の遺体については、できる限り身元を特定して遺族に引き渡すべきとの警察の判断により、遺体安置所で一定期間保管することとし、4月5日から火葬することとなった。

図表 市営火葬場での火葬件数
(H23.3.15~H23.10.13)

火葬場名	件数
おおふなと斎苑	533件
浄霊苑	143件
合 計	676件

※災害救助法の適用を受けて、火葬を行った件数。

2 保健・衛生

■事実経過

H23/3/12	市医療班による避難所巡回開始 避難所に手指消毒剤・マスク配置
3/14	最初の保健支援チーム（能代市、相模原市）が派遣
3/19	保健チームによる市内全戸訪問開始（5/10まで）
3/28	介護保険事業所関係者等の連絡調整会議開催（以後、7月まで月2回ペースで開催） 防疫計画策定
4/11～13	第1回栄養摂取状況調査
5/9	保健チームによる仮設住宅入居者の健康状態調査開始
5/17～20	第2回栄養摂取状況調査
6/3～7	第3回栄養摂取状況調査
6/7～22	避難所への巡回指導の実施
6/16～18	第4回栄養摂取状況調査

1. 市民に対する健康・保健活動

①健康・保健活動の体制

3月12日から、市保健師が避難所を巡回し、健康チェック、健康相談、感染症予防、エコノミークラス症候群予防などの指導を開始した。

同日、県立大船渡病院の医師からの助言を受け、市保健師が支援チームを統括し、保健活動を行う体制を構築した。

市外からの支援については、14日、最初の支援の保健チーム（能代市、相模原市）が派遣され、市保健師と支援の保健チームで分担し、避難所を巡回した。また、市役所とは別に大船渡保健所を経由した保健・医療チームも市内で活動しており、初期は市保健チームと重複する等、一部混乱も発生したが、毎日ミーティングを実施し、現場の保健・医療活動のオペレーション、活動場所の振り分け等を市で差配することで、情報共有を図った。活動開始時のチームに対するオリエンテーションについては、県・市経由の別なく、大船渡保健所において3月下旬頃から一括実施することで統一した。

②全戸調査

全国の保健チームの支援を受け、市保健師と支援の保健チームで、発災から約1週間後の3月19日から5月10日まで全戸調査を実施し、その結果は、秋田県能代市の支援を受けてデータベース化を図った。これにより、障がい者

（児）、要介護・要支援認定者（介護保険法）、高齢者、乳幼児、妊産婦、医療を必要とする市民の把握が可能となった。

③乳児の対応

発災直後は、津波により流失してしまった母子健康手帳の再交付を市保健福祉課において開始するとともに、電話で妊婦の安否確認を行った。

3月15日からは県立大船渡病院からの産婦・新生児の受入れ要請を受けて、盛小学校保健室を借用し、新生児室を開設するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」として名簿に記載されている乳児を中心に訪問活動を展開（保健師2名体制）し、実際に訪問して困っていることはないか等を中心に確認した。

市で実施している幼児健診は、3月16日実施予定の3歳児健診以降、見合わせとなったが、6月から大船渡保健所（県大船渡地区合同庁舎2階）を会場として借用して開始し、9月からようやく市保健介護センターで通常通りの開催となった。

④高齢者の対応

支援が必要な高齢者について、全戸訪問にて所在地や状況を把握するとともに、医療の提供、健康管理、生活支援を実施した。状況に応

じて、介護施設への入所、介護サービス、各種在宅サービスの利用を支援した。当時は市内の介護施設が満床で利用できなかったことから、県からの情報提供や調整により、県内の介護施設への入所等も支援した。

介護サービスを提供するに当たり、発災当初は介護認定審査会が開催できず、要介護認定事務が滞ってしまったため、利用者や介護従事者が混乱した。そのため、3月28日から介護保険関係事業所の連絡会議を2週間に1回程度開催し、介護保険サービスの利用体制を整えた。また、在宅や避難所では生活が困難な高齢者については急遽、既存の福祉施設を福祉避難所に指定して、要支援者に対応することとした。

さらには、震災で生活環境が大きく変化したことにより、生活再建の不安や閉じこもり、孤立化などによるうつ病や生活不活発発病の発生が懸念されたことから、運動指導などの健康教育や健康相談、サロン活動を実施した。

⑤歯科保健

市保健師、気仙歯科医師会及び大船渡歯科医師団は、相互に連携を図りながら、歯科保健指導を実施した。

気仙歯科医師会は、発災後から3月末までの間、県立大船渡病院の1階に仮設歯科診療所を開設し、診療にあたった。また、3月31日から4月20日まで、岡山大学の口腔支援隊の活動のコーディネートを行い、介護施設や避難所を巡回した。その後、6月まで奥州市歯科医師会の口腔ケア支援の活動のコーディネートを行った。

大船渡歯科医師団は、避難所の歯科相談や口腔ケア、訪問診療にあたりとともに、岩手県歯

科医師会が実施した被災地区における口腔ケア事業に協力した。

⑥こころのケア

発災から約2週間後、こころのケアチーム（相模原市、久里浜アルコール症センター）が派遣され、家庭訪問や避難所巡回を行った。

また、全戸訪問や保健活動等により、こころのケアチームによる対応が必要なケースは、情報を引継いで対応してもらった。

4月になると、こころのケアチーム医師による市保健師等への災害時こころのケアについてのミニレクチャーが実施された。

また、大船渡保健所が月1回（第3木曜日）実施していた精神保健福祉相談が「こころの相談室」として毎週木曜日に再開された。

さらに、発災時から月1回実施していた気仙地域精神保健担当者連絡会が実施され、保健所、病院、診療所、薬局、こころのケアチーム等の関係者が参加し、こころのケアについての課題検討や情報共有を行った。

7月以降は、こころのケアチーム医師を講師とし、民生委員、児童委員、主任児童委員や介護、福祉の職員等を対象として、こころのケアに関する研修会を実施した。

また、応急仮設住宅入居者で65歳以上の高齢者や入居時の健康実態調査で所見のあった人、日中母子のみの家族、平成23年度実施の生活機能チェックのうつ項目で5分の4以上の人を対象に「うつスクリーニング事業」を実施した。併せて、仮設住宅支援員を対象に、アルコール、うつ、相談技術に関する研修会を開催し、ゲートキーパーを養成するなどの対応を図った。

2. 栄養・食生活支援

①栄養摂取状況調査

発災後、約1カ月の主食は、朝食はパン、昼・夕食はおにぎりであった。また各避難所はそれぞれ炊き出し等を行い、この時点でできる限り食事のバランスや温かい汁物等に考慮はし

ていたものの、避難所によって、食事内容の偏りや格差が発生した。一部の避難所の栄養状態が良くない可能性があり、避難所の食生活について、大船渡保健所及び奥州保健所の各栄養士と協議の上、まずは全市的な栄養摂取の状態や

避難所の炊き出しの実施状況、炊き出しをしていない場合はどのように食事を取っているかなどを調査した（4月3日から各避難所を訪問）。

その後、避難所個別の状況を整理し、栄養が不足しているところなどを把握した。それを踏まえて4月11日に岩手県栄養士会と協議し、対策を検討した。また、不足食材について物資の担当に直接依頼するとともに、避難所にも提案を行った。

さらに、8月からは、仮設住宅の食生活状況調査を実施した。主に岩手県栄養士会にお願い

し、パソコンへのデータ入力を市が担当するとともに、ソフトへの入力を奥州保健所及び大船渡保健所が実施した。

②避難所や仮設住宅への巡回指導の実施

6月7日から、日本栄養士会並びに岩手県栄養士会に依頼し、避難所への巡回指導を実施した。併せて、応急仮設住宅入居者に対し、健康状態調査票から要支援者名簿を作成し、高齢者、独居者、糖尿病者、血液透析患者等を抽出して、訪問指導を実施した。

3. 衛生対策

①初期対応

発災翌日から、がれきの撤去作業や流失した自宅の片付け等で受傷した者に対し、巡回医療チームが持参した破傷風トキソイドを接種するなどの処置を行った。市内の医療機関が診療開始後は、破傷風トキソイドを接種できる医療機関の照会を行い、市民からの問い合わせがあった際に情報提供を行った。

②避難所での衛生対策活動

停電・断水で手洗いができなくなったことに加え、避難所はどこもすし詰め状態の集団生活となり、インフルエンザ・感染性胃腸炎等の感染症の集団発生が懸念されたことから、発災翌日から避難所巡回の際に玄関・部屋の出入り口・トイレの出入り口に手指消毒剤を設置し、外出先からの帰宅時・食事前・トイレの前後での消毒、マスク着用等を徹底した。マスク・手指消毒剤は新型インフルエンザ対策用に備蓄されていたもので対応した。集団発生はなかったものの、散発的にインフルエンザが発生したため、避難所ではり患者を隔離するなどして対応した。

また、いわて感染制御支援チーム（ICAT）により、避難所サーベイランスを実施した。ス

マートフォンによるデータの入力が毎日必要とされたことから、医療支援チームに依頼したほか、市の保健チームにて適宜感染症予防のための巡回対応を行った。

③防疫措置

3月28日に、防疫計画を策定し、地区本部等に防疫資機材（消石灰・散布器、液体防疫薬剤・噴霧器）を配備し、防疫作業が必要な個人や地域、事業所に対して無償で貸与・提供した。

防疫に必要な薬剤等は県（医療推進課）に依頼して、調達した。保管・取扱いに注意が必要な薬剤等は施錠された場所（県立大船渡職業能力開発センター体育館等）に保管した。

水産加工場から流出した魚介類等の腐敗によって、市内の広い区域で大量のハエやウジ、悪臭が発生するとともに、感染症を媒介する蚊の発生も懸念され、広範囲に及ぶ殺虫剤・消臭剤の散布が必要となった。このため、環境省と協議し、感染症予防等に関して専門的知識を有する岩手県ペストコントロール協会へ防疫作業を委託した。防疫は、がれき仮置場や水産物残渣埋却場などを中心として、害虫の発生状況のモニタリングや殺虫・消毒、消臭など、平成25年度まで作業が続いた。

3 医療

1. 医療活動の全体像

県立大船渡病院の医師が中心となり、保健チーム、医療チームを統括・編制し、市保健師の指揮下に医師を置く（巡回場所等を調整等）ように配置した。そのため、市保健師等の医療救護班が市役所本庁に拠点を置き、市内開業医の協力を得ながら、県内外からの医療支援チーム等の活動調整を行い、市内全域に医療が提供できるよう体制を整えた。

医療チームと保健チームには、各避難所の担当を割り当て活動した。実施者は、派遣チームのほか、地元は県立大船渡病院、大船渡保健所、気仙薬剤師会、気仙地域リハビリテーション広域支援センター、大洋会などがミーティングに参加し、情報交換、情報共有、ケース検討等を行った。

支援のチーム数と期間を考慮しながら、担当する避難所や、地区割り、応急仮設住宅等を決め、毎日夕方のミーティングで確認した。ミーティングは、毎日開催していたが、6月から

月・水・金の週3回、9月から週1回（水）、1月から月2回（第2・4水）となった。ミーティングの回数が減り情報共有の場が減ることを懸念し、1月からメンバーでメーリングリストを構成し連絡をとりやすいように工夫を図った。

県立大船渡病院の医師は、医療救護班への指導指揮のほか、毎日のミーティングに出席し、特に派遣の医療チーム、気仙医師会との調整を実施した。

支援の申出があった医師については、支援チームと同様に担当避難所を割り当て、避難者の救護及び診察にあたった。他には、国保診療所の医師は三陸町の地区、盛小学校に避難していた医師は盛小学校でそれぞれ医療活動を行った。

そのほか地元の医師は、自主的に近くの避難所での救護、診療活動、遺体の検案、自院での診療再開といった様々な形で自分たちの役割を担った。

2. 診療所

①越喜来診療所

津波による浸水被害で越喜来診療所は使用不可能となったため、翌12日に避難所（旧花菱縫製三陸工場）に一定のスペースを確保してもらい、仮設診療所を設置した。仮設診療所という形は取っていても、極力、通常の診察体制を維持・継続するよう努めるとともに、仮設診療所での診察と平行して、空き時間を利用して訪問診療を行った。また、慢性疾患患者の診察にあたっては、診療所内で保管していたカルテや地震発生前の2、3カ月の処方箋を仮設診療所に持ってきて使用した。カルテは浸水してしまったものもあったが、刷毛で泥を落とし、乾燥させて使用することができた。

避難所の仮設診療所での診察は続けていた

が、薬剤管理のためには昼夜を問わず、必ず誰か1人はその場にいないといけないなど不便もあり、スタッフも疲弊してきたため、以前の診療所での診察再開を目指して準備を進めた。レントゲン等の機器は大きな被害がなく利用できたため、地震発生から1カ月後という早期の復旧が可能となった。

②綾里・吉浜診療所

発災時、綾里診療所は診察中であり、職員のほか患者も10人前後いた。津波襲来の知らせを受け、綾里中学校に避難した。そこでけが人や腹痛を訴える方に対し応急処置を実施した。

吉浜診療所は地震の被害が比較的小さく、院内処方により必要な薬剤も備蓄があったため、

診療を継続することができた。

薬剤については、備蓄量が一定程度あったほか、地震発生から1カ月後位には薬品会社に来てもらうことで対応することができた。

③ 歯科診療所

発災直後は、歯科医・歯科診療所としてどう対処するかというよりも、避難所の準備等におわれた。2、3日後に、口臭等の避難者の異変に気づき、歯ブラシと紙コップを歯科診療所から持ち出し、配布した。また、誤嚥性肺炎の予防等のため、うがいの推奨などを行った。

携帯電話が復旧後、気仙歯科医師会及び岩手県歯科医師会と連絡を取り、県立大船渡病院にポータブルタイプの歯科診療機器セットが1台あり、現在は使用していないという話を聞き借り受けた。それを用いて綾姫ホールに仮設の歯科診療所を4月1日に開設した。患者の頻度は

1時間に1名程度であったが、避難のために入れ歯をなくし食事ができなくなってしまった方などの治療を実施した。

岡山県の口腔ケアの支援スタッフからの支援を受ける際、歯科診療所長がコーディネートを担当した。支援スタッフは移動手段がなかったため、大船渡市及び陸前高田市の避難所等に歯科診療所長が自身の車で案内し、支援を行った。支援スタッフは医師と歯科衛生士の2人組体制（7チーム）であった。阪神・淡路大震災時の経験に基づき、利用できる水が少ない時の歯磨きの方法等の様々なノウハウを持っており、これらをポスターにして避難所に貼り、啓発するなどした。この時点でようやく市内全域の被災状況を把握することができ、避難所を巡回する中で要望された支援物資のニーズを本部に伝えるなどの役割も担った。

3. 慢性疾患患者の対応

発災当初は、リアスホールと盛小学校は市保健師が常駐で随時対応し、その他は市保健師でチーム編成して避難所を巡回した。健康チェック、健康相談、感染症予防、エコノミークラス症候群の予防など、1日に1、2回程度実施した。要観察者には、医療チーム巡回の際に、即

対応できるように、血圧値、体調、薬の服薬状況等を記載した記録票を持たせた。

その後、医療支援チームの巡回診療や、避難所での常駐による診療が行われるとともに、開業医、薬局等の開設状況を確認し、情報提供した。

4. 医薬品等の確保

発災直後は、市災害対策本部に駆けつけた医師が医薬品の選定を行い、市災害対策本部から、県災害対策本部に医薬品の調達をFAX等で依頼した。

医療活動用の医薬品は県から調達したものや支援チームが持参したものを使用した。徐々に支援物資として医薬品も供給されるようになり、その分別が困難となったため、地元の気仙薬剤師会が分別を行うなど連携して医薬品の管

理を行った。

気仙薬剤師会は、県等から提供された多種多様の薬剤の分類整理を担当し、派遣医療チームが各避難所等に持参しやすいようにした。また、自主的に避難所等での薬の相談会を実施して、適切な薬の提供や、応急仮設住宅等を戸別に訪問し薬のセットを配付したほか、毎日のミーティングにおいて、薬局や薬関係の情報提供、薬の処方等についてアドバイスした。

第9章 産 業

1 農業

1. 被害状況

農業関係の主な被害は、山間部の田畑の陥没や地割れ、海沿いの田畑の表土の流出などであった。それ以外にも、施設の全壊や天井崩落などがあった。農地自体の被害は77.2haであった。

3月12日から13日にかけて大船渡市農業協同組合（以下「市農協」という。）や農林振興センターから、農林業施設（田畑、ハウス、用水路、地区集会施設等の公共施設）の被害状況について情報を収集した。公共施設以外の農林業施設の被害状況の集約は市農協に依頼した。

市が管理する24施設の被害状況は4月20日までに全て確認することができた。通行できない道路があったため、発災後にすぐに全ての被害状況の確認をすることはできなかった。

市農協自体は、盛町の本店が被災し、支店においても被災したところがあった。

図表 農地・農業用施設等の被害状況

種 別	農 地	農業用施設	農地海岸 保全施設	合 計
箇所数	1,772	223	3	1,998
被害額 (百万円)	1,925	370	9,800	12,095

図表 農地の被害状況

種 別	田	畑	合 計
面積 (ha)	55.2	22.0	77.2
箇所数	1,158	614	1,772
被害額 (百万円)	1,490	435	1,925

図表 農業用施設の被害状況

種 別	ため池	水 路	道 路	合 計
箇所数	1	111	111	223
被害額 (百万円)	5	270	95	370

図表 農地海岸保全施設(堤防)の被害状況

地 区	堤防延長	被害の状況	被害額 (百万円)
合 足	219m	堤防一部損壊	2,800
沖 田	160m	堤防前面の波消しブロックの流出・破損	200
吉 浜	570m	堤防全壊	6,800
合 計	949m		9,800

2. 復旧への対応

地方卸売市場大船渡青果株式会社は、津波により事務所と売り場が全壊する被害を受けたが、国の補助2分の1、市及び県の補助各8分の1を受けて復旧を行い、平成25年3月に再開した。

市農協の菌床しいたけ栽培施設は、津波により栽培用ハウス11棟が流失する被害を受けたが、東日本大震災復興交付金を活用し、日頃市町に菌床しいたけ栽培施設6棟を復旧し、平成25年4月に再開した。

国の補助事業（被害額40万円以上）と県の補助事業（被害額13万円以上）のほかに、比較的被害額が少ない農業被害（被害額13万円未満）については、平成23年10月から平成25年3月にかけて、市の東日本大震災農地小規模災害復旧

事業として、農家1件当たり13万円を限度に復旧のための助成を行った。補助総額は、平成23年度で142万円、平成24年度で211万円となった。工事などは地元業者に依頼して対応した。

大規模な農業被害については、県が主体となって、平成23年10月から復旧支援のための地区説明会を実施した。

農地の転用など農地以外に使う場合、農業振興地域においては農用地区域から除外する農用地利用計画の変更（農振除外）の手続きを行う必要がある。市では、この手続受付を年1回実施していたが、発災後は年6回の手続受付を実施し、農振除外・農地転用の手続きが迅速に行えるようになった。また、農地転用許可書の交付事務にあたっては、岩手県農業会議に依頼

し、通常月1回開催されている常任会議、委員会議を月2回開催してもらい、早期に許可書を交付することができた。

また、贈与税猶予の農業経営継続証明書を郵送で交付した。平成23年2月分の農地転用許可

証等は3月16日から交付を開始し、同年の3、4月分の許可申請は3月21日から受付を開始した。

農業委員会業務を早期に再開できたことで、早い時期からの住民の住宅建設や企業の復興につなげることができた。

2 林業

1. 被害状況

林業関係の主な被害は、林道の被害（法面崩落等）、森林（杉）の塩害などがあった。

図表 塩害木の被害状況

被害区域	盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、三陸町綾里、三陸町越喜来、三陸町吉浜
被害箇所	88カ所
被害本数	7,194本

2. 復旧への対応

林道の被害については、早期に復旧可能なものは平成23年度中に業者に委託して復旧を行った。また、被害の大きかった赤崎・増館林道内の2カ所については国に補助金を申請し、平成

24年度中に実施した。

森林（杉）の塩害については、平成26年3月までに気仙地方森林組合に委託して伐採を行った。

3 水産業

1. 被害状況

魚市場は、岸壁そのものは損傷していなかったため、潮位によっては船の着岸や水揚げは可能であった。建物は津波による浸水被害を受けたが、魚市場の職員は迅速に避難したため人的な被害はなかった。

しかし、冷凍施設はほぼ全てが被害を受けたため、水揚げした魚はすぐに消費地に輸送し

た。また、地震に伴う地盤沈下が発生したため、漁港の全施設が被害を受けていた。さらに、高潮位時には岸壁等の浸水が発生した。

漁船は、漁船登録数の約9割に当たる2,755隻が被災するとともに、ワカメ、ホタテ、カキ等の養殖施設8,015カ所及び生産中の水産物がほぼ全滅する被害を受けた。

2. 復旧への対応

発災から3日間は、市内漁港、漁業集落排水施設処理場、新旧大船渡魚市場及び水産関連施

設の被害状況について、通信手段がなく職員が現地調査を行い把握した。

発災翌週から年度末までは、水産業復旧・復興事業に係る情報収集を行った。

市が管理する全ての漁港が被災したため、他自治体等の協力を得ながら市管理漁港施設等の災害査定（7月～12月）を目標期間内（平成23年中）に完了させた。

国・県による復旧・復興関連制度を積極的に活用し、各漁協等からの要望に応じて可能な限り予算を確保しながら、漁船や養殖施設等の復旧・復興支援に努め、4月には、所管施設の復旧方針を検討した。

大船渡魚市場施設の応急修繕（建築電気設備、海水滅菌施設、船舶給水施設）を行い、6月に大船渡魚市場の業務を再開し、7月には定置網の初水揚げを行うことができた。迅速な応

急復旧工事等を実施したこともあり、他の産地市場と比較して早期に営業を再開することができた。

漁船は、各漁協が計画を立て、県及び市の補助事業として復旧を行った。

県管理漁港の復旧は、岸壁については応急処理にとどめ、外郭施設を優先的に行った。市管理漁港は、物揚場のかさ上げを優先的に実施した。

図表 漁船・養殖施設の復旧状況
(平成26年10月31日現在)

	計画数	復旧済数	復旧率
漁 船	1,434隻	1,427隻	99.5%
養殖施設	4,087台	4,087台	100.0%

(出典:大船渡水産振興センター調べ)

4 誘致企業

1. 被害状況

発災当時、市内で操業していた誘致企業8社のうち7社が津波被害を受け、津波被害を免れ

た1社も地震による被害により、操業を休止せざるを得なかった。

2. 復旧への対応

市では、発災直後から市内誘致企業の被災状況や今後の事業方針等について聴取するとともに、工場等の再建や移転先（浸水区域以外の高台等）、事業継続を断念する企業の離職者対策等について、関係機関と連携しながら対応し

た。

また、時間の経過とともに、国等において様々な支援制度が創設されたことから、工場等の再建・移転を検討している市内企業に広く周知を図り、支援に努めた。

5 店舗・事業所

1. 被害状況

本市では、全2,629事業所のうち53.9%にあたる1,416事業所が被災した。大船渡商工会議所

も被災したため、大船渡公共職業安定所内で事務を行った。

2. 復旧への対応

大船渡商工会議所では、4月20日に中小企業基盤整備機構による仮設店舗の入居説明会を開催した。

複数の事業者が集まって事業を再開する場合に仮設店舗を建設して無償貸与することや中小企業基盤整備機構に対する申請を市が行う必要があることなどが説明された。説明会終了時に

大船渡商工会議所では、再建及び仮設店舗入居希望の意思確認の調査を行うことを発表し、市には調査の結果が提示された。

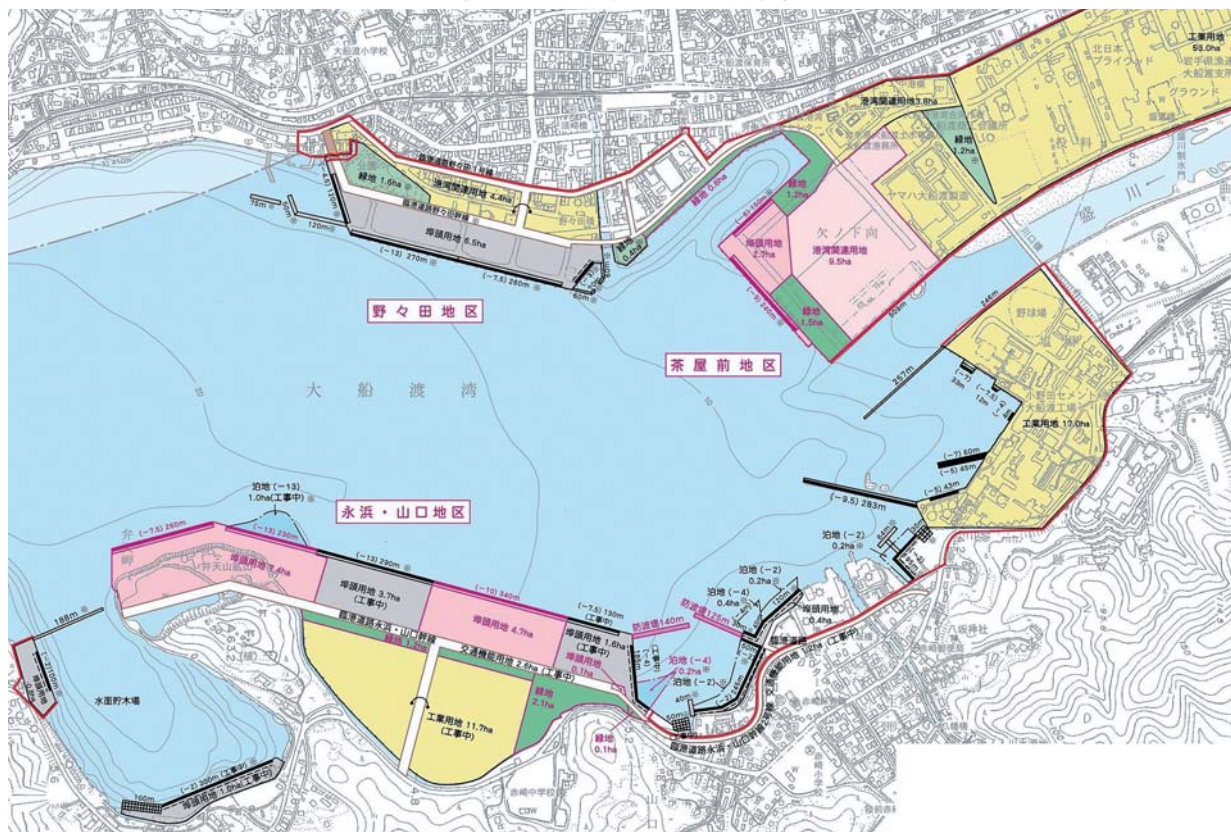
これらを経て、仮設店舗への入居は9月30日から開始され、平成27年3月末現在で延べ496区画が整備された。

6 港湾

■事実経過

H23/3/11～ 3/13	湾口防波堤の倒壊を確認 海上コンテナ関連施設（コンテナヤード施設、ハーバークレーン、リーチスタッカ等）すべて被災
3/13	釜石海上保安部が午前10時、すべての船の出入港を禁止 国際貿易コンテナ定期航路が休止となる。 岩手県大船渡土木センターから県管理の港湾施設に外観上大きな被害がないことを確認
3月中旬	海上コンテナ、打ち上げ船舶の所在地調査を実施
3/17～3/18	航路確保のため作業船団が到着すると連絡あり（国等）
3/18～3/19	海上・海中遺体の対応手順について国・県と協議
3/19～3/23	補給物資輸送船（自衛隊）の航路確保のための海面浮遊物除去、補給物資輸送船の航路確保（国等）
3/22	東北地方整備局及び岩手県による航路啓開、海上保安庁の測量船による水深調査がおおむね終了 救援物資船等は入港許可。日の出から日没まで入港を許可
3/23	中部地方整備局の「清龍丸」が救援物資輸送船として大船渡港に入港 国・県・市の連名で3月24日午前0時からの大船渡港一部復旧について広報（文書） 当分の間、港湾管理者及び所管海上保安部長が認める災害復旧又は支援に係る船舶のみが航行可能
3/24	国土交通省北海道開発局の広域防災フロートが、物資輸送のため大船渡港に入港し、3月25日に荷役完了
4/2	海上コンテナ内の水産物処理について、庁内・荷役業者で協議
4/11、12、15	客船「ふじ丸」が被災者支援船として入港（食事、入浴等提供）
4/12	海上コンテナ等の取扱いについて船社・荷役業者・市で協議
4/19	釜石海上保安部が津波被災に伴う航泊禁止の解除
7/27～7/28	客船「飛鳥Ⅱ」が震災後初めてクルーズ入港
9/6	客船「ばしふいっくびいなす」がクルーズ入港
10/14	客船「飛鳥Ⅱ」がクルーズ入港
H24/7月	湾口防波堤復旧工事着工
H25/9月	国際フィーダーコンテナ定期航路が開港

図表 発災当時の主な港湾施設



出典：大船渡港港湾計画(平成24年4月1日作成)

1. 被害状況

市内には、野々田地区、茶屋前地区、永浜・山口地区のふ頭その他、湾口防波堤等の港湾施設があり、市では、発災直後から県の大船渡土木センター等の関係機関と連携し、ふ頭や湾口防波堤、コンテナ航路、ハーバークレーン等の荷役機械等の被災状況の調査を行った。可能な限り車でパトロールし、がれき等により近づけないものについては徒歩や遠方からの目視により

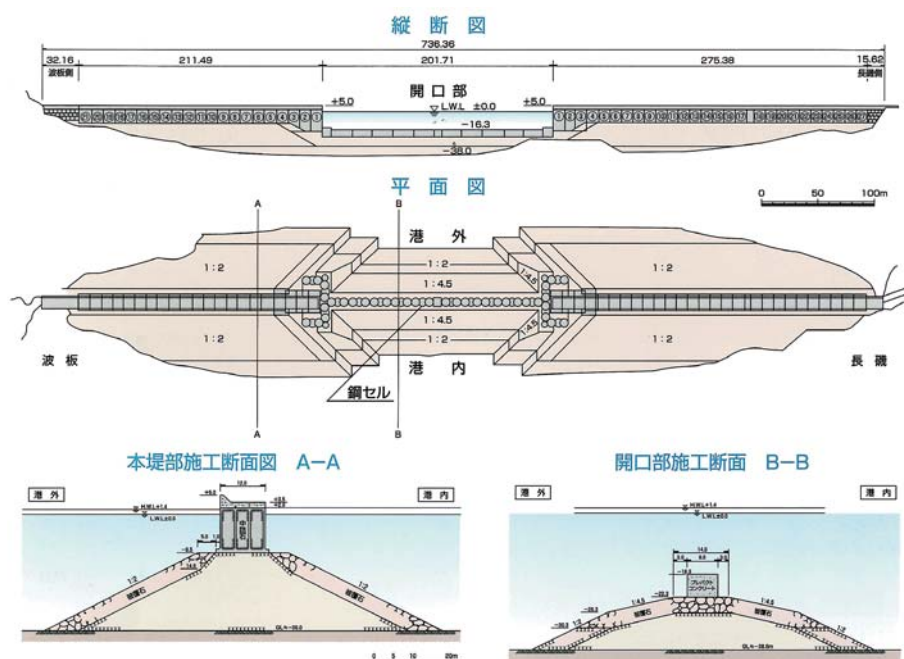
被災状況を確認した。

ふ頭には若干の段差がある程度で使用可能な状況であったが、水深が変化している可能性があるため、船舶等の受け入れにあたり航路のがれき撤去や水深調査及びふ頭施設の測量等が必要な状況であり、港湾荷役用ハーバークレーン等は津波による流失は免れたものの、機械部分が浸水し点検が必要な状況であった。

図表 被災した湾口防波堤



出典：大船渡港港湾計画(平成24年4月1日作成)



出典：国土交通省東北地方整備局大船渡港事務所作成パンフレット(平成17年3月作成)

図表 主な港湾施設の概況及び被災状況

	野々田地区	茶屋前地区	永浜・山口地区	湾口防波堤
岸壁等	・40,000トン級： －13m岸壁1バース270m ・5,000トン級： －7.5m岸壁2バース260m ・1,000トン級： －4.5m岸壁2バース120m －3m物揚場70m	・10,000トン級： －9m岸壁2バース330m ・2,000トン級： －6m岸壁2バース210m ・4m物揚場195m ・3m物揚場371m	・40,000トン級： －13m岸壁1バース290m	・南堤：291m ・北堤：243.7m ・開口部：201.7m ・開口部水深：－16.3m ・潜堤水深：最大－38m
竣工	平成元年	昭和50年	平成21年	昭和42年
ふ頭用地	6.5ha	13.6ha	—	—
緑地	1.6ha	1.6ha	—	—
被災状況	－13m岸壁、－7.5m岸壁は異状なし、－3m物揚場は垂直ではない部分があり、ふ頭用地は10～30cm程度沈降（船舶接岸に支障ないが、水深調査が別途必要）	－9m岸壁は異状なし、－6m岸壁は北側20cm程度沈降（船舶接岸に支障ないが、水深調査が別途必要）	一部ハラミ出し	倒壊（ケーソン滑落、マウンド被災）

※竣工は震災前、最後に整備された施設の完成年

2. 復旧への対応

①国や県との連絡調整

市へ寄せられる支援物資を積んだ船舶や故障船舶への対応、湾内航行の可否等の問い合わせなど、港湾に関する案件について国や県との連絡調整にあたるとともに、情報共有を図った。

また、漁船やヨットなどの所有者からも多数問い合わせがあり、国、県等の関係機関との連絡調整を行った。

②航路の確保

発災直後、大船渡湾内には多数の海上滞留物があり、船舶が安全に航行できる状況ではなく、3月13日午前10時、釜石海上保安部において全ての船舶の入出港が禁止された。

湾内のがれき撤去（航路啓開）は、東北地方整備局釜石港湾事務所、釜石海上保安部、県があたり、市では国及び県からがれき撤去の状況についての情報提供を受け、情報を共有するとともに、海上コンテナ等の撤去について国及び県と連携を図った。

がれき撤去は、国土交通省主導のもと19日から23日にかけて実施され、22日には海上保安庁測量船「昭洋」による水深調査がおおむね終了したことから、港湾管理者及び所管海上保安部長が認める災害復旧又は支援に関する船舶等に限り航行が可能となった。当該情報は24日、東

北地方整備局釜石港湾事務所、釜石海上保安部、岩手県、大船渡市の連名にて文書広報された。

4月19日には、釜石海上保安部長名により、大船渡港区域の航泊禁止が解除となった。

③港湾物流関係がれきの処理

海上滞留物の撤去は国・県が対応し、市では、がれき撤去の支障となる海上コンテナの撤去について国・県に協力するとともに、撤去作業の進捗状況等の情報提供を受けて市災害対策本部と情報共有した。

コンテナ自体は船会社の所有物で内容物は通関の前後で所有者が異なる場合があるため、荷物の所有者を調査する必要があった。所有者の調査にあたっては、コンテナターミナルを運営していた日本通運㈱と連携し、流出したコンテナの所在確認、コンテナ番号の突合を行い、所有者に連絡した上で中身の取扱いについて協議し、コンテナや中身の引渡し、撤去を行った。

4月12日には船会社、荷役業者、市で協議し、がれき撤去のために仮置きしていたコンテナについて、基本的に船会社が所有権を放棄することを確認し、市建設課が行っているがれき撤去作業で処理することとした。

コンテナの中身は機械類や古紙、廃プラスチック、肥料等が主なものであるが、外国貨物で

あるため通関に関する問題もあった。コンテナの荷降ろしにあたっては、通関士により税関で再輸入手続きをし、内貨とした上で対応した。冷凍機能付きコンテナに入っていた冷凍魚等の廃棄にあたっては、市水産課と連携して埋設処理を行った。

発災当日、冷凍魚を積んでいたロシア船が大船渡湾内で座礁し、船員は船を放棄して避難したため、船が湾内に放置される状況となった。ロシア船の取扱いについては県が対応にあたったが、ロシア国内で船主と保険会社との間でどちらに所有権があるかの係争があり、裁判が結審するまでの間、永浜水面貯木場に仮置きすることとした。

平成26年12月現在、船の所有権は船主にあるとの判断がなされ、県から船主へ撤去について働きかけているが、ロシア船は永浜水面貯木場に停泊したままとなっている。

④入出港船舶への対応

市では、船舶等の入港に関する問い合わせを受けた際、国・県等と情報共有し連絡調整にあたった。大船渡港では給水施設・設備が被災し、給水やゴミ処理等に対応できない状況であったため、大船渡港へ入港する際は、他の寄港地でこれらに対応してもらった。

野々田ふ頭では、平成19年度に大船渡港と韓国・釜山港を結ぶ国際貿易コンテナ定期航路が開設され、コンテナ荷役に使用するハーバークレーン及びリーチスタッカが整備されていたが、津波により機械が浸水して稼働できない状況となり、コンテナ航路を休止せざるを得なかった。荷役機械は、市内外の民間企業16社で設立した大船渡国際港湾ターミナル協同組合で整備したものであるが、同組合においてコンテナ航路再開に向け、補助金等を利用して荷役機械の再整備の取組を進め、平成25年1月には荷役が可能な態勢を整えた。

大船渡港では、平成元年の客船「にっぽん丸」の寄港を皮切りに、毎年2、3隻の客船が入港しており、発災直後は客船関係各社からの支援をいただき、市はその連絡調整にあたった。

発災から1カ月後の4月11日、12日、15日には、(株)商船三井がチャーターした客船「ふじ丸」が支援船として入港し、避難所生活を送る被災者に食事や入浴等のサービスを提供した。

7月27日、28日の両日には、震災前から客船「飛鳥Ⅱ」の入港が予定されていたが、船会社と市との間で、入港することによる市民感情などについて話し合いを重ねた。最終的には、発災から4カ月が経ち応急仮設住宅が整備されてきた時期であることから、復興の兆しとなることを期待し、入港することとした。「飛鳥Ⅱ」は、「復興支援クルーズ」として震災後初のクルーズ入港を果たした。「飛鳥Ⅱ」は10月14日にも入港し、その後も荒天時を除き、毎年寄港している。

9月6日には、客船「ぱしふいっくびいなす」も寄港し、クルーによるがれき撤去作業支援も行われた。

現在の大船渡港は、貨物船、客船、漁船、ヨット、曳船、コンテナ船などが震災前と同様に入港している。平成25年9月には、仙台港などを経由し、京浜港で積み替えて世界に出していく、国際フィーダーコンテナ定期航路も新たに開設された。

⑤物資等の受領

国が船を出してガソリンなどを運んだことがあったが、物資のほとんどは陸路で輸送された。物資の保管場所が不足したことから、国土交通省から提供を受け、ふ頭上に設置したテントを支援物資の一時的な置場として利用した。なお、利用にあたっては、陸前高田市にも声をかけをし、共同で利用した。



入港したふじ丸

第10章 行政及び議会

1 財政

1. 契約行為の応急措置

①各種契約変更手続き

発災時、市が発注していた建設工事や委託業務などについては、震災により被害を受けた公共施設の機能維持を優先させるための一時中止や、履行中の委託内容のうち被災等の影響を受けたことで委託内容の見直しが必要な場合があった。

建設工事については、通常は発注担当課で工事中止を決定するが、発災時は市財政課が中心となり、県とも連携しながら一括で対応した。現場の工事状況によって変更手続きの内容は異なり、その都度対応するとともに、工事中止となったものもあった。

一般的な契約関係は各担当課で変更手続きを実施した。ほとんどの案件が出来高を把握できなかったが、出来高が80%でも設計書を変更する必要があり、5月31日までに変更契約を結ぶ

など、ほとんどを繰越契約扱いとした。また、金融機関が動いていなかったため、前払を実施して欲しいという要望はほとんどなかった。

指定管理者への対応については、各課で個別に状況を把握し今後の対応方法を決定した。相手の被災状況に応じて、対応はまちまちであり、一律での契約変更等の基準は設けなかった。

震災により使えなくなった施設については、指定管理の中断という形にして対応した。

カメラアホールについては避難所として指定し、その後の収益は無い状態となったことから、指定管理の中断という形をとった。

②市営建設工事の格付申請

発災時は、市営建設工事の格付申請（2月25日から3月25日まで）の受付期間中であった。

図表 発災時に指定管理者制度を導入していた施設

施設名	指定管理者
老人福祉センター	社団法人大船渡市シルバー人材センター
デイサービスセンター	社会福祉法人成仁会
Y・Sセンター	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会
おおふなと斎苑・浄霊苑	アーバン株式会社
丸森墓園・長谷堂墓地	社団法人大船渡市シルバー人材センター
世界の椿館・碁石	大船渡市農業協同組合
綾里地区生産物直売所	大船渡市観光物産協会
フレアイランド尾崎岬	株式会社小川
むらづくり研修施設	各地域公民館など
鹿の森公園	三陸ふるさと振興株式会社
三陸ふるさと物産センター／三陸畜養センター	三陸ふるさと振興株式会社
あわび生産センター	三陸町あわび増殖振興協会
根白地区・小石浜地区緑地広場	各自治会など
大船渡駅前交流広場	大船渡大通り商店街振興組合
シーバル大船渡／勤労青少年ホーム／働く婦人の家	財団法人大船渡市体育協会
体育センター／市民体育館／市営球場／市民テニスコート／市民弓道場／市民プール／田中島グラウンド／三陸体育館／三陸柔剣道場／三陸総合運動公園／三陸B&G海洋センター／山村広場／盛川河川敷公園多目的広場・少年野球場	財団法人大船渡市体育協会

建設関係の各事業所では、書類を流失して対応できないところもあることが予想されたため、市が県に働きかけて、県から岩手県建設業協会に対して3カ月の提出期限延長（6月24日まで延長）をする旨、通知した。申請業者の9割は、この延長期間中に提出した。

前回どのような書類を提出したかという確認の問い合わせはあったが、事務手続き自体は通常通りであり、業者からの苦情もなかった。

③物品契約事務の応急措置

発災時、既に物品契約等を行っていたものについては、契約延長とするといった対応を行った。

新規契約はできない状況であったため、新た

な調達は行わなかった。コピー用紙が不足したため支援物資のコピー用紙で対応した。

津波で流失したリース物件について、支所のコピー機などは弁償・賠償で対応し、AEDは弁償なしリース契約の内容により、特例措置を図ってもらえたものもあった。

④災害復旧工事の契約

災害復旧工事の主なものは国からの発注であった。発災後に実施した平成23年度分の本市における公共工事は、がれき撤去が中心であり、がれき処理は委託業務として取り扱った。がれき処理に関する発注は岩手県建設業協会に一括して依頼し、協会側で地区ごとに受託事業者の割り振りをして対応した。

2. 支払等の対応

会計事務は、起債の償還期限や年度末・年度初め、生活保護費の支給等、出納閉鎖（5月末）があり、災害が発生したことにより、猶予できるものとできないものがあった。通常の方法で処理できないことから、どの事務をいつまでに処理しなければならないのか、急ぐ事務、年度末・年度初めに処理しなければならない事務、出納閉鎖までには処理しなければならない事務などを整理した。支払方法は、岩手銀行等金融機関ごとに、システムや被災の状況等が異なり対応に苦慮した。

①歳入

＜納付書によるもの＞

窓口払いは、岩手銀行の市役所出役業務再開に伴い4月4日から再開した。

市税等の納付書による納付は、市税務課窓口で3月23日から再開し、市会計課金庫で保管し、翌日、銀行へ持ち込んだ。

市税等の納付書による金融機関での納付は、岩手銀行の市役所出役業務再開に伴い4月4日から再開し、現金での払い込み等が可能になった。大船渡市農業協同組合は4月13日から再開し、その他被災した金融機関も順次再開した。

＜口座振替によるもの＞

水道料金、簡易水道料金、下水道料金の口座振替は、6月16日から再開した。市税や税外収入についても、納付書発行とともに口座振替を再開した。

＜各金融機関での納付分＞

歳入については、各金融機関が被災したが、市に送金する税金を既に受け付けていたものもあった。名目や内容がわかるものについては内容を連絡してもらうようにした。納付書や現金が流失してしまったが、市民本人が納めたという申し出があって金融機関でも確認がとれるものについては納付済として取り扱うこととした。

市の公金だということまではわかるが、個別の名目までは判明できなかったものもあった。公金であるものについては、歳計外現金に一旦入れて、内容がわかり次第処理を行った。

3月10日に口座振替を依頼した水道料金（3月16日口座振替分）が各収納代理金融機関から指定金融機関に4月に送納され、4月18日に市会計に入金処理となった。

歳入・歳出の日計表は、通常は指定金融機関である岩手銀行大船渡支店が作成するが、指定金融機関が被災して作成できなくなり、市で日計表を作成して対応した。

②歳出

本市では、毎週金曜日を口座振り込み支払日としているが、3月18日を除き、23日から支払いが再開できたのは、市の財務会計システムが発災から4日目に復旧できたことによる。市会計課の職員に出納係と審査係が1名ずついたことから支払可能な方策を考え、指定金融機関である岩手銀行と協議した。

通常は、電話回線を使用して支払内容に関するデータを送信しているが、電話回線が不通であったため、25日からデータをフロッピーディスクに保存して送付する方法にするとともに、支払手続きも、岩手銀行大船渡支店が被災したため、盛支店で行った。

各課からは、年度末を期限とする請求書が多く届いており、支払い対応が必要であった。電気、電話料金等の納付書払いは、23日から再開できた。

基金や預金の満期のものについては、3月31日や4月1日処理の必要があった。このため、岩手銀行遠野支店まで岩手銀行大船渡支店の行員と市会計課職員が同行して対応した。起債の償還金等、猶予してもらえるものもあった。

③各金融機関との調整

岩手銀行大船渡支店は、津波警報が発表された場合には業務を中止して避難するため、その間の業務は盛支店で対応することを確認していた。このため、発災当初は盛支店を訪問し、指定金融機関の業務を対応してもらった。

電話がつかないため、毎日各金融機関に来庁してもらって、対応について調整した。金融機関も被災したところがあったため、通常とは同じように対応できないものもあった。

東北銀行や北日本銀行なども被災したため、連絡調整に苦慮した。ゆうちょ銀行分は大船渡支店が被災したため、猪川支店が対応した。

市建設課からの要請で、被災した金融機関の金庫やATM現金等の盗難を防ぐため、がれきを除けた直後に金庫の引き上げができるよう市会計課が金融機関と連絡調整を行った。

3. 予算措置

地方公共団体の歳出予算には、災害等を含む緊急的に対応が必要な事案に対する支出ができるよう、具体的な支出の定めがなくとも計上できる災害復旧費及び予備費を計上している。

がれき処理は3月12日から始まっていたので、その委託にかかる費用の年度内支払分の調整が必要であり、件数が多かったため繰越処理で対応した。

予備費は500万円しかなく、今回の震災では当初予算に計上している分だけでは対応できず、補正予算を組んで対応した。

議会は、現年度と新年度の補正予算について22日に議決した。さらに、31日には専決も実施した。

がれき処理にかかる経費を上乗せし、財政調整基金を繰出すなどした。

2 税務

1. 市税の申告・納付期限等の延長

震災の影響により、平成23年3月11日以後に到来する市税の申告受付、納付期限等を延長した。なお、延長後の納期限は、次の図表のとおりである。

図表 延長後の市税の納期限

税 目	納 期 限
軽自動車税	全 期 平成23年8月1日
固定資産税	第1期 平成23年8月31日
	第2期 平成23年10月31日
	第3期 平成23年12月26日
	第4期 平成24年2月29日
市・県民税	第1期 平成23年9月30日
	第2期 平成23年11月30日
	第3期 平成24年1月31日
	第4期 平成24年3月30日
国民健康保険税、 介護保険料、後期 高齢者医療保険料	第1期 平成23年9月30日
	第2期 平成23年10月31日
	第3期 平成23年11月30日
	第4期 平成23年12月26日
	第5期 平成24年1月31日
	第6期 平成24年2月29日
	第7期 平成24年3月30日

2. 市税等の減免等

平成23年3月11日以後に納期の末日が到来する平成22年度・平成23年度分の市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、被災の程度に応じて減免等を行った。

固定資産税については、震災による津波で損害を受けたとして市長が指定した課税免除区域

内の土地及び家屋の固定資産税の課税免除を行った。

軽自動車税については、震災により流失・損壊した軽自動車などの車両には課税しないこととし、軽自動車税の課税除外に関する申立書の提出の受付を行った。

3 電算システム

■事実経過

H23/3/11	停電により全ての電算システムは使用不能。三陸支所近辺施設で、端末60台が流失
3/14	電算システムの正常起動を確認（通信系を除く。）
3/18	携帯電話を利用し、ツイッターによる情報提供サービスを再開
3/24	JAXAの支援により、人工衛星を利用したインターネット回線を確保
4/7	深夜に発生した余震により停電となり、電算システムのすべてが使用不能
4/8	電力の復旧を受け、電算システムを起動。正常稼動を確認
4/9	ワイドネットワークの支援により、不通になっているNTT回線に替え人工衛星を利用したインターネット回線に切替。これにより、本庁のすべての1人1台端末からインターネット検索が利用可能となる。（ただし、メールの送受信、市のホームページの公開は不可）
4/11	1人1台端末からインターネット検索が利用可能となったことから、JAXAによる支援を終了
4/15	庁内電算システムの設定変更等により、メールの送信が可能
4/16	庁内電算システムの設定変更等により、メールの送受信が可能
5/11	ADSL回線が復旧。衛星回線からADSL回線に切り替える。これにより、市のホームページが外部から閲覧可能
5/21	市役所と各出先機関を結ぶ光ファイバー網の一部が復旧し、庁外職場から住基システムや業務用フォルダを利用可能（利用不可の施設は下表を参照）
5/24	市役所と県を結ぶLGWANが復旧
8/21	本庁舎～三陸支所間の通信回線の全面復旧

1. 被害状況

①電算システムの被害状況

庁内の電算システムは、3月11日の停電により、全て使用不能となった。

三陸支所近辺等の施設では、津波により端末60台が流失した。三陸支所内に応急的なネットワークを設置したが、本庁との回線が通じていなかったため、本庁のデータにアクセスできない状態であった。その対応として、本庁からデータを媒体で三陸支所に持って行った。三陸支所には県のデータを確認するための端末もあったが、それらも利用不可能となった。

②ネットワークの被害状況

通信回線は、発災直後からすべて不通となった。当初は4月の中旬には復旧する見込みだったが、NTT東日本の復旧の優先順位（NTT東日本庁舎のフロアの被害状況に基づき、①電話、②光ファイバー、③ADSLの順番で復旧）

により、市が契約しているADSL回線の復旧は5月11日、総合行政ネットワーク（LGWAN）は24日まで遅れた。

また、三陸支所近辺の津波被害により、三陸支所及び近辺施設のネットワークが長期間不通となった。

図表 平成23年5月24日時点でのネットワーク不通施設

地 域	施 設 名
三陸支所近辺	三陸支所（※）、三陸公民館（※）、三陸給食センター、三陸保健センター（※）、越喜来診療所（※）
市民体育館周辺	市民体育館（※）、体育センター（※）、青少年ホーム・働く婦人の家（※）、シーパル大船渡（※）、広域連合衛生課（※）
その他	博物館、老人福祉センター（※）、観光物産協会（※）

（※）津波により端末が流失した施設

2. 復旧への対応

①電算システムの復旧への対応

3月13日の夕方に庁舎の停電が復旧したため、電算システムを起動し、14日に通信系を除き正常稼働を確認した。

三陸支所近辺等の施設は、建物の復旧と合わせてシステム環境も復旧させた。

②ネットワークの復旧への対応

3月24日に宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）の支援により、人工衛星を利用したインターネット回線を確保した。その後、4月9日には、ワイドネットワークの支援により、不通になっているNTT回線を人工衛星を利用したインターネット回線に切り替えた。これにより、本庁舎すべてが1人1台端末

からインターネット検索が利用可能となった（ただし、メールの送受信、市のホームページの公開は不可）。これにより、11日にJAXAによる支援を終了した。

16日には、メールの送受信が可能となり、5月11日にADSL回線が復旧、衛星回線からADSL回線への切り替えを行った。これによって、市のホームページが外部から閲覧可能となった。

21日に市役所と各出先機関を結ぶ光ファイバー網の一部が復旧し、本庁舎外職場から住民基本台帳ネットワークシステムや業務用フォルダが利用可能となった。24日には、市役所と県を結ぶLGWANが復旧し、8月21日には本庁舎から三陸支所間の通信回線が全面復旧した。

4 窓口業務

1. 窓口業務

窓口業務としては、死亡等戸籍届出の受付や避難場所に関する相談の他、生活相談、各種証明書の発行、住所変更にかかる各種届出受付を実施した。

発災直後は、停電で全てのシステムが使えなくなり、住民票や戸籍の内容を見ることができなくなった。このため、受付方法について検討し、当初は、土日・祝日とも窓口業務として戸籍届出・各種証明書発行・住民異動届を受付した。6月18日からは、戸籍届出のみの受付に変更した。

<死亡届>

警察からの行方不明者情報を元に、その後窓口での対応が増えると予想される死亡届等の手続に備え、紙で保管している住民票など必要となる書類を揃えた。市では、住民基本台帳システムに障害があった場合などに備えて、住民票

をコピーして交付できるように、毎日必ず最新のものを紙に出力して保管していた。住民票の他、手書き用2枚複写の火葬場使用許可申請書と死体埋火葬許可申請書及び諸証明申請書、住民異動届も準備した。

戸籍内容の確認と、死亡診断書の書き方について医師からの問い合わせがあり、3月12日に厚生労働省が発行している「死亡診断書（死体検案書）記載のマニュアル」を持って病院に行き、内容を確認してもらい、それに沿って記載するよう依頼した。通常の死亡診断書と異なり、死亡者の氏名や死亡した時刻がわからない場合等の記載について、マニュアルを見ながら医師と確認した。

<火葬の受付>

火葬の受付では、通常の「死体埋火葬許可申請受付簿」とは別の受付簿を作成し、使用し

た。また、遠方の火葬場を使用するための受付簿を作成した。本市では、通常1日9体まで火葬ができるが、最大20体までできるよう火葬場の台帳を整理し、それに情報を書き込んでいった。

死亡届に来庁した方がスムーズに手続きが出来るよう、警察署発表の行方不明者情報を基に、手書きの火葬許可証等をあらかじめ作成し、待ち時間を少なくするための対応策をとった。また、窓口業務等経験職員の応援を受けて、受付業務にあたった。

当初、火葬場の使用可否が不明だったため、死亡届と火葬許可の手続きが同時に出来ず、電話も不通のため、遺族の方の避難場所を聞き取

りし、バイク便により連絡を取り合った。

＜各種証明書＞

発災当初は、被災して身分証明書等を紛失し、銀行などの手続きに、住民票を身分証明書として使用する人もおり、住民票を無料交付した。ある程度、免許証の再発行手続きなどが済んだと予測される2週間程度で無料交付を中止した。その後は、印鑑登録をしていた者が、印鑑登録証や印鑑を流失し、やむを得ず再登録する場合以外は例外を作らず、通常窓口と同じ料金で各種証明書を交付した。

証明書発行業務においては、亡くなった方の相続手続きに必要となる戸籍や住民票の交付申請が非常に多くなった。

2. 窓口での受付状況

①受付状況

3月中旬で人事異動の時期だったため、実際に受付した住民異動届件数よりも転入や転出の手続きをしたい人は多かったのではないかと推測される。

転入届については、本来は転出証明書がなければ受付できないが、総務省の通知により証明書を持たない転入も受け付けることができた。各市区町村に配備されている住民基本台帳ネットワークシステムで、氏名、性別、生年月日のほか、前に住んでいた住所を確認できるため、庁舎の電気が復旧してから（13日の夜には電気復旧）は正確な情報で転入届を受理した。

②受付時間の延長

通常の窓口業務は、午後5時15分までであり、業務終了後、死亡届に伴う火葬許可証等の発行はできないが発災後数日間は24時間対応とした。

本庁舎では、支所受付分も対応し、出張所は5月23日から、支所は6月13日から証明書等の発行を開始した。

③受付体制

震災による死亡や家屋流失等に伴う証明書の

発行等の業務が増加したため、窓口業務等経験職員に、死亡届の受付や窓口の対応の応援を受けた。また、臨時職員も特例で任期を継続して対応した。多数の方が来庁し、窓口対応は手一杯の状況であった。

しばらくの間は不通のため電話での問い合わせはなかったが、窓口での問い合わせが非常に多かった。家屋の流失、家の中に流入してきた物の取扱い、車の燃料、遠方からの安否確認の連絡等、多くの問い合わせに対応した。そのため、市建設課の情報をもとに、道路の通行可能状況、避難所の避難者リストを貼り出して対応することとした。

窓口では複数の職員で対応したものの、多くの問い合わせがあり、非常に混雑した。特に、救援物資を配布する場所を庁舎正面玄関前に設置したため、そこを訪れる人で混雑した。その影響が窓口にも及び、水と物資の支給を受けるついでに窓口で情報を仕入れて帰るといった人が増え、窓口が人で溢れた。

死亡届の手続きが落ち着いてからは混乱が少しおさまり、庁内の係分担が定まってきたため、そこからはようやくスムーズに対応することができた。

④苦情等の対応

火葬は身元がはっきりしたものから受付順とされていたが、火葬場の許容量の問題からなかなか順番が回らず、すぐには火葬ができない状況であったため、苦情が非常に多く出た。また、遺体を火葬場に移動する際には、多くの人を乗せることができないため、親族は1名だけ付き添えることとした。車やガソリンもなく、家族の車で動けない場合は、公用車で対応した。

⑤市民に対する情報提供

行方不明者の情報をどこにどのように届け

ば良いかといった問い合わせもあり、警察と市役所に連絡が入ることも多かった。連絡のあった身元不明者の情報はメモを取り、名前や特徴等の情報を書き出して情報共有するようにした。さらに、ガス、銀行などの使用の情報も全て壁に書き出した。各課から情報を電話で聞いたり、新聞を確認したりするなどして、市民への情報共有を図った。

当初、市災害対策本部への一般及び報道関係者の立ち入りが禁止されていたので、すべて1階の窓口で止めなければならなかった。

5 津波浸水区域内の建築行為見合わせ

発災からまもなくして、東日本大震災の津波浸水区域において、住宅の再建に着手する住民が見受けられた。まだ余震が続く中、防潮堤等が復旧しておらず津波に対する安全性に問題があるとともに、今後の復旧・復興の方針が決定される前に無秩序に建築物が建築された場合、

復興計画の遂行に支障を来すことが考えられたため、当面の間、東日本大震災の津波浸水区域内における住宅の建築行為（修繕は除く。）を見合わせるよう、4月9日付けで住民に通知するとともに、防災行政無線やおおふなとさいがいエフエムにより協力を呼びかけた。

6 国・県への要望等

①渉外対応

渉外対応の主な窓口は市秘書広聴課が行い、内容により各担当課が行った。具体的な国等への陳情は各担当課から行った。

市秘書広聴課が、市長、副市長の災害対応に係る秘書業務として、日程調整、要人・関係機関団体等対応、各種情報収集、連絡調整、随行等を実施した。視察や各種協議、各種要望、被災見舞い、支援申出など、様々な用件で、毎日数件から十数件に及ぶ政府関係者、国会議員、国県関係者、要人、関係機関・団体等来市者があったが、可能な限り日程調整等を行い、対応した。

主な市長対応来市者件数は、次のとおりであ

る。

図表 主な市長対応来市者件数
(発災翌日～平成23年8月31日まで)

来市者	件数
地方公共団体（各首長）	48
国及び政府関係者	42
国会及び県議会議員	75
その他	10

②要望活動等

3月26日に、市長が菅直人首相と電話で会談し、激甚災害指定による迅速な財政支援等について要望を行った。

3月29日に、北里大学を運営している学校法人北里研究所に対し、震災により使用を休止し

ている北里大学海洋生命科学部三陸キャンパスの早期再開について要望活動を行った。

被災した太平洋セメント株式会社大船渡工場の早期復旧に向けて、4月11日に東北経済産業局へ、4月19日に県知事へ太平洋セメント株式会社大船渡工場への電力供給の早期復旧等について要望活動を行った。

このほか、国や県、地元選出の国会議員、政

党等に対し、復旧・復興に向けた要望活動を行った。

また、政府関係者を始め、国会議員、県知事、県議会議長等が現地視察、避難所の慰問等のため、本市を訪れた。5月7日に、政府の東日本大震災復興構想会議の五百旗頭議長を始め委員の方々が現地視察のため本市を訪れた。

7 震災記録の収集・保存

独立行政法人防災科学技術研究所と震災に関する津波の被害映像など（写真・ビデオなど）の収集方法などについて協議した。

原則、市民などが持参した被害映像などは市秘書広聴課が、郵送されてきた被害映像などは独立行政法人防災科学技術研究所が受け付けし、映像提供者からは使用許諾同意書を受領することとした。

この内容については、広報及びおおふなとさいがいいエフエム等で随時周知した。

震災の記録を後世に伝えとともに、防災対策に資するため、市が収集した写真等をデジタル化して登録・保存するとともに、日時や場所等の各種データを付与することにより、検索・利用しやすい環境を整えた。

8 議会

■事実経過

H23/3/11	14:46 平成23年市議会第1回定例会一般質問の最中に地震が発生し、一時議会が中断
3/11～12	職員2名が各議員の安否確認及び被害確認
3/13	議長、議会運営委員長、議会事務局において今後について協議 全議員に対して説明に向く
3/22	市議会第1回定例会本会議を再開
5/10	第1回臨時会

1. 地震発生後の議会の対応

①地震発生時の議会の様子

3月11日午後2時46分の地震発生時は、平成23年市議会第1回定例会一般質問の最中であった。地震発生によって、議場の天井が落下する恐れがあったため、議員等は廊下や庁舎内へ避難した。その後、まもなくして議場は停電した。

津波警報（大津波）が発表されたため、議会を継続することが困難な状況となった。このため、議長、議会運営委員長、議会事務局は、議会の延会を決定した。すぐに、議員らに議場へ戻ることを促し、議長から延会を宣言した。そ

の後、議員らは自宅や職場へ向かった。

②議員の安否確認

議会事務局では、5名の職員のうち3名は消防団員及び地区本部員だったため、それぞれの参集場所へと向かい、残りの2名で情報収集に備えた。これ以降、議会事務局では、3月12日にかけて各議員の安否確認や被害状況の確認等を行った。固定電話や携帯電話が不通となり、通信手段が一切なかったため、議会事務局を訪れる議員らから情報を収集するなどして対応した。



地震発生時の市議会

2. 議会再開に向けた対応

①再開に向けた協議

3月13日午前9時に、議長、議会運営委員長、議会事務局長が第1回定例会の再開について協議した。この結果、議会最終日である22日に議会を再開して、同日に全議案を質疑なしで通過させるという方針を決定した。

この日、午後から議長と議会事務局長が、全議員の元に直接出向いて、議員の安否確認を行うとともに、定例会の日時変更、質疑なしで通過させること等について伝えた。

②議会の再開

3月22日の議会再開に向けて、議場の片付けや録音機械のテストを行うなどして、準備を行

った。

18日には、議長と議会事務局長が会派代表者回りをして、22日の議会について質疑なしで通過させることの再確認を行うとともに、議案の確認を行った。

22日に市議会第1回定例会本会議を再開し、全ての上程議案を質疑なしで可決した。

その後、議会においては大地震による甚大な被害状況を勘案し、復興に充てるために、議員発議により議員報酬の10%を約1年間減額するとともに、平成23年度中の行政視察の実施及び政務調査費の交付を取りやめる決定をした（5月10日第1回臨時会）。

3. 被災地視察への対応

発災以降、全国各地の市議会から行政視察の申し入れがあった。しかし、人員不足で対応が難しいとして、平成23年6月までの受入れを全て断った。7月以降になると、職員体制が従来

通りに戻ったことから、支援に対する感謝の意を表するために、視察の申し入れを受けることとして対応した。

第11章 他自治体等からの支援

① 銀河連邦による支援

■ 事実経過

H23/3/13	長野県佐久市（銀河連邦）先遣隊到着
3/14	神奈川県相模原市、秋田県能代市到着
3/16	鹿児島県肝付町到着
3/20	北海道大樹町到着

1. 銀河連邦との協定

銀河連邦は、宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）の施設がある、あるいは以前あった秋田県能代市、神奈川県相模原市、長野県白田町（現佐久市）、鹿児島県内之浦町（現肝付町）、岩手県三陸町（現大船渡市）の5つの自治体による友好都市交流事業のことであり、本市が三陸町と合併する以前の昭和62年に同都市間で開始された。さらに、平成22年4月からは北海道大樹町が新たに加わった。これにより、現在は6市町の間で交流事業が行われている。銀河連邦では、物産展への出店等の経済交流、各都市間における子どもたちの交流等を継続して実施してきた。合併前、三陸町時代に

図表 「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定書」における応援の種類

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 地元企業・団体等への被災地支援の呼び掛け
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

図表 銀河連邦の構成自治体



は、研修を目的に1年間もの長期に渡る職員派遣が行われていた。

この銀河連邦の各都市では平成7年の阪神・淡路大震災を受け、平成8年2月1日に「銀河

連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定書」を締結した。協定締結以降に人的支援が行われたのは、今回の東日本大震災による支援が初めてとなった。

2. 銀河連邦による支援

①支援の要請

銀河連邦の相互応援に関する協定書においては、応援を要請する市町が文書や電話等により被害状況や応援を要請する職員の職種・人員等について報告し、応援を要請することとしている。しかし、平成23年3月11日の地震発生後、通信手段が途絶したため、大船渡市からも各都市からも連絡を取り合うことができなかった。このため、本市から銀河連邦の各都市へ応援の要請を行うことはなかった。

②先遣隊の到着と宿泊場所の確保

3月13日以降、銀河連邦の各都市の先遣隊が本市に到着した。初めに到着したのは、13日の佐久市の先遣隊だった。佐久市の議員等3名が、本市がどのような状況であるかを確認するためのものであり、翌日帰還した。14日には、佐久市の市立病院の医師を含む10名が到着し、さらに、相模原市の9名の職員（消防隊長、銀河連邦担当課長等）及び保健師2名が到着した。この日、能代市からも保健師2名と職員2名が先遣隊として到着した。医師や保健師は、すぐに支援活動を開始し、先遣隊は主に市内の状況確認等を行った。

鹿児島県肝付町からは、16日に地元の給水車で職員5名が到着した。14日の派遣決定とともに必要品は現地調達と考え、急ぎ肝付町を出発したが、震災の影響は道々、新潟など広範囲に及んでおり、ガソリンをはじめタイヤチェーンやカセットコンロなど在庫がなく調達に苦労したとのことであった。能代市等、後方支援をした自治体と連携しながら、おおよそ2,000km離れた本市へ2日かけて到着した。北海道大樹町からは、20日に、職員等8名が物資を持って到着した。

本市では、到着した銀河連邦の友好都市の宿泊場所として保健介護センター及び総合福祉センターの和室やボイラー室等を確保した。災害時に支援都市の宿泊場所としてあらかじめ決められた場所はなかったため、担当である市活力推進課が調整して確保した。その後、宿泊場所として市役所第一委員会室や地区公民館（猪川地区、吉浜地区等）等も活用した。支援で入った各都市の職員らは、ヘッドライトや携帯トイレ、水、食料等、野営の装備がなされていた。

③銀河連邦による支援の調整

銀河連邦各都市から派遣される職員の特徴に応じて、市活力推進課が、本市の災害対応の各部門につないだ。例えば、医療関係は医療班を中心に保健師と医師が毎日ミーティングを行い、翌日の支援計画の調整を行っていたことから、銀河連邦の医師や保健師にはそこに入ってもらった。また、給水は市水道事業所、物資関係も本市の担当課から指示を仰いでもらうようにした。このように銀河連邦の各都市の支援職員には、本市職員等と一体となって災害対応の一翼を担ってもらった。

④銀河連邦による支援体制

銀河連邦各都市の職員の滞在期間は異なっていたが、引継ぎは各都市内で行われた。また、4月になると相模原市、能代市、肝付町等大隅半島4市5町（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）では、支援を直接行う作業チームの他に、調整役を設置した。この調整役は、長期間滞在し、市内で必要となっている支援を把握して調整する等、支援の受入体制の整備を行った。

肝付町については、「大隅半島が一つになって支援体制の充実・強化を図ろう」と、周辺の市町が一致団結した結果、大隅半島4市5町で復興支援チームをつくり（平成23年3月22日設置）、4月10日には猪川地区公民館に現地支援本部を設置した。

⑤ 銀河連邦による支援内容

銀河連邦各都市の職員は、対応する業務内容に応じて、本市の担当課から直接指示を受けて支援を行った。

3月末までは医療関係や避難所対応等、マンパワーを必要とする作業が多かったが、これらが落ち着くと長期的な支援が必要となった。例えば、災害弔慰金の振込事務では、振り込みを行うまでに多くの確認作業が発生するため、長期間にわたって滞在する職員に依頼することが効率的であった。このため4月以降はできるだけ長期間滞在してもらえよう依頼した。

銀河連邦の各都市は、医師や保健師による医療関係の支援や給水支援の他に、物資集積所の運営支援も行った。各都市から物資管理を任せてほしいという申し出を受け、担当の市保健福祉課と協議の上、大船渡小学校体育館は相模原市、立根小学校体育館は大隅半島4市5町復興支援チーム、日頃市小・中学校体育館は能代市の職員が物資の受入れ、仕分け、避難所への搬出等、体育館の開錠・施錠を含め全面的に管理してもらった。

相模原市では、自らも、けが人、住宅損壊、帰宅困難者及び計画停電等の被害に対応しながら、相模原市災害対策本部の中に大船渡支援班

を設置し、行政職員はじめ、電設業協会、建設業協会、医師会、商店連合会、大学関係等の他、相模原市民の方々が多数支援に入った。これらの方々は、発電機を持ち込んでガソリンスタンドのガソリンの汲み上げを行ったり、給水タンクやソーラー発電機等大型物資をユニック車で搬入したりしたほか、物資支援や避難所のごみの回収等、特に大きな支援をもらった。

相模原市と同じ政令市でつながりのある浜松市は、相模原市が縁となって大船渡市に支援を開始してくれた。このような支援は大きな広がりを見せた。

このほか、銀河連邦の契機となったJAXAでは、人工衛星を利用しインターネット回線を確保した。これにより、市災害対策本部に端末が設置され、また、庁内職員用端末への接続がなされ、インターネット環境が復旧した。

図表 銀河連邦関係の支援

都市名	支援期間	人数
長野県佐久市	3/13～3/28、7/1～	計106人
神奈川県相模原市	3/14～	計662人
秋田県能代市 —能代・山本広域支援チーム —能代・大館・北秋田チーム	3/14～1/25	計605人
鹿児島県肝付町 —鹿児島県大隅半島4市5町復興支援チーム	3/16～8/31	計256人
北海道大樹町	3/20	計8人

⑥ 銀河連邦による物資支援等

銀河連邦の友好都市からは多くの物資支援等が届けられた。相模原市からは、発災直後の「最大限の支援を行う」との相模原市長の力強



銀河連邦構成市町による支援①



銀河連邦構成市町による支援②

いメッセージをはじめとして、「米軍に依頼し米軍基地から大船渡へヘリコプターによる物資移送も可能」、「新学期には小中学生の受け入れも可能」、「必要物資は何でも申し入れたし」等の申し出があったことから、庁内各部から必要なものの取りまとめを行って依頼した。特に緊急・大量・大型などの物資、例えば、遺体の納体袋、棺、骨箱、ドライアイス、放射線測定器、被災校へのストーブ等暖房器、オイルファン、漏水探知機、金属探知機、散布機などの物資支援を受けた。このほかにも、相模原市が窓口になって募集した米、水などの生活物資や、企業や商店などからは大型発電機、投光器、コンテナハウス、可搬ポンプ、消防団員用長靴、仮設住宅に設置する消火器、避難所用に消毒用マット・モップ、FMラジオ機材一式、事務机・椅子等大量の物資支援があった。

肝付町では、発災直後に、町民に対して一戸当たり1,000円の震災支援への募金をお願いを行い、各年代・性別・サイズを取り揃えて下着類を支援してくれた。

大隅半島4市5町復興支援チームは、大船渡市内でお金を消費したいと、市内の業者にオリジナルTシャツを発注した。このTシャツは「がんばっぺ！大船渡Tシャツ」として、同チームメンバーや本市職員が着用した。その後、地元のおおすみFMネットワークが販売を引き受け、本市業者へ約2,000枚を発注したほか、

製作経費を差し引いた売上金約100万円は、本市へ義援金として寄付された。同チームは支援のための現金を持参してきており、避難所からの要求品で支援物資としてなかなか届かないものなどをできるだけ市内で購入して調達してくれた。避難所への掃除機、扇風機等の物資支援のほか、避難所の冷蔵設備を調査し、冷蔵庫を確保した上で、地元から野菜や豚肉を定期的に配送し、被災者の食事の質を充実させ大変喜ばれた。これは肝付町のミート工場などの協力を得ながら、市内の避難所をはじめ高齢者施設や児童養護施設などへ計12回に及んだ。そのほかにも、被災車両の公告に係る事務・被災車両の中の遺品を探す市民の案内等、最大約4,000台に上った被災車両の管理にあたった。



がんばっぺ！大船渡Tシャツ（肝付町ホームページより）

図表 銀河連邦からの主な物資支援

都市名	救 援 物 資
秋田県能代市	米、水、紙おむつ、布団セット、仮設住宅用天井板
神奈川県相模原市	米、水等生活物資、医薬品・医療器材、大型発電機、投光器、コンテナハウス、可搬ポンプ、マイクロバス、事務机・椅子、消火器、骨箱、棺、納体袋、ドライアイス、放射線測定器、暖房器機、漏水探知機、金属探知機、散布機、消防団員用長靴、消毒用マット・モップ、FMラジオ機材一式
長野県佐久市	米、水、布団セット、カセットコンロとカセットボンベ、車両
鹿児島県肝付町（大隅半島4市5町復興支援チーム）	下着類、米、水、毛布、肉・野菜、携帯電話ソーラー充電器、ゆずジュース、緑茶、殺虫剤、調味料、ハエ捕り用日本酒、スプレー菊、テント、水産用カップ、ドライアイス保管用大型冷凍庫、掃除機、扇風機、刈払い機、車両
北海道大樹町	毛布、米、缶詰、水、粉ミルク、牧草ロール

② 職員等の派遣

膨大な量の災害応急対策業務に対応するため、他の自治体等から職員等の派遣の支援を受

けた。支援をいただいた自治体等は次のとおりである（平成24年3月末現在）。

① 岩手県

都 市 団 体 名	支 援 期 間	延人数
岩手県	3/13～11/15	1,097人

② 日本水道協会

都 市 団 体 名
中部支部（福井県、長野県の自治体）、関西支部（大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、兵庫県の自治体）、東北支部（盛岡市、奥州市、花巻市、一関市、滝沢村）より職員と給水車

③ 医療チーム

都 市 団 体 名	支 援 期 間	延人数
DMAT	3/12～3/14	18人
長野県佐久市	3/15～3/28	74人
東京都武蔵野赤十字病院	3/15～3/17	24人
岩手医科大学	3/15	2人
北里大学	3/16、3/19～3/27	60人
医療法人徳州会（全国グループ）	3/17～3/20	90人
東京医科歯科大学（東京都）	3/18	2人
盛岡医療生活協同組合	3/19～5/31	424人
自治医科大学（栃木県）	3/26～7/1	512人
岡山県	3/26～4/29	480人
合資会社富川グロリアホーム谷井医師（北海道）	3/28～4/1	10人
日本オリンピック委員会（JOC）	3/29～4/27	211人
秋田県社会保険病院	4/1～4/3、4/8～4/10	20人
自治医科大学付属さいたま医療センター	4/3～4/23	137人
さくらクリニック（奥州市）	3/28、4/6	8人

④ こころのケアチーム

都 市 団 体 名	支 援 期 間	延人数
神奈川県相模原市	3/24～5/6	127人
久里浜アルコール症センター（神奈川県）	3/25～4/30、5/16～3/29	733人
沖縄県	4/6～7/4、7/19～7/22、8/30～9/1、9/13～9/16、9/27～9/29	411人
宮崎県	5/1～5/18	72人
医療法人秀峰会（埼玉県）	5/1～5/31	261人
NPO法人愛知ネット	4/2～3/18	634人

⑤ 保健チーム

都 市 団 体 名	支 援 期 間	延人数
秋田県能代市	3/14～6/3	359人
神奈川県相模原市	3/14～4/27、7/1～12/20	278人
一関保健所・一関市	3/19～3/22	13人
岡山県	3/19～8/31	848人
岡山県倉敷市	3/19～4/10	86人
奥州市	3/17～10/31	486人
金ケ崎町	3/17～3/19、3/29～3/31	12人

都 市 団 体 名	支 援 期 間	延人数
沖縄県	3/24～7/31	605人
秋田県秋田市	3/24～4/18	52人
三重県いなべ市	3/26～4/8	42人
北海道小樽市	3/30～4/14	48人
鹿児島県肝付町	4/1～4/3	6人
滋賀県甲賀市	5/9～10/22	196人
鹿児島県大隅半島4市5町復興支援チーム	6/3～8/31	280人
ろっこう医療生活協同組合（兵庫県）	7/4～12/9	219人
日本栄養士会・岩手県栄養士会	4/11～6/29、8/29～10/24	220人

⑥サロン、リハビリテーション支援

都 市 団 体 名	支 援 期 間	延人数
盛岡医療生活協同組合 サロン	6/3～9/30	112人
盛岡医療生活協同組合リハビリ	6/3～12/21	84人

⑦全国の自治体

都 市 団 体 名	支 援 期 間	実人数
北海道	3/30～6/30	65人
千葉県	5/3～5/31	30人
三重県	8/19～	3人
北海道札幌市	3/30～6/30	65人
山形県最上町	3/17、3/26、5/3	31人
千葉県千葉市	7/13～	9人
千葉県富里市	7/11～9/19	14人
千葉県山武市	10/17～12/26	1人
埼玉県越谷市	9/1～	4人
埼玉県和光市	6/3～7/15、12/5～	10人
東京都板橋区	4/20～	100人
山梨県甲州市	5/11～7/31	18人
静岡県浜松市	4/13～	95人
愛知県東浦町	5/8～5/28	13人
愛知県犬山市	10/11～11/10	1人
三重県いなべ市	3/24～4/8、7/1～12/23	32人
滋賀県甲賀市	5/9～10/31	76人
大阪府大阪市	8/1～12/31	10人
大阪府堺市	7/4～	12人
大阪府茨木市	4/18～	15人
大阪府大東市	7/4～9/30、1/1～	2人
大阪府泉佐野市	1/5～	1人
兵庫県宝塚市	3/26～4/3、4/30～5/10、6/10、6/25	39人
和歌山県和歌山市	7/13～	20人
岡山県美作市	7/20～	7人
山口県宇部市	4/13～	44人
山口県光市	7/12～	8人
大分県大分市	8/1～	9人
二戸市	5/30～8/31	1人
八幡平市	5/16～	2人
盛岡市	5/30～8/31	3人
奥州市	7/1～	3人

※⑤で掲載されている自治体の人数を含んでいる。

③ 災害ボランティア

■事実経過

H23/3/11	市保健福祉課が大船渡市社会福祉協議会に対してボランティアセンター設置を要請
3/12	9:00 市役所玄関前に災害ボランティアセンター設置
3/13	ボランティア活動開始
3/18	秋田県社会福祉協議会職員2名が災害ボランティアセンター支援として到着
3/19	社会福祉協議会職員によるニーズ調査開始
3/20	ボランティアによる個人宅への支援活動開始
3/26	ボランティアの数が100名に迫る
4/4	災害ボランティアセンターを総合福祉センター駐車場に移動・受付開始
4/22	避難所のボランティアニーズ調査開始
5/17	災害ボランティアセンターブログ開設
5/21	大船渡市社会福祉協議会災害ボランティアセンター情報誌を発行開始
9/21	大船渡市社会福祉協議会復興ボランティアセンターに名称変更
10/30	後方支援の社会福祉協議会職員派遣終了
12/1	ボランティアセンター運営方法変更

1. 災害ボランティアセンターの設置

3月11日深夜に市保健福祉課は大船渡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に出向き、翌日から災害ボランティアセンターを設置するよう要請した。当初、市社協は被害状況等の調査を行ってから設置することを想定していたが、この要請を受けて、災害ボランティアセンターを設置することとした。

12日午前9時に市役所玄関前に「大船渡市社協災害ボランティアセンター」を設置し、市社協の職員3名で受付業務に従事した。設置にあたり、市社協のあるYSセンターから机、用紙、名札等を運んで対応した。

開設した12日は、市役所に情報や物資を求めてやってくる市民等の案内対応におわれた。この日のボランティア登録は一関市から来たという1名であったが、この方には待機してもらった。翌日以降、順次ボランティアが集まってき



災害ボランティアセンターの設置（3/12）

た。13日には、ボランティアの待機場所としていた地階大会議室が、物資の集積所となった。14日になると、YSセンターの電気が復旧したため、ボランティア登録用紙を準備することができた。

14日から15日に、市社協内において今後のボランティア体制について協議し、ボランティアの活動範囲等について話し合われた。この結果、ボランティア活動は一般住民に対するものだけでなく、避難所も活動範囲として行うこととされた。

ボランティアは日に日に多くなり、26日には午前8時30分から午前9時30分までの間で90人以上のボランティアが集まり一時受付が混乱した。こうした状況から、受付場所の変更が検討

日付	人数(市内・市外)	作業状況
3/12	1名(市外)	作業なし
3/13	8名(市内)	作業なし
3/14	8名(市内)	作業なし
3/15	13名(市内12名)	作業なし

災害ボランティアセンター受付（3/16）

され、総合福祉センター駐車場に移動することとなった。29日に拠点となる事務所（プレハブ）の発注が行われ、4月4日夕方に災害ボランティアセンターを市役所玄関前から総合福祉センター駐車場へ移動し、5日から新たな場所



総合福祉センターに設置した災害ボランティアセンター

での受付が開始された。

その後、災害から半年が経過し、がれき撤去や泥出し等の活動だったものがサロン運営、買い物支援、引越し支援等、生活復興に向けた活動が中心となった。このため、センターの名称を「大船渡市社協復興ボランティアセンター」に変更した。更に、月曜日を定休日として設けた。

図表 災害ボランティアセンターの活動日

時 期	活 動 日
H23/3/12～9/30	毎日
10/1～	活 動 日：金曜～日曜
	ニーズ受付：火曜～日曜
	定 休 日：月曜日

2. 災害ボランティアセンターの運営

①運営

災害ボランティアセンターには、「総務班」、「受付班」、「活動班」を設けて運営が行われた。「総務班」は、活動の記録整理や広報作成、対外的な対応の他、経理業務を担当した。5月21日からは大船渡市災害ボランティアセンター情報誌「おりゃした」を発行開始し、ニーズの把握やボランティアの募集を行った。「受付班」は、ボランティアの受付と受入調整、マッチングを行った。「活動班」は、活動に必要な資機材の調達と管理、ボランティアの送迎、活動の衛生管理を担当した。

ボランティアの受付は午前9時までに行われ、午前9時から午後3時まで活動した。

②受付

災害ボランティアセンターでは、自発的にやってくるボランティアの受入が行われた。岩手県は、大槌町や陸前高田市等、壊滅的な被害を受けた市町があったため、岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」という）はボランティアの受入体制構築が困難であるとして、県外ボランティアの受入れは行わないことを対外的に周知していた（ただし、実際には県外からやってきたボランティアの受入れは行われた。）。このた

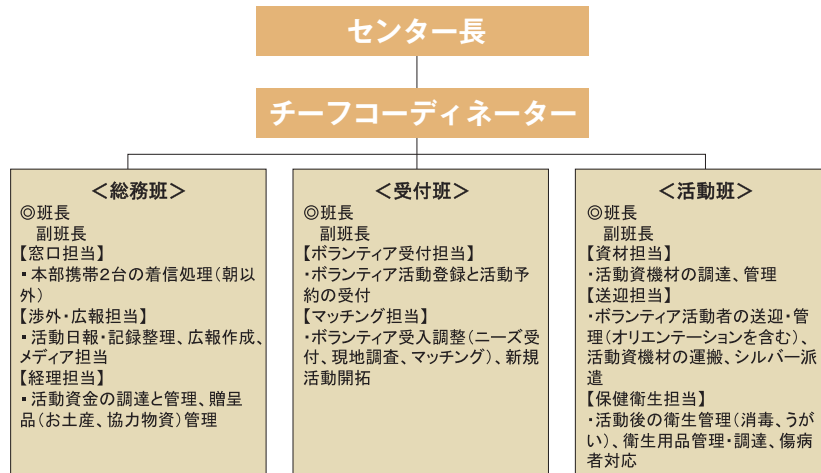
め、全国のボランティアは交通アクセスの良い仙台市等の宮城県へ集中した。これにより、本市へ来るボランティアは急激に増加することなく、徐々に増加し、これとともに受入体制を整えることとなった。5月頃になると、県社協では県外のボランティア受入れを開始した。阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震では、個人ボランティアがそれぞれ自家用車で被災地へ向かったが、今回の災害では全国社会福祉協議会やNPOがボランティアを募り、大型バスで来るのが特徴的だった。こうした大型バスは、多い時で1日に5、6台やってきた。

既存の携帯電話を災害ボランティアセンターの電話番号として、県社協のホームページで公表し、発災後1週間頃から携帯電話での受付も行っていた。後半になってくるとこうした集団でのボランティアは、前日に電話で登録をし、これに応じて大規模なボランティアの活動先の調整を行った。

警察からボランティアのテント泊、車中泊は禁止するよう、通達が出ていたため、住田町のボランティア基地を紹介した。

さらに、5月17日には、災害ボランティアセンターの活動状況を対外的に伝えるためにブログを開設して情報発信を開始した。

図表 大船渡市災害ボランティアセンター組織図
(平成23年5月23日現在)



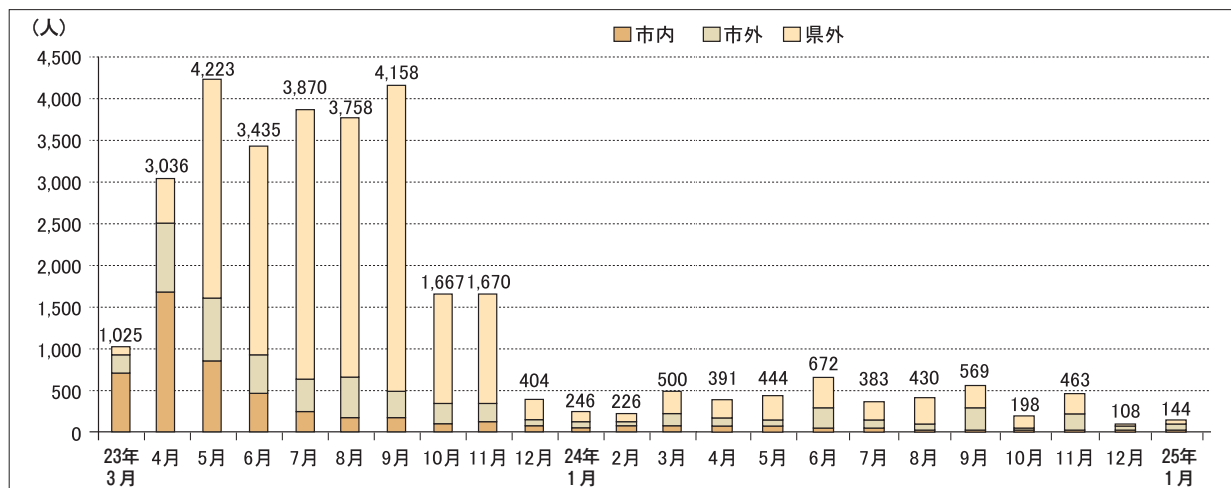
図表 大船渡市災害ボランティアセンター情報紙「おりゃした」



市民版

ボランティア活動者版

図表 ボランティアの受入人数の推移
(平成23年3月～平成25年3月)



災害ボランティアセンター開設当初、受付で準備していたボランティア登録用紙は、細かい項目（本籍、現住所、血液型、所有資格等）を記入してもらうものであったが、登録作業に時間がかかるため、すぐに簡易なものに変更した。受付ではボランティア保険の登録も行った。

ボランティアには、首から下げる名札を用意していたが、配布や記入等の作業に時間を要するため、ガムテープに直接名前を記入して貼ってもらうこととした。しかし、その後の市内のニーズ調査で、ボランティアと称する身元が怪しい者の活動も確認されたため、市社協を通したボランティアには、「大船渡社協」という名称の入ったビブスを着用してもらうこととした。

ボランティアの受入人数は、3月及び4月は市内の方が多かったが、5月以降は県外のボランティアが増え、ゴールデンウィークのあった5月が最も多く4,223人の方が活動した。

③マッチング

災害ボランティアセンターでは、前日までに翌日の活動内容を決め、業務と定員を模造紙に書き出した。ボランティアの受付の際、その中から希望する業務を申し出てもらった。初めの頃は、業務の定員を超えると受付を終了することもあったが、時間が経過すると河川の清掃や泥集め等、多くの人手を要する業務があったた

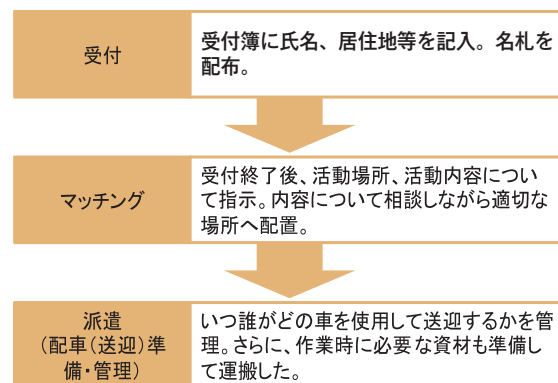
め、全てのボランティアに活動が割り当てられるようになった。

④派遣

災害ボランティアセンターから活動場所までは、市社協職員が車で送迎したほか、災害ボランティア活動プロジェクト会議（支援Pと呼ばれる共同募金の災害対応のコーディネートを行う方々で、社会福祉協議会やNPO等で構成されている。以下「支援P」という。）が手配したレンタカーや寄贈された車両を活用した。

時間が経過してからは、活動の際に、ボランティアへボランティアパックとして飲料水や栄養食品等を渡した。これらは、支援物資を活用して配布した。ボランティアの健康管理に配慮し、活動後は、感染等の予防のために手洗いやうがい促した。夏季には熱中症予防のための水分補給を行うなどした。

図表 ボランティア受付からの流れ



3. ボランティアによる活動

①ボランティアの活動

ボランティア活動は3月13日から本格的に開始された。当初は、物資の集積所となった市役所地階大会議室や総合福祉センターにおいて物資の積み下ろしや仕分け作業を行った。その後、浸水した個人宅の泥出し作業や家財の運び出し、避難所運営支援、道路脇側溝の泥出し等、様々な活動となった。個人宅における活動は、20日頃から開始されたが、トラブルを避けるため、市社協職員や民生委員が必ず同行することとした。

ボランティアの昼食は、各自が持参し、活動場所で昼食をとることが難しい場合には、センターに戻って、昼食、着替え、トイレ等を済ませてもらった。ボランティアに対する注意事項として、個人宅における昼食はできるだけ控えることや許可なく写真撮影することは控えるように伝えた。

5月のゴールデンウィークには、多くのボランティアを確保できたことから、市民ボランティアと合同で盛川河川敷公園の一斉清掃を3日間（5月3日～5日）実施し、1,000人の方が

参加した。

②資機材の確保

ボランティアが活動で使用する資機材は、市社協で備蓄していたスコップや市建設課が保有していた土嚢袋等で対応した。その後、赤い羽根共同募金会から災害等準備金として資機材等の購入資金が送られ、これらを活用して資機材の充実を図った。

図表 ボランティアの活動

時 期	活動内容
災害発生直後	・物資の運び出し（全国から寄せられる物資を体育館に備蓄） ・避難所へ配分するパンの仕分け作業 ・避難所への炊き出し支援
～半年程度	・被災家財の運び出し・泥出し ・がれきの除去 ・道路脇側溝の泥出し ・家の解体支援、洗浄、消毒 ・草刈・引越作業支援 ・仮設住宅への引越、清掃 ・市内プール清掃 ・盛川清掃 ・写真修復作業 ・避難所運営支援 ・物資仕分等

図表 活動件数の内訳

	H23 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24 1月	2月	3月	計
物 資	62	113	113	95	13	15	5	5	3	0	0	0	0	424
避 難 所	6	92	133	61	26	0	0	0	0	0	0	0	0	318
施 設	2	11	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	19
泥 出 し	11	23	28	28	57	52	69	21	16	5	12	12	15	349
市役所依頼	21	21	29	17	9	4	2	9	2	4	2	0	1	121
個 人 宅	5	93	159	138	169	122	85	68	55	33	12	9	13	961
そ の 他	0	35	34	74	81	64	66	43	43	15	6	7	16	484
計	107	388	496	414	360	257	227	146	119	57	32	28	45	2,676

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25 1月	2月	3月	計
土 地 清 掃	1	2	8	2	0	4	0	0	0	0	0	0	17
個 人 宅	17	14	17	12	7	15	8	13	9	15	12	18	157
泥 出 し	8	8	11	6	10	10	5	7	3	4	4	6	82
草 取 り	1	4	10	18	15	12	12	4	0	0	0	0	76
漁 業 支 援	3	7	8	6	9	9	5	10	2	8	10	8	85
引 越 し	1	4	6	5	8	8	8	10	9	2	7	12	80
棚 等 作 成	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7
イ ベ ン ト	2	0	1	5	5	0	2	0	0	0	0	0	15
そ の 他	14	6	8	3	0	0	2	6	1	0	1	2	43
計	52	45	69	57	55	59	42	50	24	29	34	46	562

4. ボランティアニーズの把握

①地域住民のニーズ把握

市社協では、3月19日からボランティアのニーズ調査を本格的に開始した。津波被害が大きかった大船渡町にはボランティアが入ることが困難と判断し、盛町内から調査を開始した。調査では、一人暮らしや高齢者等の情報を民生委員から受けて、市社協職員が訪問し、ボランティアのニーズ、活動環境、必要人数を把握し、開始日等について依頼者と調整した。ボランティアを派遣する前に、市社協職員が下見をする

ことを原則とした。

三陸町綾里地区、越喜来地区、吉浜地区の調査は、5月頃から開始した。これらの地区では住民同士が助け合っていることが多かったが、口コミでボランティア活動の情報が広がった。

ボランティアの活動場所は、浸水区域を基本として、浸水被害のなかった場所での活動は行わないこととした。また、住民や公共施設を活動対象とし、事業活動に関わる商業関係の活動は行わないこととした。

②避難所のニーズ把握

災害ボランティアセンターには避難所の情報がなかなか入らなかったため、市保健福祉課から避難所に向かうバイク便に災害ボランティアセンターの手書きの案内を入れてもらうなどして、周知を図った。さらに、4月22日からは避難所におけるボランティアニーズ調査を行った。

避難所によって運営方法が異なっており、ま

た市職員が常駐しているところと地域住民だけのところ等様々であったが、避難所の要望に応じて、ボランティアの派遣を行うなどした。

③市役所内におけるニーズの把握

市役所内の各課からもボランティアの派遣要請が入った。公園のトイレ管理や清掃、浸水被害を受けた市営住宅の片付け、物資集積所の業務等の依頼が多かった。

5. 後方支援体制

3月15日に県社協と支援Pが現況視察で本市へ入り、他市町村の社会福祉協議会職員を後方支援社協職員として派遣する旨、連絡が入った。18日に秋田県社会福祉協議会職員2名が、災害ボランティアセンター運営支援として入り、運営方法について助言を行った。そのほかにも他市町村の社会福祉協議会職員の支援が入った。

これら後方支援社協職員とは、毎日の活動終了後午後5時30分から午後6時30分までミーティングを行った。その後、市社協職員が翌日のボランティア活動の計画を作成した。活動場所の調整では、土地勘のある市社協職員による対応が必要であった。

後方支援社協職員の宿泊場所は、3月中はYSセンター2階会議室とし、4月からは福祉の里センターとした。職員の滞在期間は、各社会福祉協議会によって異なった。

図表 後方支援社協職員による支援

時 期	活動日
3/18	秋田県社会福祉協議会職員2名が災害ボランティアセンター運営支援（運営方法等の助言）
3/21	県社協職員2名到着（受付業務支援）
3/24	愛知県社会福祉協議会職員4名到着（受付業務支援2名、生活福祉資金2名）
4月末	緊急雇用5名採用
後方支援社協 延べ人数1,580人	
県内：奥州市、金ケ崎町、西和賀町、花巻市、盛岡市、滝沢村、二戸市	
県外：秋田県、愛知県	

6. 海外からのボランティア

市社協が運営をする災害ボランティアセンターの他に、国際ボランティア組織であるオール・ハンズ・ボランティアズも市内に本部を設け、復興支援活動を行った。市社協の災害ボランティアとオール・ハンズ・ボランティアズは別々にニーズ調査を行って活動したが、赤崎地区の重油除去等の活動は合同で行った。

その他に、ドイツの首都ベルリンに在住するドイツ人及び日本人が組織した「NPO絆・ベルリン」も本市で複数回に渡って、活動を行った。絆・ベルリンでは、本市の災害ボランティ

アセンターの活動へ参加して、側溝の清掃作業等を行ったほか、老人ホームや幼稚園、小中高校への訪問による交流等を行った。

図表 主な海外ボランティア組織の活動

団 体	支援期間	人数
オランダ民間ボランティア	3/21～3/25	計4人 救助犬4匹
オール・ハンズ・ボランティアズ	4/12～11/11	計1,129人 (延べ)
絆・ベルリン	9/19～9/27、 H24/4/6～4/10	計30人

4 陸前高田市への職員派遣

1. 支援の経緯

陸前高田市は、津波によって壊滅的な被害を受け、市職員の多くが犠牲となった。このため、陸前高田市からの支援要請に基づき、本市

から陸前高田市へ職員を派遣することとなった。

2. 職員の派遣

本市から陸前高田市への職員派遣は、3月14日から16日まで行うこととなり、市防災管理室に勤務経験がある職員2名を派遣した。

担当となった職員は、庁舎内にあった陸前高田市の地域防災計画、本市の住民票等の申請用紙、気仙管内図、過年度別事業で作成した災害時の対応フロー、筆記用具、コピー用紙等必要と思われるものを持参した。14日朝から、陸前

高田市の災害対策本部となっていた給食センターへ向かい、支援を開始した。到着後、浸水エリアの把握や避難者リストの作成、被災世帯の確認、被害状況の把握等を支援した。給食センターは通電していたため、パソコンを使用して避難者リストの作成や記者会見資料の作成、遺体安置所の対応等を行った。

5 郵便局職員による支援

市役所に避難していた大船渡郵便局の配達員から支援の申出を受け、市災害対策本部と各避難所間の連絡業務を依頼した。郵便配達業務で使用しているバイクで、連絡事項を記入する用

紙などを各避難所に配達し、回収を行った。3月15日から1週間程度実施されたが、電話等の通信手段が途絶していたため、重要な情報連絡手段として有効に機能した。

6 災害義援金・災害見舞金

■事実経過

H23/3/11	災害義援金受付業務について市会計課で行うことを決定
3/14	現金による災害義援金、災害見舞金等の受付を開始
3/22	災害義援金及び災害見舞金受付専用口座を開設
3/24	災害義援金と災害見舞金との仕分けについて庁内協議

1. 災害義援金・災害見舞金の概要

災害義援金には、国や県の赤十字を通じて市に配分されるものと、個人や企業等から寄附されるものがあり、いずれも被災された方に配分される。災害見舞金は、個人や企業、自治体から寄附されるもので市の復興という目的のため

のものである。

災害義援金及び災害見舞金は、口座振込又は現金で受け付けし、現金で受領した場合など住所、氏名等が確認できる場合は、領収書とお礼状を発行した。

2. 受付

市地域防災計画上は、災害義援金及び災害見舞金等の受付は、生活福祉部の分掌事務であった。しかし、同部が多くの災害対応業務を抱えていたため、この業務を市会計課で行うこととなった。これにより、市会計課では、災害義援金及び災害見舞金の受付から保管まで行った。

現金対応分の受付簿と仮領収書の作成を行い、3月14日から現金による災害義援金及び災害見舞金の受付を開始した。20日に庁内で災害義援金受付専用口座の開設について協議し、22日には災害義援金及び災害見舞金受付専用口座を開設した。口座を災害義援金と災害見舞金に分けると、口座違いにより収入した際に取扱いが大変であるという情報を得ていたため、開設する口座は一つとした。

口座開設について国のホームページで情報発

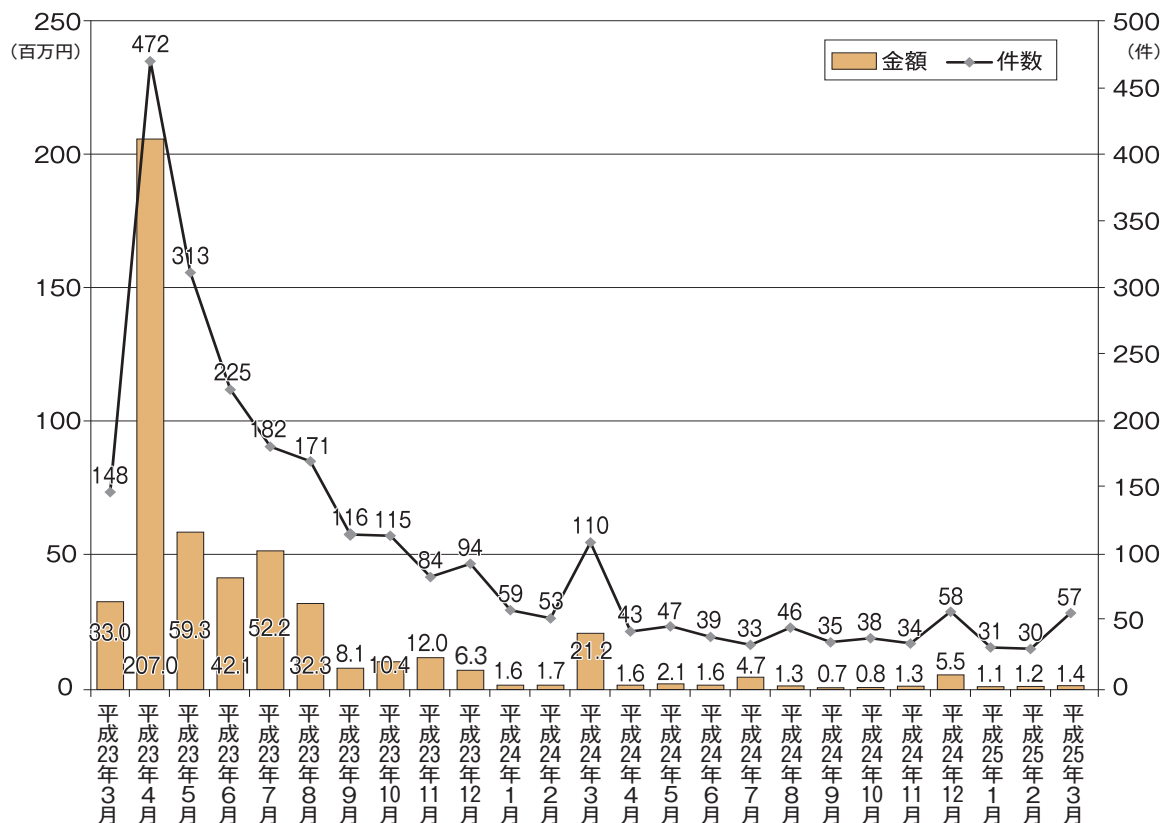
信をしてもらうとともに、記者会見資料として情報提供し、新聞等で公表してもらった。その後、24日に災害義援金と災害見舞金の仕分けについて庁内協議を行った。

また、4月20日には災害義援金の現金書留による送金の書留料金が無料となる「救援用郵便物の料金免除の取扱に関する申請書」を提出し、5月12日から現金書留による災害義援金等の送金が無料となり、その後も、この取扱期間が延長された。

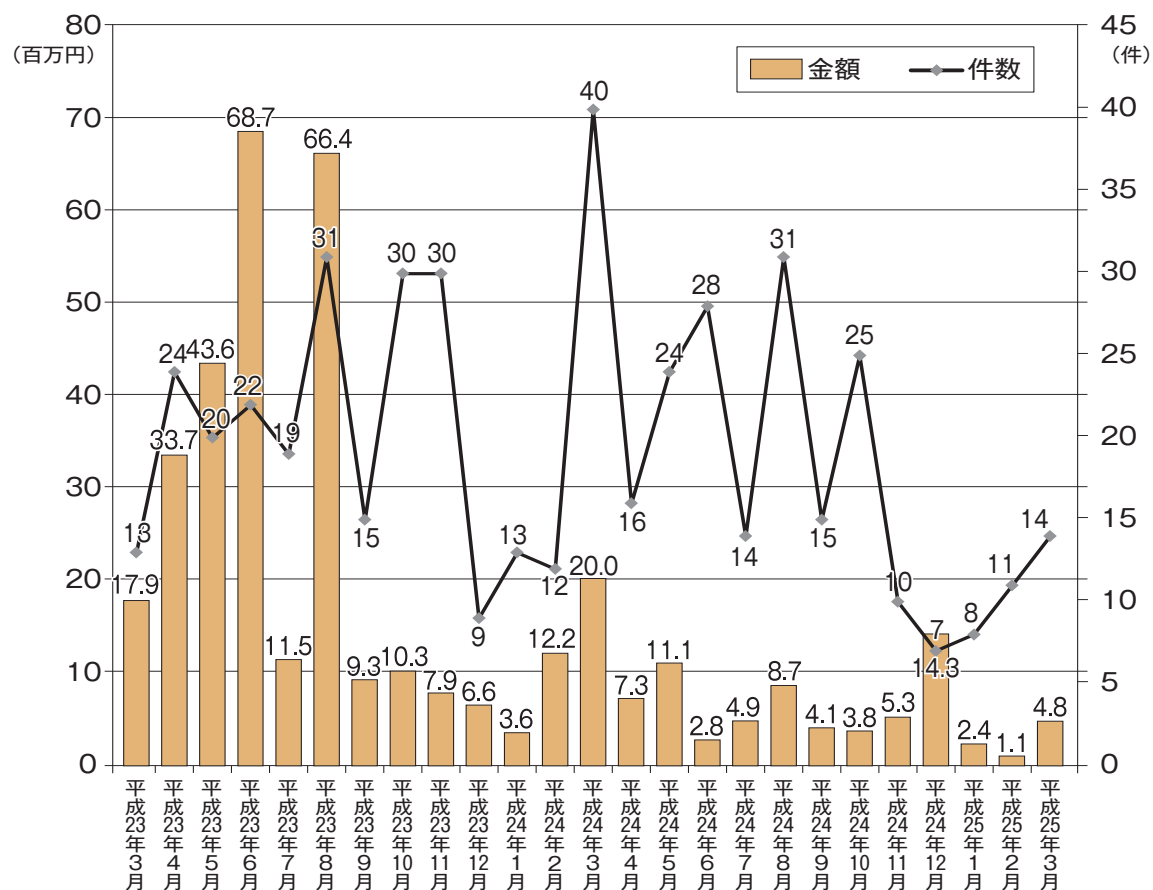
図表 災害義援金及び災害見舞金の受入れ状況
(平成27年3月31日現在)

区 分	件 数	金額 (円)
災害義援金	3,182	536,478,684
災害見舞金	740	438,597,411

図表 災害義援金の受入推移



図表 災害見舞金の受入推移



震災の記憶



(左：渋谷氏、中：笹野氏、右：相澤氏)

——まず大船渡市への支援の決定はどのようにされたのでしょうか？

笹野氏 大船渡市とは、阪神淡路大震災を契機として銀河連邦の構成市町による相互応援協定を締結していました。東北太平洋沿岸で甚大な被害が出ているとの情報を得たので、この協定に基づき、大船渡市を支援することを決定し、3月13日の夜に第1便の支援物資を積んだトラックを出発させました。

支援物資については、相模原市長が大船渡市の副市長と連絡をとって、医薬品や食料、日用品等が必要となっていることを確認しました。相模原市でも一部の物資が不足している状況だったのですが、市長が“大船渡市民を相模原市民だと思って行動してほしい。市内の業界団体の方にも直接お願ひしよう”と庁内に対して号令をかけました。また、各団体の方も集めて、市長から、“相模原市も物資が不足している状況だが、とにかく大船渡市に物資を送るのを手伝ってほしい”とお願ひをしました。この呼びかけに35団体が呼応してくれました。トラック協会相模支部はトラックを出してくれたり、市商店連合会は物資を集めてくれました。もちろん市で備蓄していた毛布や食料品等も出しました。こうして3月13日の夜に第一便の支援物資のトラックを出発させました。

——相模原市で民間の方々が多く協力してくれたというのは市長の呼びかけがあったからなのですね。

(当時役職)
相模原市総務局渉外部部長
大船渡市支援班班長
笹野 章 氏
(当時役職)
相模原市総務局総務部職員課
担当課長 (人事組織班担当)
〔派遣期間：H23.4.26～5.26〕
渋谷 嘉一 氏
(当時役職)
相模原市総務局渉外部広聴広報課
担当課長 (報道・広報班担当)
〔派遣期間：H23.5.22～7.1〕
相澤 博 氏

笹野氏 そうですね。また、それに加えてそれまでの銀河連邦としての交流があると思います。例えば市商店連合会では、銀河連邦を構成する他市町の物産展で出店し合ったりして、商業者同士がよく知っています。大船渡市にはきれいな海、景色があつて、お祭りにも行かせてもらったりしていた。そうした景色を見て知っているのに、あの強烈な被害映像を見ているわけですから、何かしなければという焦燥感にも近い思いもあったと思います。

近い自治体同士のお付き合いはあると思いますが、今回のような災害の時には離れた被災していない自治体の協力が効果的でした。銀河連邦には、北は北海道大樹町から南は鹿児島県肝付町まで参加していて、こうしたお付き合いがあったことで、協力できる立場にありました。

第一便として3月14日に大船渡市に到着した職員から話を聞くと、現地は混乱していて状況を把握しにくかったということでした。このため、とにかく大船渡市の邪魔をしないように、現地の様子を確認して、自分たちでできることを探してきたということでした。

——その後、長期間滞在する調整役として最初に渋谷さんが任命されていますが、こうした担当を置くこととなった経緯を教えてください。

渋谷氏 4月中旬に笹野部長らが状況を把握するために現地に行き、その結果を受けて調整役を置くこととなりました。

笹野氏 4月12日から15日まで総務部長と大船渡市へ行きました。このとき、銀河連邦の他の自治体もどのように大船渡市と関わっていけばよいのか戸惑っていました。保健師を出している相模原市と能代市とで話し合いをして、大船渡市の窓口となっている活力推進課等とも話をして、こちらから長期間職員を派遣させる提案等を行いました。大船渡市に一つ一つ窓口を作ってもらうのは大変なので、大船渡市に人を1人送るのでその職員が全ての話し合いの窓口になりますということを提案しました。この提案を大船渡市側に了承していただきました。相模原市からは3月18日頃からほぼ毎週、定期的に10人前後の人を送り込んでいました。このため、窓口となる渋谷さんには、職員の派遣期間についてもどの程度がよいのか調整をしてもらうことにしました。

——こうして渋谷さんは4月26日～5月26日まで1カ月に渡って派遣されたのですね。

渋谷氏 そうですね。ただ、当時は人事担当の職場でしたので、自分が派遣となるまでの間は3月15日以降の大船渡市への職員の災害派遣について庁内で公募をかけて、多くの応募がありましたので、いつ誰が行くかといった調整を担っていました。女性職員の応募も多く、寝る場所の確保もままならない中、余震も多い状況でしたので、女性職員を派遣させてもよいのか、当初迷いましたが、結局は行ってもらい、寝泊まりは男性職員と一緒に雑魚寝状態に対応してもらいました。

——渋谷さんの拠点はどこに設けましたか。

渋谷氏 4月末までは、北里大学の寮が使えるということでしたが、5月1日以降の宿泊場所の確保はないままの状態で出発していました。その後、活力推進課のご協力を得ながら、末崎町の大田団地近くの法務省の官舎をご厚意で借りることになりました。埃をかぶった部屋の掃除から始めて、仕事の合間に冷蔵庫や洗濯機を買い込んだりして生活環境を整えていきました。

——渋谷さんはどういった業務をしていたの

ですか。

渋谷氏 当時の私の主な役割として、体育館の物資集積所での業務以外に何かできないかを探るといったものがありました。ちょうど5月頃から、義援金の事務へ人をお願いしたいという話がきまりましたので、物資集積班で来ていた相模原市職員のうち、何人かをそちらの方へ回したりして、次第に事務支援にシフトをしていく時期となりました。また当時、毎日夕方に行われていた記者会見にも参加させてもらって、市の情報を把握するようにしていました。

派遣期間中は、基本的には市役所の活力推進課で業務を行いながら、相模原市が担っていた物資集積所での業務の確認等で市内をまわったりしていました。また、ゴールデンウィーク前後に相模原市から多くの方が来られましたのでその方々の案内というのもよくありました。できるだけ大船渡市の職員さんには迷惑をかけないように行っていました。

——その後、5月22日から相澤さんが派遣されますが、渋谷さんと相澤さんの派遣時期は一部重なっていますね。

笹野氏 渋谷さんから、交代ではなく早く来てもらって数日間一緒に行動をして引継ぎをしたいと提案があったのです。

相澤氏 大船渡市を訪れたのは今回が初めてで、土地勘ありません。そうした中で、現地の状況を確認するとともに、課題になっていることを把握する必要がありました。このため、数日間でも前任の渋谷さんに案内してもらうことで引継ぎが円滑にできました。

——相澤さんはどういった業務をしたのですか。

相澤氏 まず、現地を案内してもらって地理関係と現場の状況を確認しました。極端に言うとも国道45号から海岸側は津波被害を受けていて、山側は被害を受けていませんでした。市役所も高台にあって大丈夫でした。こうしたことを地図に記録しながら確認していきました。次に、市災害対策本部の状況を確認しました。我々が諸々の対応を協議する相手方として当時の副市長等のキーマンとなる方々を把握しまし

た。市災害対策本部の方々には多くの業務を抱えていたので、銀河連邦の方から色々と提案を出して動こうと考えました。夜は末崎町の宿舎に戻ってスキームを練って翌朝キーマンとなる方々と協議するということを繰り返しました。

私が派遣された当時、大船渡市と協議の上、7月以降に中長期的に技術者等を派遣したいという意向がありました。当初は1週間毎に職員を派遣していたので、今後技術者等を派遣するにあたり、状況を報告する必要がありました。

また、物資集積所には物資が多くあるのに、その先にうまく物資が流れていないのではないかという課題がありました。子供達は体育館が利用できないので外で遊んでいました。

大船渡市では復興計画の骨子案を6月市議会に説明し、かさ上げと高台移転の方向性が議論となっていました。復興計画の住民説明会においては、復興計画よりもまずは物資だとか、体育館を早く開放してくれとか、目の前の生活に対する要望が多くみられました。こうして、現場や住民、議会の状況を把握していきました。

大船渡市の幹部職員は3月退職の方は6月末で退職することになっていました。自衛隊も7月以降は市外に移動するということも分かっていたので、6月末を一つの区切りと考えて、今後どのようにしていくかということを現地の中で模索しました。

相模原市長からは、“大船渡市民は、相模原市民だと思って、現地で判断するように”と指示されていたので、市内に6カ所くらいあった集積所を市民体育館に集約することを現場で判断させていただきました。当時、市民体育館は遺体安置所として使用されていて、ご遺体が10体ほど安置されていたので他の場所に移させていただきました。そして、物資を入れるためには人手が必要となるので、派遣職員やボランティア、最終的には自衛隊の力も借りました。

一方で、親戚の家に避難している方も多くいたので、そうした方にも物資を配布するために、市民体育館のテニスコート等で救援物資の配布を行うこととして、その段取りなども行い

ました。

笹野氏 相模原市長も現地を確認して物資に問題意識を持っていたので、相澤さんが現地で整理をしてくれて、期限を決めて決断をしてもらいました。

相澤氏 第一段階は短期派遣でいいのですが、第二段階になって中長期派遣に切り替える必要が出てきていました。支援物資を分散したまま管理するのではなく、期限を決めて一カ所に集約することで人的な余力もできます。そこを次の技術者の派遣等に切り替えていくようにしました。また、これによって体育館が子供達に使われるようになるし、地域の人達が集まるコミュニケーションの場としても活用できます。私はこうした物資集約を行って、派遣期間を終えました。

——大船渡市では、相模原市からも大量の物資を調達してもらったということを聞いていますが、その際の予算はどのように確保していたのですか。

笹野氏 予算は当初は予備費等で対応していましたが、その後、議会において補正を組んで確保しました。さらに、相模原市では大船渡市に限定した義援金「頑張れ大船渡 銀河連邦応援金」を募りました。市民等からすごい勢いで義援金が集まり、平成26年8月末までに1億8千500万円にのぼっています。市民にはそれだけの気持ちがあるので議会で予算を通す際も通しやすかったのだと思います。

——大船渡市への支援を通して相模原市として災害対応等の教訓として得たものは何かありましたか。

笹野氏 大船渡市さんが困られていたことが、そのまま私どもの教訓になりました。阪神淡路大震災で被災された神戸市の方もよく言われることですが、災害時に応援を受ける受援計画をつくるということがあります。災害発生時に、どこに対して支援を求めて、どこでどのように受け入れ、活用するかということをあらかじめ整理して、そのための体制と施設を準備しておくということです。

さらに、復旧や復興のための計画にいかにか早

く取りかかるかということも大切です。こうしたことが本当に教訓になりました。この4月に相模原市防災条例を制定したのですが、これらのことを反映させています。受援の体制をつくっておこうということと、復旧復興は計画的に速やかにつくるということです。

さらに、岩手県では内陸部の遠野市に拠点を設けて後方支援を行っていました。相模原市も内陸部の交通結節点であり、こうしたやり方を参考として、在日米軍の施設であった相模総合補給廠（平成26年9月に日本に返還）を後方支援の拠点を含めた防災拠点とすることを国に要望しています。これもまさに今回の震災を教訓としています。

——支援業務の中では大船渡市民と直接接する機会はあったのですか？

渋谷氏 ありましたね。個人的なことになるかもしれませんが、末崎町の宿舎の近所の方々には、毎晩のように差し入れをいただきました。今でも親戚づきあいのようにさせていただいて、大船渡市に行く时必须挨拶に伺います。他のところでも、相模原市から来ましたというと、多くの方から感謝の言葉をいただいたのですが、逆に我々も色々な意味で本当に助けていただいたと、とても感謝しています。

——大船渡のことは今でも気になりますか？

相澤氏 そうですね、今でも現地の新聞を送っていただき、購読しています。

渋谷氏 私も大船渡市関係のホームページは毎日チェックしています。また、走ることが好きなので震災以降再開されたポートサイドマラソンに参加させていただいています。

笹野氏 お手伝いで大船渡に行った者たちが今でも大船渡へ行っているというのは結構多いですよ。最大の支援というのは継続して足を運ぶことだなと思いますね。

——最後にこれまでの取組の中で印象に残っていることや大船渡市へのメッセージなどいただけますか。

相澤氏 私は御礼のお手紙をもらったことがとても印象に残っています。大船渡でお子さんを持っている方からのお手紙で、被災して子供たちの遊び場がなくなったところを、相模原市の方々が一生懸命やっていただいて体育館をオープンにしてくれたおかげで子供たちも安心して遊べるようになったというものでした。とても感激して相模原市長まで報告させていただきました。おそらく銀河連邦の活動を大船渡市民の方々がどこかで見ていてくださったのかなと思います。

渋谷氏 現在も職員の長期的な派遣が続いている状況で、これら派遣職員に対して大船渡市から気遣いを非常に多くいただいている、本当に感謝しなくてはならないと思います。また、私にとって大船渡は第二の故郷のような感じになっていますので、個人的にもずっと何らかの形で交流していきたいと思っています。

笹野氏 震災はとても悲しい出来事でしたが、こういうことがあって我々の「絆」は、なおさら深まったのではないかと思います。災害は別にしても、この交流がずっと続くことを切に願っています。銀河連邦の絆はこれからも大切にしていきたいと思っています。

第12章 復興計画

① 復興計画の策定に向けた体制

■ 事実経過

H23/3/13頃	復興に向けた組織体制の検討開始
3/15	「災害復興局」設置条例案及び「市災害復興推進本部」設置案完成
3/23	災害復興局設置
3/29～31	北海道奥尻町（奥尻島）視察
4/3～5	新潟県小千谷市視察
4/11	市災害復興推進本部設置
4/20	災害復興基本方針の決定
4/22～5/2	復興に向けた市民意向調査
5/12	第1回災害復興計画策定委員会開催（以降7回開催）
5/22	第1回災害復興計画策定委員会専門部会開催（以降3回開催）
6/6～24	第1回復興に向けた地区懇談会開催
7/8	大船渡市復興計画骨子の決定
8/24～9/15	第2回復興に向けた地区懇談会開催
9/16～30	復興計画案のパブリックコメント実施
10/31	大船渡市復興計画策定

1. 復興組織体制の構築

① 災害復興局の設置

3月13日頃から復興に向けた新たな組織体制の検討に着手した。

検討にあたっては、本市のチリ地震津波の災害誌や他市の災害誌等を参考とした。「災害復興局」設置の条例案と「市災害復興推進本部」設置案を作成し、3月22日には、開会中の市議会定例会最終日で条例が可決され、翌日、東日本大震災からの復興を推進する専任部局として「災害復興局」が設置された。災害復興局には局長以下6名を配置した。



災害復興局設置（3/23）

その後、4月11日には、市長を本部長とする全庁組織である市災害復興推進本部を設置した。

② 視察の実施

災害復興局では、復興計画の策定や津波、地震等の災害から復興したまちづくりの現場を確認するために、北海道奥尻町及び新潟県小千谷市への視察を実施した。それぞれ災害復興局の職員2名が視察へ向かった。

3月29日から31日まで北海道南西沖地震（平成5年7月12日）の被害を受けた奥尻町の視察を実施した。ここでは主に津波被害を受けた地として、防災集団移転事業や防潮堤の整備、宅地や道路のかさ上げ等について役場職員の案内を受けながら、確認を行った。4月3日から5日まで新潟県中越地震（平成16年10月23日）の被害を受けた小千谷市の視察を実施した。小千谷市は大船渡市と人口規模が同程度で、積極的な住民参加のもと計画づくりを行っていたため、計画づくりや防災集団移転事業等について参考とした。災害からの復旧・復興の現場を実

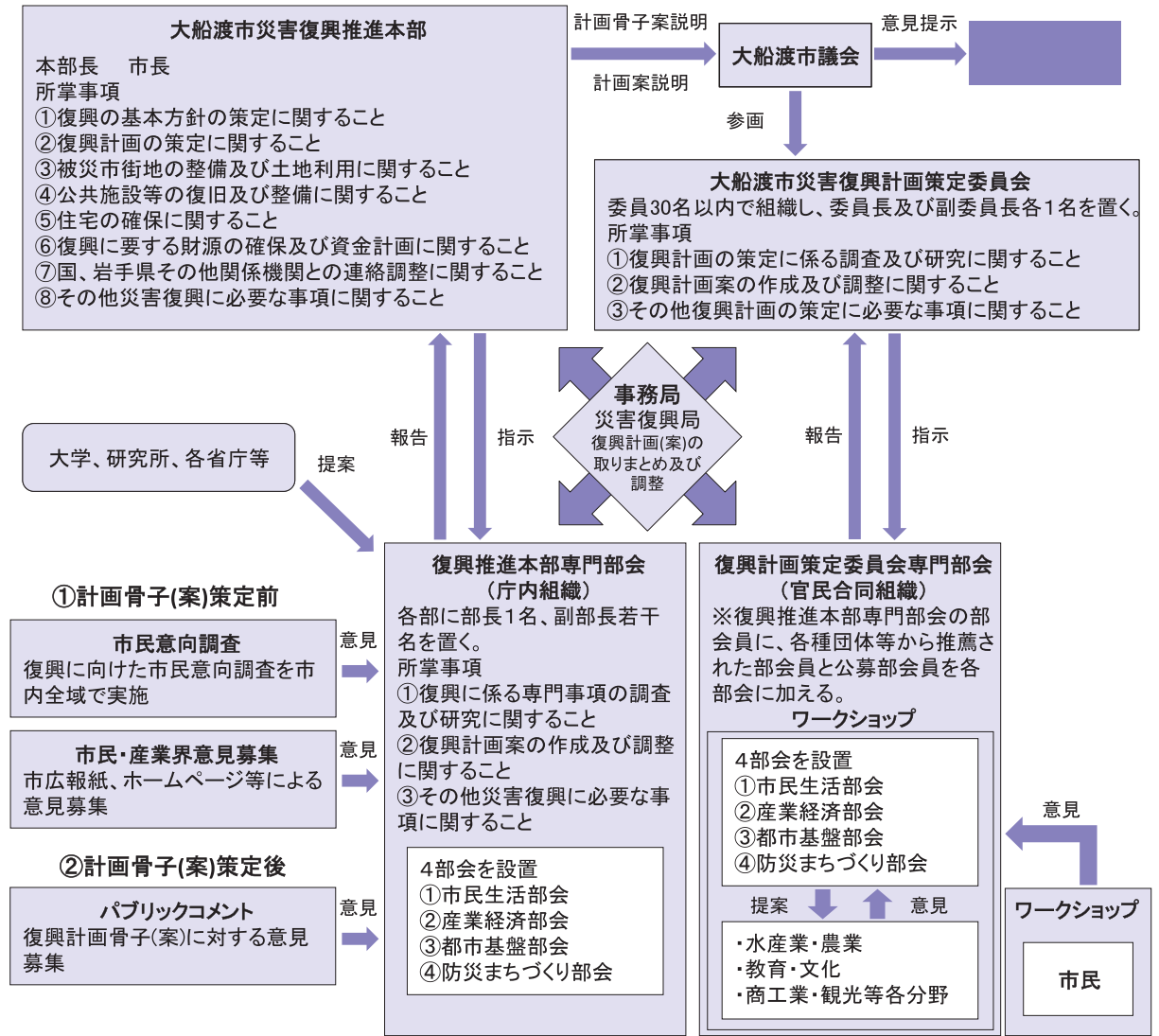
際に確認することで、今後の復興を考える際の参考とすることができた。

③復興計画策定の体制

復興計画策定の体制は次の図表のとおり、災

害復興局が事務局となり、庁内及び官民合同組織を設置して策定を行った。視察先である小千谷市では市民主体の組織体制を構築しており、こうした体制を参考としながら本市においても取組を進めた。

図表 大船渡市復興計画策定体制



2. 災害復興計画策定委員会の設置

復興計画を策定するにあたり、学識経験者、議員、農水産業関係者、医療福祉関係者、建設業関係者、交通事業者、行政関係者から構成される災害復興計画策定委員会を設置した。委員会委員の構成は、チリ地震災害誌の記録に残っていた委員100人のチリ津波災害復興対策委員会を参考とした。

5月12日には第1回災害復興計画策定委員会を開催し、計7回開催した。またこの頃から、復興計画策定支援として国土交通省と契約しているコンサルタント会社が、本市の支援として策定業務に加わり、津波浸水シミュレーションや会議記録の取りまとめ等を行った。

図表 災害復興計画策定委員会の検討経緯

第1回	日時	平成23年5月12日（木）13：30～
	場所	大船渡アーバン
	内容	・災害復興基本方針について ・策定体制及びスケジュールについて等
第2回	日時	平成23年6月2日（木）13：30～
	場所	大船渡アーバン
	内容	・復興計画骨子（案）について ・意向調査最終結果について等
第3回	日時	平成23年7月7日（木）13：30～
	場所	大船渡アーバン
	内容	・復興計画骨子について ・土地利用計画（案）について等
第4回	日時	平成23年8月18日（木）13：30～
	場所	大船渡アーバン
	内容	・大船渡市復興計画に登載する事業について ・大船渡市復興計画に係る土地利用のあり方及び土地利用方針図（案）について等
第5回	日時	平成23年8月29日（月）13：30～
	場所	大船渡アーバン
	内容	・大船渡市復興計画に登載する事業について ・大船渡市復興計画に係る土地利用のあり方及び土地利用方針図（案）について
第6回	日時	平成23年10月6日（木）13：30～
	場所	大船渡アーバン
	内容	・大船渡市復興計画（案）について ・大船渡市復興計画に係る土地利用のあり方及び土地利用方針図（案）について等
第7回	日時	平成23年10月22日（土）13：30～
	場所	大船渡アーバン
	内容	・大船渡市復興計画に係る土地利用のあり方及び土地利用方針図（案）について

図表 大船渡市災害復興計画策定委員会（平成23年10月31日現在）

塩崎賢明（◎）	神戸大学大学院・教授
齊藤俊明（○）	大船渡商工会議所・会頭
家田仁	東京大学大学院・教授
佐藤隆雄	独立行政法人防災科学技術研究所・客員研究員
澤田雅浩	長岡造形大学・准教授
伊藤英之	岩手県立大学・准教授
長坂俊成	独立行政法人防災科学技術研究所・プロジェクトディレクター
田村誠	岩手県議会・議員
斎藤功	大船渡市議会・副議長
熊谷昭浩	大船渡市議会・議員
氏家勲一	大船渡市議会・議員
紀室若男	大船渡市議会・議員
菅生新一	大船渡市農業協同組合・代表理事組合長
中嶋久吉	大船渡市水産振興連絡会・会長
佐野秀一	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会・会長
水野雅之亮	大船渡市民運動推進協議会・会長
大津定子	気仙医師会・副会長
鈴木英彦	株式会社東海新報社・代表取締役社長
菅野佑三	大船渡魚市場株式会社・代表取締役社長
佐藤泰造	大船渡湾冷凍水産加工業協同組合・代表理事組合長
山口マリ子	大船渡市各種女性団体連絡協議会・会長
池田義弘	社団法人岩手県建築士会気仙支部・支部長
金野健	社団法人岩手県建設業協会大船渡支部・支部長
鎌田仁	社団法人大船渡青年会議所・理事長
多田秀彰	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社・企画部長
工藤栄吉	東北地方整備局三陸国道事務所・所長
村上明宏	東北地方整備局釜石港湾事務所・所長
水野尚光	岩手県沿岸広域振興局・副局長

◎委員長、○副委員長



災害復興計画策定委員会

3. 災害復興計画策定委員会専門部会の設置

復興計画の専門事項に関して、調査研究及び素案を作成する機関として専門部会を設置した。専門部会は、①市民生活部会、②産業経済部会、③都市基盤部会、④防災まちづくり部会の4部会を設置した。委員は、公共的団体、防

災関係団体等から推薦された方のほかに、公募による市民で構成された。第1回専門部会は5月22日にワークショップ形式で開催し、計3回開催した。この専門部会のファシリテーターは岩手県立大学が担った。

図表 専門部会の開催状況

第1回	日時	平成23年5月22日（日）
	場所	大船渡市役所
	内容	復興計画骨子案を基に、ワークショップ形式で以下の3点について意見を交換し、検討した。 ・復興における課題 ・復興の目標として着目すべきキーワード（項目） ・復興の方針・施策
第2回	日時	平成23年7月16日（土）
	場所	大船渡市役所
第3回	日時	平成23年7月24日（日）
	場所	大船渡市役所
	内容	復興計画事業一覧（案）を基に、ワークショップ形式で以下について意見を交換し、検討した。 ・復興計画に搭載する事業メニュー
	日時	平成23年7月24日（日）
	場所	大船渡市役所
	内容	土地利用のあり方及び土地利用計画（案）を基に、主に盛・大船渡・赤崎地区、末崎地区、越喜来地区について、ワークショップ形式で以下について意見を交換し、検討した。 ・土地利用のあり方及び土地利用計画（案）



専門部会

図表 災害復興計画策定委員会専門部会名簿

市民生活部会		
部会長	生活福祉部長	
副部会長	都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長	
部会員	<市職員> 市民文化会館長、市民生活環境課長、国保年金課長 保健福祉課長、建設課長、都市計画課長、生涯学習課長 学校教育課長、気仙広域連合衛生課長 大船渡地区環境衛生組合事務局長	<各種団体等> 大船渡市民運動推進協議会、大船渡市社会福祉協議会 大船渡市芸術文化協会、大船渡市PTA連合会 大船渡市各種女性団体連絡協議会、気仙医師会 岩手県立大船渡病院、地区公民館（11地区）
産業経済部会		
部会長	商工観光部長	
副部会長	農林水産部長、大船渡魚市場建設推進室長	
部会員	<市職員> 企画調整課長、商工観光物産課長、港湾経済課長 農林課長、水産課長、水産課技監、農業委員会事務局長	<各種団体等> 大船渡商工会議所、大船渡市農業協同組合 大船渡市農業協同組合女性部、大船渡市漁業協同組合 綾里漁業協同組合、越喜来漁業協同組合 吉浜漁業協同組合、大船渡湾冷凍水産加工業協同組合 大船渡魚市場株式会社、大船渡市観光物産協会 大船渡青年会議所、大船渡大通り商店街振興組合 さかり中央通り商店街振興組合、大船渡公共職業安定所
都市基盤部会		
部会長	都市整備部長	
副部会長	総務部長、商工観光部長、港湾経済部長、農林水産部長	
部会員	<市職員> 企画調整課長、総務課長、商工観光物産課長 港湾経済課長、農林課長、水産課長、水産課技監 建設課長、都市計画課長、下水道事業所長 簡易水道事業所長、水道事業所長、農業委員会事務局長 大船渡地区消防組合消防本部消防長 大船渡地区消防組合消防本部次長、大船渡消防署長	<各種団体等> 東北地方整備局三陸国道事務所 東北地方整備局釜石港湾事務所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター 岩手県建築士会気仙支部、岩手県建設業協会大船渡支部 東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社 岩手県交通株式会社、東北電力株式会社 東日本電信電話株式会社、日本通運株式会社
防災まちづくり部会		
部会長	総務部長	
副部会長	企画政策部長、三陸支所長	
部会員	<市職員> 企画調整課長、活力推進課長、市民文化会館長 秘書広聴課長、総務課長、財政課長、税務課長 生涯学習課長、監査委員事務局長 大船渡地区消防組合消防本部消防長 大船渡地区消防組合消防本部次長、大船渡消防署長	<各種団体等> 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 大船渡警察署、大船渡市消防団 大船渡市婦人防火クラブ協議会、陸上自衛隊 自主防災組織

4. 市民参加の取組

①市民意向調査の実施

復興に向けた市民意向を把握し、復興計画の策定や市民と行政の協働によるまちづくりに反映させるためにアンケート形式による市民意向調査を実施した。この調査は、対象を市民全員とし、各避難所、JAおおふなと各支店等にアンケート調査票を設置し、災害広報や災害FMを通じて告知を行って実施した。本市で毎年実施している市民意向調査では、無作為抽出した市民2,000人を対象としているが、今回の調査ではそれ以上の調査票を準備して、実施した。これら調査結果の集計は、岩手県立大学に無償で協力いただいた。

図表 市民意向調査実施概要

対象地域	市内全域
調査期間	平成23年4月22日（金）～5月2日（月）
実施方法	市役所本庁舎、支所、出張所、JAおおふなと各支店、各避難所の回収袋に投函して回収
回収数	1,546票
有効回答	1,530票
調査項目	・回答者属性（震災時の居住地、性別、年齢、世帯人数、職業、居住形態） ・避難場所 ・住宅の被害状況 ・暮らしの不安 ・被災した住宅の再建予定とその理由 ・復興への期待 ・災害への備え ・これからのまちづくりについて望むこと（自由記述）

②市民ワークショップの開催

平成23年7月10日及び17日にはワークショップ形式により「復興によって目指すべき大船渡市の姿」を検討した。これは岩手県立大学の協力を得て実施した。

復興計画に掲載されている復興後の大船渡市の姿「命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡」は、様々な世代の市民が参加したワークショップにおける議論をもとに導き出したものである。

図表 市民ワークショップ開催概要

開催日	第1回：平成23年7月10日（日） 第2回：平成23年7月17日（日）
会場	大船渡市役所
参加者	第1回：市民28人 （協力）岩手県立大学：ファシリテーター等9人、学生9人 第2回：市民21人 （協力）岩手県立大学：ファシリテーター等10人、学生7人
内容	ワークショップ形式で「復興によって目指すべき大船渡市の姿」を検討 ○復興後の大船渡市の姿 「命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡」 ○市民ワークショップでの提言まとめ ①だれもが安心して暮らせるまち 被災者の生活再建を最優先として、1日も早く市民生活の安定を取り戻すためには、災害にくじけない市民の思いを糧としながら、次のことに取り組まなければなりません。 ア 早期の住宅再建と公営住宅の整備 イ 今回の災害の教訓を生かした防災体制の見直し（防災施設に頼りすぎない防災対策の推進や防災教育の充実等） ウ 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり（バリアフリーのまちづくりの推進や公共交通システムの整備等） エ 将来を担う子どもたちの教育の充実 ②活気あふれるまち 大船渡市が活気を取り戻すためには、地域の特色と資源（人的・物的）を最大限に生かした産業の再生と創出が大切です。 ア 被災した産業基盤の早期再建 イ 豊かな自然の恵み等を生かした産業振興（農林水産業・地場産業・観光産業の振興や産業間の連携推進等） ウ 魅力的・独創的なまちづくり エ 新たな産業の創出と雇用の確保 オ 環境共生型のまちづくり（自然エネルギーの活用等） ③支え合いの“わ”でつなぐまち 私たち大船渡市民は、多くの皆様からご支援をいただきながら、ともに助け合い、励ましあいながら災害発生後の日々を過ごしてきました。 この間、人と人をつなぐ「和」と、まちや集落をつなぐ「輪」に支えられたところであり、今後においても、二つの“わ”を大切にしながらまちづくりを進めます。 ア 市民をつなぐ→コミュニティの確保や防災ネットワークの形成等 イ 集落をつなぐ→集落の孤立を防ぐ道路ネットワークの形成や循環バスの運行等 ウ 世代をつなぐ→子供からお年寄りまで、幅広い世代・階層の意見を取り入れたまちづくりの推進や文化・伝統の保存・継承等 エ 都市をつなぐ→気仙2市1町の連携強化等
結果	



市民ワークショップ



地区懇談会

③地区懇談会の開催

復興計画の策定にあたり、市民の意見を広く聴くために、復興に向けた地区懇談会を2回実施した。参加は自由参加とし、地区別に第1回は11会場、第2回は13会場で実施した。第1回は避難所で避難している市民等の思いを聞くことが主眼とされた。第1回の開催時には、大船渡地区と赤崎地区の公共施設は避難所となっている施設が多かったことから、市役所を会場とした。第1回の開催では、参加者が多く会議室に入りきらない程であったため、第2回の開催では、大船渡地区と赤崎地区はそれぞれ2回に分けて開催した。

奥尻島や小千谷市の視察においては、避難所での生活や、仮設住宅に移ってからの生活等、様々なタイミングで被災者の思いを聴くことが



子ども復興会議

大切であるということであったため、そうしたことも参考として開催した。

④子ども復興会議の開催

市内中高生を対象として、未来の大船渡市をイメージする「大船渡市子ども復興会議」を開催した。この会議は、岩手県立大学総合政策学部伊藤英之准教授の企画・運営により、同大学地域政策研究センター震災復興研究費を活用し

図表 地区懇談会の開催概要

第1回復興に向けた地区懇談会	
開催日時	平成23年6月6日（月）～6月24日（金） 19：00～21：00
開催地区	市内11地区（地区公民館単位） （開催順：越喜来、吉浜、蛸ノ浦、綾里、赤崎、盛、大船渡、末崎、猪川、立根、日頃市）
参加者数	計1,355人
第2回復興に向けた地区懇談会	
開催日時	平成23年8月24日（水）～9月15日（木） 19：00～21：00
開催地区	市内13地区 （開催順：日頃市、立根、猪川、綾里、吉浜、末崎①（中井、西館、泊里、基石、三十刈、山根）、盛、末崎②（末崎①以外末崎地区）、赤崎、蛸ノ浦、大船渡①（富沢一区、富沢二区、地ノ森一区、地ノ森二区、雇用住宅、赤沢団地、赤沢、上山、中央通、台町、茶屋前、南町、明土、屋敷、県立病院合同公舎、地ノ森住宅、山馬越住宅）、大船渡②（大船渡①以外大船渡地区）、越喜来）
参加者数	計1,096人

図表 大船渡市子ども復興会議の概要

主 催	大船渡市・岩手県立大学
開 催 日	平成23年9月23日（金）9：30～15：30
開催場所	大船渡市役所（議員控室）
参加者数	12人（中学生9人、高校生3人）
内 容	ワークショップ形式で意見交換と模型を使った作業により、未来（復興後）の大船渡市をイメージする作業を実施。
結果概要	「僕たち、私たちの大船渡市復興提言」の取りまとめを行った。 ○僕たち、私たちの大船渡市復興提言 私たちの大好きな大船渡市の復興のために、次の3つの提言をします。 1. 津波に強い安全なまちにしましょう。 2. 伝統や文化を大切にしていきましょう。 3. 新しい大船渡市を創るために、みんなで力を合わせ協力し合いましょう。

て実施された。ここでは、「僕たち、私たちの大船渡市復興宣言」を取りまとめた。

⑤パブリックコメントの実施

大船渡市復興計画（案）に対して、9月16日

から30日まで、パブリックコメントを募集したところ、市民から50件、市政モニターからは53件の意見が寄せられた。募集に際して、ホームページでの告知や支所、出張所に書類を設置して対応を行った。

2 復興計画の策定

1. 災害復興基本方針

奥尻島及び小千谷市の視察結果を整理し、庁内会議を行うなどして、4月20日に「復興基本方針」を発表した。これは、復興に向けて前進

していることを市民に示したいとの思いから、早い時期の取りまとめが行われた。

2. 大船渡市復興計画骨子

災害復興計画策定委員会で議論された「復興計画骨子」は、第3回委員会後の7月8日に決

定した。

3. 大船渡市復興計画の策定

10月31日の市議会第4回臨時会において「大船渡市復興計画」が議決され、正式決定された。

復興計画は、議決承認が必要であるため、将来的に変更が予想される事業や図は計画とは別の構成とした。実際に、策定当時233だった復

興計画事業は、平成27年3月現在274事業となっている。変更が多い事業や図を別構成にしたため、変更がある度に、議会議決を待つ必要がなく、復興への取組が停滞することなく柔軟な対応が可能となった。

図表 大船渡市復興計画

全体目標 「大船渡市が、大災害を乗り越え、よりよいまちとして再生する」

目指すべき
大船渡市の姿

命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡

復興における
目標

市民生活の復興

市民生活を再建し、「人のつながり・地域の結びつき」を大切にしながら、安心・安全なまちをつくります。

産業・経済の復興

「地域の資源」、「産業・経済」、「雇用」の連動により、活気あふれるまちをつくります。

都市基盤の復興

将来にわたって「災害に強いまち」を支える都市基盤をつくります。

防災まちづくり

被災の教訓を生かし、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ため、「減災」の考え方に基づく防災の仕組みをつくります。

方針

- 1 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。
- 2 市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に関係する各種サービスの充実を図ります。
- 3 災害廃棄物を適正に処理します。
- 4 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。
- 5 市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。

- 1 経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。
- 2 産業基盤を再建します。
- 3 水産業の早期再建を図ります。
- 4 農林業のあり方を検討し、振興策を見出します。
- 5 商業の早期再建を図ります。
- 6 観光産業の早期再建を図ります。
- 7 地場産業の活力により、産業・経済を活性化します。

- 1 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。
- 2 土地利用のあり方を検討のうえ見直します。
- 3 情報通信基盤の整備を進めます。

- 1 今回の災害による教訓を生かし、新たな防災体制を整えます。
- 2 防災教育や防災訓練を積極的に推進します。
- 3 地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。
- 4 ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。
- 5 広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。

